

令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会
1	3月11日	木	開会・提案理由説明	
2	3月12日	金	休会（発言通告締切 午後5時まで）	
3	3月13日	（土）	休 会	
4	3月14日	（日）		
5	3月15日	月		
6	3月16日	火		
7	3月17日	水		質疑・一般質問
8	3月18日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	3月19日	金	休 会 (春分の日)	建設経済
10	3月20日	（土）		
11	3月21日	（日）		
12	3月22日	月		市民福祉
13	3月23日	火		総務文教
14	3月24日	水		議会運営
15	3月25日	木		委員長報告・討論・採決・閉会

# 令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会

## 目次

第1号（3月11日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	4
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
7. 日程第2 会期の決定	7
8. 日程第3 議案第3号～議案第28号 報告第1号～報告第6号	8
9. 提案理由の説明	8
(1) 議案第3号（木下総務部長）	8
(2) 議案第4号（徳永福祉部次長）	9
(3) 議案第5号（徳永福祉部次長）	10
(4) 議案第6号（徳永福祉部次長）	10
(5) 議案第7号（永田市民医療センター事務部長）	10
(6) 議案第8号（梅崎市民部長）	11
(7) 議案第9号（佐藤福祉部長）	11
(8) 議案第10号（早田経済部長）	12
(9) 議案第11号（早田経済部長）	12
(10) 議案第12号（瀬口教育部長）	13
(11) 議案第13号（中原消防本部消防長）	13
(12) 議案第14号（木下総務部長）	13
(13) 議案第15号（佐藤福祉部長）	15
(14) 議案第16号（佐藤福祉部長）	16
(15) 議案第17号（松尾建設部次長）	16
(16) 議案第18号（佐藤福祉部長）	17
(17) 議案第19号（石井経済部次長）	18
(18) 議案第20号（石井経済部次長）	18
(19) 議案第21号（石井経済部次長）	19

(20) 議案第22号 (池田水道局長) .....	19
(21) 議案第23号 (永田市民医療センター事務部長) .....	20
(22) 議案第24号 (松尾建設部次長) .....	21
(23) 議案第25号 (瀬口教育部長) .....	22
(24) 議案第26号 (早田経済部長) .....	22
(25) 議案第27号 (早田経済部長) .....	22
(26) 議案第28号 (古江建設部長) .....	23
(27) 報告第1号 (梅崎市民部長) .....	23
(28) 報告第2号 (古江建設部長) .....	24
(29) 報告第3号 (古江建設部長) .....	24
(30) 報告第4号 (瀬口教育部長) .....	25
(31) 報告第5号 (瀬口教育部長) .....	25
(32) 報告第6号 (石井経済部次長) .....	25
10. 日程第4 議長の常任委員辞任の件 .....	26
11. 散 会 .....	27

## 第2号 (3月17日)

1. 議事日程 .....	31
2. 本日の会議に付した事件 .....	32
3. 出席議員 .....	32
4. 説明のため出席した者 .....	32
5. 事務局職員出席者 .....	33
6. 日程第1 質疑・一般質問 .....	34
(1) 立山 大二郎議員一般質問 .....	34
○古江建設部長答弁 .....	35
(2) 立山 大二郎議員一般質問 .....	35
○池田水道局長答弁 .....	36
(3) 立山 大二郎議員一般質問 .....	37
○木下総務部長答弁 .....	37
(4) 立山 大二郎議員一般質問 .....	38
○梅崎市民部長答弁 .....	41
(5) 立山 大二郎議員一般質問 .....	42
○木下総務部長答弁 .....	44
(6) 立山 大二郎議員一般質問 .....	44

○大林経済部首席審議員答弁	46
(7) 立山 大二朗議員一般質問	47
(8) 永田 紘二議員一般質問	48
○早田市長答弁	48
(9) 永田 紘二議員一般質問	49
○早田経済部長答弁	49
(10) 永田 紘二議員一般質問	50
○早田経済部長答弁	50
(11) 永田 紘二議員一般質問	50
(12) 芋生 よしや議員一般質問	51
○早田市長答弁	52
(13) 芋生 よしや議員一般質問	53
○佐藤福祉部長答弁	53
(14) 芋生 よしや議員一般質問	54
○早田市長答弁	54
(15) 芋生 よしや議員一般質問	55
○佐藤福祉部長答弁	56
(16) 芋生 よしや議員一般質問	57
○佐藤福祉部長答弁	57
(17) 芋生 よしや議員一般質問	57
○佐藤福祉部長答弁	59
(18) 芋生 よしや議員一般質問	59
○瀬口教育部長答弁	60
(19) 芋生 よしや議員一般質問	61
○瀬口教育部長答弁	61
(20) 芋生 よしや議員一般質問	62
○若杉教育部首席教育審議員答弁	63
(21) 芋生 よしや議員一般質問	64
○佐藤福祉部長答弁	64
(22) 芋生 よしや議員一般質問	65
○早田経済部長答弁	66
(23) 芋生 よしや議員一般質問	66
(24) 原 芳郎議員一般質問	67
○早田市長答弁	68

(25) 原 芳郎議員一般質問	69
(26) 北原 昭三議員一般質問	69
○佐藤福祉部長答弁	71
(27) 北原 昭三議員一般質問	72
○佐藤福祉部長答弁	72
(28) 北原 昭三議員一般質問	73
○若杉教育部首席教育審議員答弁	74
(29) 北原 昭三議員一般質問	74
○若杉教育部首席教育審議員答弁	75
(30) 北原 昭三議員一般質問	76
○若杉教育部首席教育審議員答弁	76
(31) 北原 昭三議員一般質問	77
○木下総務部長答弁	77
(32) 北原 昭三議員一般質問	78
○梅崎市民部長答弁	79
(33) 北原 昭三議員一般質問	79
○木下総務部長答弁	80
(34) 北原 昭三議員一般質問	81
○木下総務部長答弁	81
(35) 北原 昭三議員一般質問	81
7. 散 会	82

### 第3号（3月18日）

1. 議事日程	85
2. 本日の会議に付した事件	86
3. 出席議員	86
4. 説明のため出席した者	87
5. 事務局職員出席者	88
6. 日程第1 質疑・一般質問	89
(1) 深牧 大助議員一般質問	89
○早田経済部長答弁	89
(2) 深牧 大助議員一般質問	90
○早田市長答弁	91
(3) 深牧 大助議員一般質問	91

(4) 有働 辰喜議員質疑	92
○佐藤福祉部長答弁	93
(5) 有働 辰喜議員質疑	93
○瀬口教育部長答弁	93
(6) 有働 辰喜議員一般質問	94
○佐藤福祉部長答弁	95
(7) 有働 辰喜議員一般質問	96
○佐藤福祉部長答弁	97
(8) 有働 辰喜議員一般質問	97
○佐藤福祉部長答弁	98
(9) 有働 辰喜議員一般質問	98
○佐藤福祉部長答弁	99
(10) 有働 辰喜議員一般質問	99
○佐藤福祉部長答弁	100
(11) 有働 辰喜議員一般質問	101
○瀬口教育部長答弁	102
(12) 有働 辰喜議員一般質問	103
○瀬口教育部長答弁	104
(13) 有働 辰喜議員一般質問	105
(14) 勢田 昭一議員一般質問	105
○森田監査委員事務局長答弁	106
(15) 勢田 昭一議員一般質問	107
○森田監査委員事務局長答弁	107
(16) 勢田 昭一議員一般質問	108
○早田経済部長答弁	108
(17) 勢田 昭一議員一般質問	109
○早田経済部長答弁	110
(18) 勢田 昭一議員一般質問	110
○梅崎市民部長答弁	111
(19) 勢田 昭一議員一般質問	111
○梅崎市民部長答弁	112
(20) 勢田 昭一議員一般質問	112
○梅崎市民部長答弁	113
(21) 勢田 昭一議員一般質問	113

(22) 松見 真一議員一般質問	114
○木下総務部長答弁	115
(23) 松見 真一議員一般質問	116
○早田市長答弁	116
(24) 松見 真一議員一般質問	117
(25) 金光 一誠議員質疑	118
○早田経済部長答弁	119
(26) 金光 一誠議員一般質問	119
○早田市長答弁	120
(27) 金光 一誠議員一般質問	120
○早田市長答弁	121
(28) 金光 一誠議員一般質問	122
○早田経済部長答弁	122
(29) 金光 一誠議員一般質問	122
○早田経済部長答弁	123
(30) 金光 一誠議員一般質問	123
7. 日程第2 委員会付託	123
8. 散会	124

#### 第4号（3月25日）

1. 議事日程	127
2. 本日の会議に付した事件	128
3. 出席議員	129
4. 説明のため出席した者	130
5. 事務局職員出席者	130
6. 日程第1 議案第3号～議案第28号	131
7. 各常任委員長の報告	131
(1) 建設経済常任委員長報告	131
(2) 市民福祉常任委員長報告	132
(3) 総務文教常任委員長報告	133
8. 質疑	134
9. 討論	134
(1) 金光 一誠議員討論	134
(2) 有働 辰喜議員討論	135

(3) 芋生  よしや議員討論	137
(4) 立山  大二郎議員討論	141
10. 採  決	142
11. 日程第2  選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	145
12. 日程第3  熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	145
13. 日程第4  所管事務調査の委員会付託	146
14. 日程第5  議案第29号～議案第32号	147
15. 提案理由の説明	147
(1) 議案第29号 (早田市長)	147
(2) 議案第30号 (早田市長)	147
(3) 議案第31号 (早田市長)	147
(4) 議案第32号 (早田市長)	148
16. 質  疑	148
17. 討  論	148
18. 採  決	149
19. 日程第6  議案第33号	149
20. 提案理由の説明	149
(1) 議案第33号 (早田市長)	149
21. 質  疑	150
22. 討  論	150
23. 採  決	150
24. 閉  会	150



3月11日（木曜日）

# 令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第1号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第4号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第7号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 山鹿市有機液肥供給施設条例を廃止する条例
- 議案第11号 山鹿市バイオマスセンター条例を廃止する条例
- 議案第12号 山鹿市上永野活性化施設条例を廃止する条例
- 議案第13号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算
- 議案第15号 令和3年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第16号 令和3年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和3年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和3年度六郷財産区特別会計予算
- 議案第20号 令和3年度城北財産区特別会計予算
- 議案第21号 令和3年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第22号 令和3年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第23号 令和3年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第24号 令和3年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第25号 財産の譲渡について
- 議案第26号 財産の貸付けについて
- 議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第28号 市道路線の認定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

第4 議長の常任委員辞任の件

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	関	口	和	良	君	
2番	永	田	壯	拓	君	
3番	深	牧	大	助	君	
4番	原		芳	郎	君	
5番	隈	部	賢	治	君	
6番	高	橋	龍	一	君	
7番	豊	田	新	二	郎	君
8番	山	下	誠	治	君	
9番	古	川	和	博	君	
10番	金	光	一	誠	君	
11番	松	見	真	一	君	
12番	立	山	大	二	朗	君
13番	小	川	榮	二	君	
14番	芋	生	よ	し	や	君
15番	勢	田	昭	一	君	
16番	有	働	辰	喜	君	
17番	服	部	香	代	君	
18番	富	丸	洋	一	郎	君
19番	北	原	昭	三	君	
20番	永	田	紘	二	君	

○

説明のため出席した者

市長	早田 順一 君
副市長	池田 永実 君
教育長	堀田 浩一郎 君
総務部長	木下 実 君
市民部長	梅崎 康二 君
福祉部長	佐藤 アキ 君
経済部長	早田 順二 君
建設部長	古江 光 君
教育部長	瀬口 慎哉 君
市民医療センター 事務部長	永田 臣司 君
消防本部消防長	中原 茂昭 君
総務部次長	中尾 雄二 君
福祉部次長	徳永 謙吾 君
経済部次長	石井 耕一郎 君
建設部次長	松尾 正都 君
水道局長	池田 淳志 君
教育部首席教育審議員	若杉 幸生 君
財務課長	迎田 祐樹 君
地域生活課長	山崎 寿雄 君
税務課長	小山 天 君
国保年金課長	野満 ふみ子 君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊 義明 君
局長補佐兼議事係長	中村 武志 君
書記	高木 善彦 君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（服部 香代君）

おはようございます。

会議に先立ちまして、東日本大震災の発生から本日で10年を迎えます。震災で犠牲となられた方々に追悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと思います。傍聴席の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご起立をお願いします。黙禱。

[黙禱]

○議長（服部 香代君）

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

○

○議長（服部 香代君）

ただいまから令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

冒頭に黙禱いたしましたが、ちょうど10年前の今日、東北地方を中心に発生したマグニチュード9.0、最大震度7を観測した地震は、大津波を発生させ、多くの建物を破壊しました。この地震により1万5000人を超える多くの方の命が失われ、約2500人の方の行方が今なおわかっておりません。

また、先日13日の夜に福島県沖で発生したマグニチュード7.0、最大震度6強の地震は、被害こそ少なかったものの、東日本大震災の余震とされ、政府の地震調査委員会は、今後少なくとも10年は大規模な余震が発生する状況が続くと見て、注意を呼びかけています。

これを平成28年4月に発生した熊本地震に置きかえて考えた場合、地震の恐ろしさと各種自然災害への備えの大切さを改めて強く認識したところです。

ところで、今年の冬は寒さの厳しかった日も数日はありましたが、総じて穏やかな冬だったように感じております。

3月に入り、朝の冷え込みも随分和らいでまいりました。また、3月は卒業など

何かしら物悲しさを感じる時期でございますが、4月からの新たなスタートに向け、期待と希望に胸を膨らませる時期でもあります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、熊本県独自に出されておりました緊急事態宣言は、感染者数の減少等により2月17日をもって解除されましたが、全国的には、首都圏を中心に予断を許さない状況が続いております。

このような中、医療従事者を対象にワクチン接種が開始され、その後、高齢者、基礎疾患がある方と高齢者施設の従事者、それから一般の方へと広げられていく予定です。

本市においても、安全かつスピーディーなワクチン接種を進め、一刻も早い市民の安心と地域経済の回復につなげていく所存であります。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例6件、予算16件、財産の譲渡1件、財産の貸付け1件、市道路線の認定1件、その他1件の計26件と報告6件であります。

なお、今回ご提案申し上げます、令和3年度当初予算は、予算編成時期に執行された市長選挙等の事由により骨格予算として編成いたしました。私の市政運営に当たり政策的な判断を伴う経費や新規事業等につきましては、6月補正予算として肉づけをし、ご提案することとしておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日提案しております諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

○

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（服部 香代君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、原 芳郎議員、深牧 大助議員を指名いたします。

○

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（服部 香代君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第3号～議案第28号

報告第1号～報告第6号

○議長（服部 香代君）

日程第3、議案第3号から報告第6号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、総額から6億4364万5000円を減額するものであります。結果、補正後の総額は、397億9962万円となります。

6ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費です。（款）総務費の入札契約事務ほか19の事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴い、限度額の変更をそれぞれ行うものであります。

10ページをお願いいたします。

新規の地方債として、減収補填債1億170万円を発行いたします。これは新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収に対する措置として、本年度に限り発行を認められるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて申し上げますが、今回の補正予算につきましては、国の第3次補正予算において増額されました地方創生臨時交付金を活用した新たな感染症対策、そして、本年度、一般財源で予算措置いたしておりました経済支援策並びに感染症対策への財源組替えであります。

なお、本市に交付されます地方創生臨時交付金の総額は14億5248万6000円でございます。そのほか、事業費の確定に伴います調整、基金積立などを主体に編成いたしております。

26ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 一般管理費の補正額261万円は、行政手続のデジタル化を図る観点から、インターネットを活用した入札参加資格審査システムを導入するものでございます。

次の(目) 情報化推進費の補正額554万4000円は、災害対応力強化のため防災情報の収集・表示システムを整備いたします。

29ページをお願いいたします。

(款) 農林水産業費、(目) 農業振興費の中のスマート農業応援事業3667万6000円は、コロナ禍における農業生産の省力化、効率化を図るため、トラクターやドローンなどの機械設備の導入費用に対して一部助成するものでございます。

30ページをお願いいたします。

(目) 農業振興施設費の補正額4539万1000円及び31ページの(目) 商工施設費の補正額789万5000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る休業要請を受け、また、感染症の影響により利用料金が著しく減少した物産館、灯籠民芸館及びさくら湯について、その減収分の一部を補填するものでございます。

34ページをお願いいたします。

(款) 教育費、(目) 教育委員会費の補正額300万円は、寄附行為に基づき奨学基金の拡充を図るものでございます。

36ページをお願いいたします。

(目) 社会教育施設費の補正額1714万7000円は、休業要請及び感染症の影響を受けた市民交流センター及び八千代座につきまして、利用料金の一部を補填するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(服部 香代君)

徳永福祉部次長。

[福祉部次長 徳永 謙吾君 登壇]

○福祉部次長(徳永 謙吾君)

議案第4号から議案第6号についてご説明いたします。

まず、議案第4号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額の増減をございませんが、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

下段の歳出、(款) 保険給付費、(目) 一般被保険者療養給付費の財源の組み替



えを行うもので、中段、歳入の（款）繰越金の補正額 1 億 4095 万 8000 円を歳入予算に組み入れるため、上段、（款）県支出金との組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第 5 号 令和 2 年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

この補正も予算総額の増減はなく、歳入予算の組み替えを行うものです。

6 ページをお願いいたします。

下段の歳出、（款）後期高齢者医療広域連合納付金の財源の組み替えを行うもので、歳入中段の繰越金の補正額 750 万 9000 円を歳入予算に組み入れるため、上段、後期高齢者医療保険料との組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第 6 号 令和 2 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1090 万 4000 円を追加し、70 億 9327 万 2000 円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額 175 万 7000 円は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費でございます。財源は一般財源です。

次に、（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費は、介護保険・保険者努力支援交付金 751 万 9000 円を受け入れるため、介護保険料との財源組み替えを行うものでございます。

8 ページをお願いいたします。

（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額 1 億 914 万 7000 円は、令和元年度の決算剰余金及び預金利子を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（服部 香代君）

永田市民医療センター事務部長。

[医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

#### ○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第 7 号 令和 2 年度山鹿市病院事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、会計間の在職期間按分による退職負担金の増加によるものでござ

います。

1 ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出です。支出の（第1款）病院事業費用の既決予定額に61万4000円を追加し、総額を38億6904万2000円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、実施計画によりご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）他会計負担金の補正予定額61万4000円は、一般会計で退職する職員の病院会計における在職期間按分による退職負担金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第8号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する用語の整理を行うものです。改正の内容につきましては、別表第1号の表中、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、第8期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における各年度の介護保険料率等を条例で定める必要があり、提案するものでございます。

改正の内容としましては、第3条第1項におきまして、事業運営期間を令和3年度から令和5年度までに改めるとともに、同項第1号から第9号におきまして、それぞれの所得階層における保険料率を定めるものでございます。あわせて、低所得者への措置として、所得段階が低い第1階層から第3階層につきまして、それぞれ

一定割合で保険料の軽減を行うものとし、同条第2項におきまして、その額を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

議案第10号 山鹿市有機液肥供給施設条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は鹿北地域と菊鹿地域に設置されている2つの山鹿市有機液肥供給施設を廃止するため、条例を廃止の必要があり提案するものです。

両施設は、家畜ふん尿等を有機液肥として農地へ活用するため、平成2年度及び平成3年度にそれぞれ建設されており、設置から30年近くが経過し、老朽化や、利用者の減少により、維持管理費が増加傾向にあることから、今回、鹿北分は広域山鹿衛生処理センターで受け入れ、菊鹿分は畜産農家が個別に処理する体制が整いましたので、令和3年3月末日をもって行政財産としての施設利用を廃止するため、関係する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第11号 山鹿市バイオマスセンター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市バイオマスセンターを廃止するため条例を廃止の必要があり、提案するものです。

鹿本町にあります同施設は、平成17年度の供用開始から15年が経過しており、畜産農家の減少や設備の老朽化・故障等により、年々維持管理費が増加傾向にあったことから、今回、利用する畜産農家が個別に処理を行う、個別処理方式へと移行する体制が整いましたので、令和3年3月末日をもって、同施設の行政財産としての施設利用を廃止する必要があるため、関係する条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第12号 山鹿市上永野活性化施設条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公の施設としての山鹿市上永野活性化施設を廃止するため、条例を廃止する必要があり提案するものでございます。平成5年度に建設された同施設につきましては、本施設の地権者である地元社会福祉法人に譲渡し、引き続き施設の有効活用を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

中原消防本部消防長。

[消防本部消防長 中原 茂昭君 登壇]

○消防本部消防長（中原 茂昭君）

議案第13号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者搬送及び病原体の付着した物件の処理作業などに従事した場合、規定する手当の額を支給するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、今般の改正に係る部分については、令和2年4月3日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算につきましては、市長選挙の事由により、骨格予算として編成いたしております。しかしながら、地域公共交通や医療・福祉など市民生活に深く関係し、生活の一部として定着している事業、また、債務負担行為により取り組んでおります地方道路整備や消防庁舎施設整備などの事業につきましては、骨格予算の中で編成いたしております。

1ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算の総額を260億5800万円と定めております。令和2年度と比べまして、39億3500万円の減、13.1%の減少率でございます。

第2条から第5条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出

予算の流用について定めております。

10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。1の固定資産課税土地評価業務のほか、4つの事項につきまして、債務の期間、限度額は記載のとおりです。

11ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか4つの事業について定めており、総額15億7510万円です。

次に、歳入予算の主なものにつきまして申し上げます。

17ページをお願いいたします。

市税につきましては、個人及び法人の市民税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比1億6460万円の減収を見込んでおります。

18ページになります。

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対する固定資産税の減免措置などにより、前年度比9970万円の減収を見込んでおります。

34ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税の減免及びコロナ禍あって新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための固定資産税の特別措置に対する減収補填措置として、令和3年度に新たに創設・交付されるもので、6500万円を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして申し上げます。

84ページをお願いいたします。

(款)衛生費、(目)予防費の中の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、市民の皆様を対象としたワクチン接種体制の確保を図るものでございます。昨日から始まっておりますが、まずは医療従事者への優先接種、そして、4月下旬からは、高齢者施設の入所者及び従事者を対象とした接種を予定しております。その後、5月中旬をめどに高齢者向けの集団接種及び個別接種を開始する予定でございます。また、その他の16歳以上の市民の皆様向けの接種につきましては、7月上旬からの開始を予定いたしております。

102ページをお願いいたします。

(款)消防費、(目)消防施設費の中の防災行政無線施設整備事業は、債務負担行為による令和2年度からの継続事業であります。アナログ式で運用中の山鹿地区及び鹿本地区の防災行政無線につきまして、デジタル化への移行に取り組んでおり

ます。

次の鹿北分署の消防庁舎施設整備事業につきましても、同じく債務負担行為による令和2年度からの継続事業です。老朽化や耐震力不足に対応するため、本年9月の竣工をめどに新たな消防庁舎の整備を進めております。

また、東分署の消防庁舎施設整備事業につきましても、同じく継続事業でありまして、令和5年度の竣工を目指し、基本設計・実施設計を行っております。

以上が予算の概略であります。

事業ごとの内容及び性質別の内訳、基金、地方債の状況などに関する資料につきましては、予算に関する説明書及び当初予算のあらましをご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第15号 令和3年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を71億1318万5000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高額を、また第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入、（款）国民健康保険税につきましても、一般被保険者分及び退職被保険者等分を合わせまして、総額11億2336万9000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

中段の（款）県支出金、（目）保険給付費等交付金52億5946万4000円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う年間の医療費相当額等を県から受け入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は5億8197万円を計上いたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出、（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院、外来などの医療の給付に係るもので、総額44億5708万5000円を計上いたしております。

18ページ下段から19ページ下段までをお願いいたします。

(款) 国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業の財政運営主体である熊本県に対し支払う納付金でございます。医療給付分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の3つの合計額として、17億3965万7000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

下段の(款) 保健事業費、(目) 特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導等に係る経費で6591万1000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第16号 令和3年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を8億5122万1000円と定めるものです。

歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入、(款) 後期高齢者医療保険料は、総額5億4974万4000円を計上いたしております。

3段目の(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金は事務費繰入金及び保険料軽減分補填のための保険基盤安定繰入金を合わせまして、2億5328万7000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

歳出、下段の(款) 後期高齢者医療広域連合納付金は、山鹿市が徴収をいたしました後期高齢者医療保険料等を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うもので、8億408万5000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

(款) 保健事業費は、高齢者健診や健康教育など、後期高齢者の健康増進に資する経費で3687万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(服部 香代君)

松尾建設部次長。

[建設部次長 松尾 正都君 登壇]

○建設部次長(松尾 正都君)

議案第17号 令和3年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億7075万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為について、第3条は、地方債について定めるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について期間及び限度額を定めるものです。

第3表は、地方債の限度額等を定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

(款)の2、使用料及び手数料、(目)の1、農業集落排水施設使用料につきましては、1億6992万3000円を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

(款)の1、農業集落排水事業費、(目)の2、処理場管理費1億7217万8000円は、市内20カ所の処理場に係る修繕料及び処理場管理委託料等を計上しております。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長(服部 香代君)

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

#### ○福祉部長(佐藤 アキ君)

議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を68億6317万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を、また、第3条は歳出予算の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入、(款)保険料、(目)第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料として、11億7587万8000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

(款)繰入金、(目)一般会計繰入金は、法定負担割合に基づき、11億383万8000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

歳出、(款)保険給付費、(目)介護サービス給付費は、要介護1から要介護5



までの認定を受けられている方に対する介護サービスの給付に係るもので、58億9746万8000円を計上しております。

次に中段、（目）介護予防サービス給付費は、要支援1及び要支援2の認定を受けられた方に対するサービス給付費で、1億2490万1000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防生活支援サービス事業費1億5355万7000円は、介護予防や生活支援が必要と認められる高齢者への各種サービスに係るものでございます。

18ページをお願いいたします。

上段の（目）包括的支援事業費8210万3000円は、地域包括支援センターが行います高齢者の総合相談・支援、また権利擁護業務等に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（服部 香代君）

石井経済部次長

[経済部次長 石井 耕一郎君 登壇]

#### ○経済部次長（石井 耕一郎君）

議案第19号から議案第21号までの財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第19号 令和3年度六郷財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を48万円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費36万3000円。主なものは、委員報酬及び作業道などの維持管理に係る経費でございます。

次に、議案第20号 令和3年度城北財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を513万9000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費501万2000円。主なものは、委員報酬及び下草刈り、作業道の維持管理に係る経費でございます。

最後に、議案第21号 令和3年度稲田財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を44万4000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費33万3000円。主なものは、委員報酬及び作業道などの維持管理に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長(服部 香代君)

水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

#### ○水道局長(池田 淳志君)

議案第22号 令和3年度山鹿市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。給水戸数1万3750戸、年間総給水量304万8150立方メートル、1日平均給水量8351立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業等に1億2003万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。(第1款)水道事業収益を5億7807万1000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益4億7515万9000円であります。

次に、支出でございますが、(第1款)水道事業費用は、5億6040万4000円を予定しております。内訳は、営業費用5億44万3000円、企業債利息等の営業外費用5436万円であります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。(第1款)資本的収入を1億4877万1000円と見込んでおります。内訳は、企業債9090万円、工事負担金280万円などであります。

次に、支出でございますが、(第1款)資本的支出は、3億6407万4000円を予定しております。内訳は、配水管整備等に係る建設改良費1億3016万8000円、企業債償還金2億3390万6000円であります。

第5条から第8条につきましては、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額についてそれぞれ

定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第23号 令和3年度山鹿市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量です。病床数は、一般病床197床、感染症病床4床、計201床でございます。年間延べ患者数として、入院4万8180人、外来4万9610人を見込んでおります。1日平均患者数としては、入院132人、外来205人を見込んでおるところです。

主な建設改良事業として、医療機器整備事業に1億1830万円を予定しております。

2 ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

まず収入です。（第1款）病院事業収益は、40億1101万8000円を見込んでおります。内訳は、入院及び外来収益などの医業収益32億1228万4000円。また、補助金、負担金などの医業外収益7億9573万4000円、特別利益として300万円でございます。

次に支出です。（第1款）病院事業費用39億7826万7000円を予定しております。内訳は、給与費、薬品等材料費などの医業費用として39億353万1000円、償還利息などの医業外費用6473万6000円、特別損失として1000万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

まず収入です。（第1款）資本的収入は、1億1825万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債1億1550万円、他会計繰入金275万円でございます。

次に、支出でございます。（第1款）資本的支出は、5億6606万5000円を予定しております。内訳は、建設改良費1億1830万円、企業債の元金償還に係る企業債償還金4億4776万5000円でございます。

4 ページをお願いいたします。

第5条から、5ページ第9条につきましては、企業債、一時借入金の限度額、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そしてたな卸資産購入限度額について、それぞれを定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

松尾建設部次長。

[建設部次長 松尾 正都君 登壇]

○建設部次長（松尾 正都君）

議案第24号 令和3年度山鹿市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。排水件数を1万1058件、年間総配水量を698万4840立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、管渠及び下水処理場整備であります。事業費は2億5532万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入よりご説明いたします。（第1款）下水道事業収益は、12億7380万1000円を見込んでおります。内訳の主なものは、営業収益7億638万7000円、営業外収益5億6741万2000円であります。

次に、支出ですが、（第1款）下水道事業費用は、12億1341万7000円を予定しております。内訳の主なものは、営業費用10億8874万3000円、営業外費用1億2067万4000円であります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。

収入よりご説明いたします。（第1款）資本的収入は、2億5476万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債1億3710万円、補助金1億1566万円であります。

次に支出ですが、（第1款）資本的支出は、6億7140万8000円を予定しております。内訳は、建設改良費2億5532万円、企業債償還金3億7608万8000円であります。

第5条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を定めるものです。

3 ページをお願いいたします。

第6条から第9条は、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第25号 財産の譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、議案第12号でご説明申し上げたとおり、山鹿市上永野活性化施設を地元社会福祉法人に譲渡し、引き続き有効活用を図るため、規定により議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市菊鹿町上永野字津留518番地、構造は木造平屋建て、床面積は395.5平方メートルでございます。

譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町上永野字津留512番地、社会福祉法人慈光会理事長、隈部 久美子氏でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（服部 香代君）

早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

議案第26号 財産の貸付けについてご説明申し上げます。

本案は、議案第11号でご説明申し上げました、山鹿市バイオマスセンターの堆肥舎部分を畜産農家8件で組織する地元生産組合に無償で貸し付け、同施設の効率的運用及び有効活用を図るものでございます。

貸し付ける財産は土地、所在は山鹿市鹿本町高橋字前田690番、同じく691番、同じく692番でございます。地目は全て田、地積は合計で8781平方メートルでございます。建物は構造が鉄筋コンクリート造り平屋建て、床面積は5527.6平方メートルでございます。

貸し付け価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町梶屋227番地、鹿本町堆肥生産組合組合長、谷 秀則氏でございます。

貸し付けの期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとするものです。続きまして、議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め和解することについて議会の議決を求めるものです。

事故発生日時は、平成30年10月7日午後2時50分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市蒲生地内において、不動岩と市道福原井の口線を結ぶ農道みかん山線を自転車で走行していた相手方が、当該農道の亀裂箇所転倒したこと

により、頸髄を損傷し、四肢麻痺となる傷害を負われたもので、今回病状固定に伴い、損害賠償額を定め和解するものでございます。

損害賠償の額は4500万円です。

なお、和解の要旨としまして、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する賠償金を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

以上で、説明を終わります。

**○議長（服部 香代君）**

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

**○建設部長（古江 光拓君）**

議案第28号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

今回、市道認定を求めるに至った経緯につきましてご説明いたします。

路線番号83675号から83681号の7路線は、山鹿市鹿北町芋生字才野及び細長地内において、旧鹿北町が定住促進などの過疎対策の一環として整備しました鹿北幸が丘分譲地内の道路です。現在、分譲地内の認定外道路として都市計画課で管理しておりますが、市道路網の一つとして、一体的に維持管理するため、市道認定をしようとするものです。

なお、2ページに位置図を掲載しておりますのでご参照ください。

以上で、説明を終わります。

**○議長（服部 香代君）**

梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

**○市民部長（梅崎 康二君）**

報告第1号 専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものです。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和2年11月11日、午前8時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、人吉市カルチャーパレス駐車場において、駐車のために後進して

いた公用車が駐車中の相手方の車両に接触し、当該車両を損傷させたものです。

損害賠償の額は5万6221円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し本件事故に関する一切の賠償金として、上記金額を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（服部 香代君）

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、令和2年11月12日、午前8時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市久原地内において、相手方車両が市道霊仙古閑線を霊仙山方面走行中、道路舗装の破損により生じたくぼ地に接触し、当該車両の右後方底部を破損したものです。

損害賠償の額は5万7348円です。

和解事項としまして、本市は相手方に損害を賠償し、両者は本和解事項の定めるもののほか、本件事故に係る何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、令和2年12月18日、午後7時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市山鹿地内において、相手方車両が市道医師会館線から駐車場に進入しようとした際、金属製の側溝蓋、グレーチングが跳ね上がり車両底部に接触し、当該車両のマフラー等が損傷したものです。

損害賠償の額は、10万4434円です。

和解事項としまして、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解事項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（服部 香代君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

報告第4号及び第5号の2件の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校施設の管理の瑕疵に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

はじめに、報告第4号です。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和2年10月5日、午後3時30分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市立三玉小学校の敷地内において、校舎屋根の劣化したトタン部分が風により外れて落下し、駐車していた相手方の車両を損傷させたものです。

本件に係る損害賠償の額は10万7129円です。

次に、報告第5号です。

2ページをお願いいたします。

事故の発生日時及び事故の概要は、報告第4号と同様です。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

本件に係る損害賠償の額は8万2742円です。

以上、2件とも和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し賠償金を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（服部 香代君）

石井経済部次長。

[経済部次長 石井 耕一郎君 登壇]

○経済部次長（石井 耕一郎君）

報告第6号 株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告についてご説明申し上げます。



市が2分の1以上出資している法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものでございます。

株式会社菊鹿フラワーバンクは、地域に咲く山野草などを採取し、押し花にして販売することで地域の活性化を図ることを目的として、特産工芸村内の押し花館で運営に当たっております。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告でございます。

全国的な押し花愛好家の高齢化や人口の減少、さらに、新型コロナウイルスの影響による市場不況により、花パックの売上高も減少しております。このような厳しい状況の中で、社員一丸となって、給与の引下げ、経費の節減など努力を重ねられました。

しかし、結果として減収減益となり、売上高は前年比57.5%の1366万1581円、売上総利益、売上営業利益とも減益で、当期の純利益は6万4390円の損失となっております。

5ページから8ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

9ページから10ページにつきましては、令和2年度事業計画書及び収支予算書を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

ご報告申し上げました法人につきましては、取り巻く環境など厳しい状況にありますので、経営方針の見直しに向けた取り組みなど促してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（服部 香代君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

次の日程は、議長の常任委員辞任の件でありますので、地方自治法第117条の規定により、副議長と交代をいたします。

[議長 服部 香代君 退場]

[副議長 北原 昭三君 議長席着席]

○

#### 日程第4 議長の常任委員辞任の件

#### ○副議長（北原 昭三君）

日程第4 議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

服部議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（北原 昭三君）

ご異議なしと認めます。したがって、服部議長の常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

[議長 服部 香代君 入場]

[議長 服部 香代君 議長席着席]

○

散 会

○議長（服部 香代君）

今期定例会において受理しました請願等の取扱いについては、お手元の請願等文書表のとおりといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時16分 散会

~~~~~

3月17日(水曜日)

# 令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和3年3月17日（水曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○

#### 発言通告

#### 1. 立山 大二朗

##### 一般質問

##### （1）令和2年7月豪雨災害からの復旧について

- ①公共土木施設等の復旧状況と今後の見通し
- ②上水道施設の復旧状況と今後の見通し
- ③今後の防災への取り組み

##### （2）空き家対策・倒壊危険空き家の状況等について

- ①空き家バンクの状況と取り組み
- ②倒壊危険空き家の状況と取り組み

##### （3）本市における聖火リレーの実施について

#### 2. 永田 紘二

##### 一般質問

##### （1）総合戦略室について

##### （2）山鹿市情報発信交流施設の活用について

#### 3. 芋生 よしや

##### 一般質問

##### （1）新型コロナウイルス感染症対策・住民を守る取り組み

- ①「新型コロナから市民を守るために全力を尽くす」市長の見解・具体策
- ②社会的検査の拡充
- ③生活困窮者支援
- ④子育て世代支援
- ⑤事業所支援

#### 4. 原 芳郎

##### 一般質問

##### （1）山鹿市における農業者人口減少について

#### 5. 北原 昭三

一般質問

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- (2) 不登校児童・生徒の実態について
- (3) S D G s の取り組みについて (フードロス自動販売機)
- (4) R P A による業務の効率化等について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員 (20名)

|      |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 関 | 口 | 和 | 良 | 君 |   |
| 2 番  | 永 | 田 | 壮 | 拓 | 君 |   |
| 3 番  | 深 | 牧 | 大 | 助 | 君 |   |
| 4 番  | 原 |   | 芳 | 郎 | 君 |   |
| 5 番  | 隈 | 部 | 賢 | 治 | 君 |   |
| 6 番  | 高 | 橋 | 龍 | 一 | 君 |   |
| 7 番  | 豊 | 田 | 新 | 二 | 郎 | 君 |
| 8 番  | 山 | 下 | 誠 | 治 | 君 |   |
| 9 番  | 古 | 川 | 和 | 博 | 君 |   |
| 10 番 | 金 | 光 | 一 | 誠 | 君 |   |
| 11 番 | 松 | 見 | 真 | 一 | 君 |   |
| 12 番 | 立 | 山 | 大 | 二 | 朗 | 君 |
| 13 番 | 小 | 川 | 榮 | 二 | 君 |   |
| 14 番 | 芋 | 生 | よ | し | や | 君 |
| 15 番 | 勢 | 田 | 昭 | 一 | 君 |   |
| 16 番 | 有 | 働 | 辰 | 喜 | 君 |   |
| 17 番 | 服 | 部 | 香 | 代 | 君 |   |
| 18 番 | 富 | 丸 | 洋 | 一 | 郎 | 君 |
| 19 番 | 北 | 原 | 昭 | 三 | 君 |   |
| 20 番 | 永 | 田 | 紘 | 二 | 君 |   |

○

説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 早 | 田 | 順 | 一 | 君 |   |
| 副 | 市 | 長 | 池 | 田 | 永 | 実 | 君 |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 教 育 長               | 堀 田 浩一郎 君 |
| 総 務 部 長             | 木 下 実 君   |
| 市 民 部 長             | 梅 崎 康 二 君 |
| 福 祉 部 長             | 佐 藤 ア キ 君 |
| 経 済 部 長             | 早 田 順 二 君 |
| 経済部首席審議員            | 大 林 秀 樹 君 |
| 建 設 部 長             | 古 江 光 拓 君 |
| 教 育 部 長             | 瀬 口 慎 哉 君 |
| 市民医療センター<br>事 務 部 長 | 永 田 臣 司 君 |
| 消防本部消防長             | 中 原 茂 昭 君 |
| 総 務 部 次 長           | 中 尾 雄 二 君 |
| 福 祉 部 次 長           | 徳 永 謙 吾 君 |
| 経 済 部 次 長           | 石 井 耕一郎 君 |
| 水 道 局 長             | 池 田 淳 志 君 |
| 教育部首席教育審議員          | 若 杉 幸 生 君 |
| 秘 書 政 策 課 長         | 木 村 隆 男 君 |
| 総 務 課 長             | 永 田 健 一 君 |
| 情報システム広報課長          | 入 江 智 紀 君 |
| 地 域 生 活 課 長         | 山 崎 寿 雄 君 |
| 環 境 課 長             | 森 賢 治 君   |
| 長 寿 支 援 課 長         | 豊 田 義 幸 君 |
| 健 康 増 進 課 長         | 徳 丸 和 孝 君 |

○

事務局職員出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 渡 邊 義 明 君 |
| 局長補佐兼議事係長   | 中 村 武 志 君 |
| 書 記         | 高 木 善 彦 君 |

○

午前10時00分 開議

○議長（服部 香代君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○議長（服部 香代君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。立山 大二朗議員。

[12番 立山 大二朗君 登壇]

○12番（立山 大二朗君）

皆さん、おはようございます。

議席番号12番の立山 大二朗です。

市民の皆様より、ご信任とご負託とを賜り、第5期山鹿市議会がスタートしました。私自身としましても初心を忘れず、美しく豊かなふるさと山鹿の持続可能性を高める活動に邁進する所存です。

また、早田市長の誕生を心よりお喜び申し上げます。

市長が最優先事項と掲げられる新型コロナウイルス感染症対策、そして山鹿創生の取り組みが市民生活の向上に資するものとなることを心より祈念しております。

それでは、発言通告により、本日は3項目について一般質問をします。それぞれ一問一答にてお願いします。

まず、令和2年7月豪雨からの復旧について伺います。この件に関しましては、昨年の9月定例会において、主に避難や情報発信についての一般質問を行っておりますが、今回は復旧状況と今後の見通し、そしてこれからの取り組みについて伺います。

先日の3月定例会開会日は、ちょうど平成23年の東日本大震災より10年ということで、犠牲者に対し黙禱を捧げました。そして、間もなく平成28年の熊本地震より5年の歳月がたとうとしております。我々は自然災害への脅威に対し、常に備えを忘れず、市民の命を最優先に考えて行動していかなければなりません。また、近年のこれまでに類を見ないような豪雨被害に対しても、より実効性の高い施策が求められております。

さて、最初の質問は、道路や河川などの公共土木施設等の復旧状況と今後の見通しについてです。ご承知のように、昨年7月の豪雨は県内では主に人吉球磨地方で未曾有の災害となりましたが、本市においても各地区で甚大な被害をもたらしまし

た。この豪雨被害から8カ月が経過し、国からは昨年8月の段階で、本市に被害に係る普通交付税の繰上交付12億6000万円が決定、また熊本県としても令和2年7月豪雨からの復旧・復興に係る要望を昨年11月、国に提出されるなど、本当に枚挙にいとまがないほど財政支援を初め、国、県、市、また関係機関が連携して復旧・復興に当たっていただいております。

そこで、1点目に現時点で地域住民の生活の利便性が損なわれないような対策がきちんと取られているかどうか。2点目に復旧工事の現状について、3点目に復旧工事の今後の見通しについて伺います。特に、3点目に関しましては、発災から5年となる熊本地震からの復旧・復興、また全県で被害をこうむっている7月豪雨からの復旧・復興工事のために、本市でも工事事業者が応札しにくい状況があるのではないかと懸念されますが、その点への具体的な対応に関しても伺います。

それぞれ一問一答にてお答え願います。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

立山議員の一般質問の1点目、公共土木施設等の復旧状況と今後の見通しについてお答えいたします。

令和2年7月豪雨による公共土木施設の被害は、河川、道路をあわせまして389件が発生しております。今日までにのり面崩壊による土砂撤去や迂回路の確保など、市民生活に支障を来さないための応急対策は完了してるところでございます。

また、災害復旧工事については、これまでに大小あわせまして153件が完了しており、進捗率は約39%でございます。

今後の見通しとしましては、被害箇所の多さによる入札不調や近年多発するゲリラ豪雨などの不安要素もございますが、発注者側として複数箇所の集約や早期発注などの創意工夫で受注を促し、令和3年度末までに全ての復旧工事の完了を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二郎君 登壇]

○12番（立山 大二郎君）

まず、全被災箇所での応急措置は完了しているとのことでした。余りに膨大な被災箇所、さらに新型コロナウイルス感染症への対応など、本市としても大変苦しい



状況下にあつて、迅速にご対応いただいたことをありがたく存じます。

また、災害復旧工事が進捗率約39%とのことで、これも被害状況を鑑みるに、決して少ない数字ではないものと存じます。とはいえ、後ほど改めて伺いますが、じきに梅雨や雨量の多いシーズンを迎えるに当たって、さらなる被害が懸念される場所でもあります。工事完了は、令和3年度末との答弁でした。なお、熊本県でも令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議にて、県土木部より入札制度の見直しなど、入札の不調・不落への対応をされるとのことでしたが、本市でも集約して、また早期発注などの取り組みをされるとのことですので、ご負担をかけますが、引き続き力強い対応をお願い申し上げます。

続きまして、上水道施設の復旧状況と今後の見通しについて伺います。7月豪雨では津留配水池からの送配水管が破損し、断水する事態がありました。他自治体にもご協力を仰ぎ、給水車を市役所や市民交流センター前やコミュニティー施設等に回して、安全な水の供給に取り組んでいただき、また市内事業者のご尽力もあって復旧いたしましたけれども、そのときの対応というのが、たしか非常に言葉は悪いんですけども、応急処置的なところで、恒久的に安全性を確保するものではないような工事だったというふうに記憶しております、そこで、先ほど申しましたが、雨量の多いシーズン、梅雨を迎える、そういう前の段階に当たっての、今の整備状況、また今後の見通しについて伺います。

#### ○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。池田水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

#### ○水道局長（池田 淳志君）

ご質問の2点目、上水道施設の復旧状況と今後の見通しについてお答えいたします。

令和2年7月豪雨により、水道施設では旧鶴城中学校の裏手にあります津留配水池につながる送水管及び配水管が被害を受けまして、津留配水系の約2400件の世帯が断水する事態となりました。

このため、まず緊急的な対応として、送水管と配水管を水源池近くで直結させる方法により、早急な断水の解消に努めました。その後、配管の仮設整備を7月中に完了しまして、現在まで問題はなく、水道水の安定的な供給ができております。

次に、今後の本格復旧に向けましては、現在の配水池の場所では、今回のような災害が発生する危険性を依然はらんでおります。また、機能面でも、地震等の災害時における給水拠点としての役割が必要とされていることから、津留配水池の再整備を図ることとしており、これにより水道水の安定供給はもとより、災害に強い水

道施設として強靱化に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二郎君 登壇]

○12番（立山 大二郎君）

安定的な水道供給に関しましては、現状としては問題なく行われておりますが、仮設整備であること、また答弁にもありましたように、津留配水池の場所を考えますと、今後も昨年のような雨量、またゲリラ豪雨等に見舞われた際に、再び断水するのではないかという懸念が払拭できないところではございます。

政府の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化計画に基づき、各省庁でも新たな中長期目標を掲げ、例えば厚生労働省では自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減することを目的とし、耐災害性強化対策の内容を定めています。今、局長からもお話が、ちょっと地震のときの安定的供給というお話もございましたけれども、例えば配水場は現状の耐震化率、全国で56.9%を70%とする計画で、特に耐震化についての計画となっておりますが、近年の豪雨災害を受けて政府としてもより広範な観点からの強靱化に取り組まれるものと存じます。今後の予算編成などでいろいろ提案があるものと存じますので、本市におかれましても、水道の強靱化に関して、速やかなご検討・ご対応を重ねてお願い申し上げます。

この項目に関しまして、最後の質問となります。先ほど建設部長より、復旧工事の進捗率が約39%と答弁いただいておりますが、先ほども申しましたように、梅雨など雨量の多いシーズンを迎えるに当たり、頻発するゲリラ豪雨等への備えが喫緊の課題であることは論をまたないものでございます。復旧工事の完了は令和3年度中とのことでした。現実問題として、早急に梅雨前に工事を完了させることが不可能に近いことは重々理解できますので、とりわけ復旧工事が終わっていない地域に対する今後の災害対応について、公共土木施設等のハード面の復旧以外で、計画策定や住民説明、情報の共有など、ソフト面で地域住民に対して、どのように取り組まれているのか、またどのように実施されるかを伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

一般質問の3点目、復旧工事が終わっていない地域に対する今後の災害対応につ

いてお答えいたします。

昨年7月豪雨により甚大な被害を受け、復旧までに相当の期間を要することが見込まれる地区については、昨年8月以降、次の災害への備えとして住民の方と意見交換を行ってまいりました。特に被害の大きかった菊鹿町今村地区においては、行政と地域の連携を基本として相互情報共有、相互連絡体制の確立、そして避難場所の安全確保、また搬送計画の策定について協議を行いました。

相互情報共有、相互連絡体制については、行政と区長や自主防災組織の方々との連絡体制を構築し、相互の情報発信と共有により、早めの避難行動につなげていくことといたしております。

また、避難場所の確保につきましては、一時的な避難場所を地区コミュニティーセンターとし、その後、長雨等により大規模災害の発生が予測される場合には、速やかに菊鹿市民センターへ避難していただくことを確認いたしております。

さらに、搬送計画につきましては、特に高齢者やお一人で避難することが困難な災害時要援護者の方々に対しては、地域ぐるみで避難行動を行うこととしております。

なお、これらのことについて、避難に関する行動計画書として、今村地区の方には配付いたしております。今後、梅雨入りの前には避難に関して協議した内容について、改めて再確認することとし、災害への備えを強化してまいります。

また、他の地域で復旧工事が完了していない地域もございますので、全世帯を対象に5月には災害に関する手引書を配付いたします。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二郎君 登壇]

○12番（立山 大二郎君）

菊鹿町今村地区に関する取り組みや、全世帯対象に災害に関する手引書の配付などの対応について答弁いただきました。

令和元年9月に小川議員からも国土強靱化について一般質問がっておりますけれども、平成25年に国土強靱化基本法が制定されて以降、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、政府は国土強靱化地域計画の策定を支援、促進しております。本市におきましても、昨年2月に山鹿市国土強靱化地域計画を策定され、災害に強い安心安全なふるさと山鹿を目指して、さまざまに取り組まれていることを承知しております。

政府は、頻繁に起こる自然災害への備えとして、先述の基本法を根拠法として、

国土強靱化、いわゆるナショナルレジリエンスを推進する中で、令和4年度以降は地域計画の策定支援、促進の次段階として、これも先述の5カ年加速化対策も踏まえた内容充実の支援、促進の取り組みを進めることとしておりますので、さまざまな支援や予算獲得にも弾みがつくものと存じます。

なお、参考までに、今出ましたレジリエンスという概念ですが、環境変動やそこからの政策立案などを専門とされている法政大学の田中充教授は、災害対応力、レジリエンスの概念と構造という論文で、外から加えられたリスクやストレス（外力という）に対して対応し得る能力、災害外力による人的・経済的・社会的被害を最小化し得る能力をレジリエンスと呼び、災害対応力と要約できると定義されています。

また、自治体の災害対応力において、そのレジリエンスにおいて、地域の脆弱性に関する指標として、災害時要援護者数、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人なども含みます。これを災害時に自力で避難することが困難な人の数ということですが、ほかにも地域危険度、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度などを挙げられています。

先ほどの答弁で、例として、今村地区での災害時要援護者への対応について伺いました。全市において、誰ひとり取り残すことのない計画と対応が構築されるよう願うところです。もちろん、その今村地区、非常に甚大な被害がありました。あちらでの今回のご対応し大変ありがたいことだと思います。

また、話は変わって、その地域危険度の建物倒壊危険度、こちらに関しましては、次の質問で伺います。

昨年の豪雨災害を受けての令和3年度、こちらは減災への取り組みの成果が問われ、さらに将来的な防災力向上、またレジリエンスの向上に資するものとなる重要な年であると存じますので、引き続きご対応願いまして、この項を終えます。

それでは、次の質問、空き家対策・倒壊危険空き家状況等についてです。

こちらは平成29年3月定例会でも一般質問を行っておりますが、その後の状況と取り組みについての質問です。空き家と倒壊危険空き家で所管部署が異なりますので、項目を分けて伺います。

今後の不動産市場について、ビッグデータ解析や不動産経済学などを専門とされている日本大学の清水千弘教授が、シンガポール国立大学在職時に、こちらは世界の中でも不動産研究はトップクラスの研究所があるんですけど、こちらの在職時に研究発表された論文によりますと、日本の住宅価格は2010年と比べ、2040年には46%下落すると予測されています。要するに、2010年から2040年の30年の間で、不動産価格は半減するということですね。これは全国平均の数字であり、今後も価格

が維持また上昇すると考察される都心や大都市圏も含んだものですので、例えば山鹿のような地方都市においては、もっと厳しい数字が容易に推察されます。これまでの日本人が不動産に抱いてきた価値観が崩壊することは、資産価値の減少という現実的な問題の一方で、資産や資金を持たない層への不動産市場の流動化がもたらされるという可能性も秘めているのではないかと、私は考えます。また、土地利用や開発の創造性が高まるのではないかと期待するところもあります。

前置きが長くなりましたが、地方創生、移住定住促進に資する施策として期待されている空き家バンクについて、まず1点目に本市の空き家バンクの登録件数と契約件数、こちらの状況について伺います。

2点目が空き家バンクにおける空き家に附属する農地の取り扱いと実績について伺います。

令和2年1月5日施行、地域再生法の一部を改正する法律に基づき、政府は人口減少社会に対応した既存ストックの活用による多世代共生型のまちへの転換を促しています。そして、住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用を図ることにより、地方の魅力を向上するものとしています。とりわけ、内閣府地方創生推進事務局が創設・提唱する既存住宅活用農村地域等移住促進事業では、全国的に課題となっている地方都市や農山村地域、中山間地域の人口減少、少子高齢化の進行に伴う空き家や遊休農地の発生、地域の活動や農業等の産業の担い手不足によるコミュニティの衰退などに対して、定住人口等を維持・増加させる移住促進の取り組みとして、移住先で農業に従事することに関心をもつ移住希望者をターゲットに、空き家バンク等において空き家と遊休農地等をあわせて、農地付き空き家として情報提供することなどを有効な施策として、地方自治体での導入を促しております。

都市部の住民における農山漁村への潜在的な移住希望ニーズは高く、農業への関心も強いと内閣府は見ているようでして、移住に当たり、農地付き空き家を希望するケースも多く見られるため、地方自治体に対して平成30年3月に手引きを作成・公表し、農地と空き家をセットとした情報提供の促進をしているところです。

さて、農地法では、農地の権利移転の際に、一定の面積要件、北海道では2ヘクタール、すごいですね。都府県では50アール以上が定められております。

そこで、今回の事業においては、特例として地域の実情に応じて、農業委員会の同意を得ることで、農地法第3条による許可要件の下限面積を引き下げることが可能とされました。農地法の施行規則第17条第2項ですね。これにより、1アール程度を下限面積として例が出てきておりますが、先進事例としては兵庫県宍粟市で、例として農地約2.2アールが隣接している空き家となった古民家を、県外から移住

した50歳代の夫婦が購入し、新規就農しつつ、農家レストランを開業したケースなどが報告されており、まさしく地方創生と持続可能な地域づくりの好例となっております。本市でも、こちらの特例による農地付き空き家の紹介に取り組まれているとのことですが、この実績を含め、取り組み状況について伺います。

3点目に、空き家バンクの取り組み状況について、広報活動や移住定住希望者との接点づくりや窓口に関して、とりわけ山鹿暮らしサポート局の取り組み状況について伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

ご質問の1点目、空き家バンクの年度ごとの登録件数と契約件数についてお答えをいたします。

本市では、平成25年度から移住定住の促進と地域活性化を目的に、空き家を有効活用した空き家バンク制度を運用しておりますが、運用開始後の5年間は、登録件数44件、契約件数15件でございました。その後の平成30年度には、登録15件、契約15件、令和元年度には、登録21件、契約14件、令和2年度につきましては、2月末時点で、登録17件、契約10件となっており、運用開始からの累計では登録物件が97件、このうち54件の契約が成立をしております。特に契約件数は近年急増しており、徐々にではありますが、空き家バンク制度の認知度が増してきているものと思われまます。

ご質問の2点目、空き家バンクにおける空き家に附属する農地の取り扱いと実績についてお答えをいたします。

空き家バンクに登録された物件に附属する農地の取り扱いにつきましては、本市農業委員会と協議し、令和2年3月から農地取得の下限面積を1アールとする所有要件の緩和をいたしました。これまで2件の契約が成立をしております。

ご質問の3点目、空き家バンクの取り組み状況についてお答えをいたします。

空き家バンクの制度につきましては、物件登録数及び契約件数ともに年々増加傾向にあります。さらに、空き家を利用したい方の登録も200名を超えており、空き家の確保や移住を希望する方への支援に力を入れる必要がございます。そこで、本年度4月から鹿本町の旧来民郵便局内に移住定住に関するさまざまな相談に応じるための窓口、山鹿暮らしサポート局を設置しております。この窓口では、相談業務の中で移住する上で重要な生活や暮らしの情報を提供するなど、空き家バンク制度の運用だけでなく、より専門的な相談にも対応できるよう各種資格を持った職員等

を配置しております。さらには、移住された後も継続して幅広くサポートするなど、本市への移住定住につながるような支援を民間団体と行政が一体となって一元的に進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二朗君 登壇]

○12番（立山 大二朗君）

本年度から開始した農地の所有要件緩和により、2件の契約があったとのことでした。初年度で実績が出ているのは、大変すばらしいことです。本市の空き家バンクを拝見したところ、ぱっと見て農地と空き家がセットになっているということはちょっとわからない状態になっているんですが、本市への移住定住希望者においても、ニーズがあることは一つ証明されたものと捉えられますので、ぜひ情報発信力の強化に取り組んでいただきたく存じます。それこそ、先ほど兵庫県宍粟市の例を出しましたけれども、こういった成功事例というものがもう本当山鹿市自体が先進事例だとして全国的に紹介され、そこからまた移住定住につながっていくという流れも十分考えられるわけです。ですので、こういったケースがあるのか、もちろん移住定住された方のニーズだったりもあると思いますけれども、そういったところをしっかりとヒアリングした上で、市としても広報活動にぜひ生かしていただければと思います。もちろん山鹿市としてもこれまでそのような取り組みをされてきていることはいろいろ承知しております。先ほど、山鹿暮らしサポート局、旧来民郵便局、愛称が「ゆ〜くんち」、こちら移住定住希望者が相談しやすい窓口ということで接点を設けられ、またいろんな山鹿市外のイベント、今コロナ禍でなかなか厳しい状況ですけれども、そういったところに出かけられて、山鹿の魅力を発信していただいております。また、お試し住宅なども大変おもしろい施策かなと思います。

ちょっと戻しまして、空き家バンクについて、国土交通省によりますと、令和元年10月のアンケートでは、全自治体の約7割、1261自治体が設置済、未設置の自治体のうち169自治体が準備中、または今後設置予定であるとのことです。本市のみならず、全国的に各地域の空き家対策として、取り組みが進みつつある状況であると言えます。

一方で、利用者にとっては、つまり移住定住を考えていらっしゃる方にとっては、自治体ごとにばらばらに空き家バンクが設置され、開示されている情報の項目も異なっていることが多く、情報の可読性、つまりわかりやすさ、また検索の問題などもあるようです。

そこで、国土交通省は、各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス、検索できるよう、全国版空き家・空き地バンクの構築を支援しています。

平成29年10月より、公募により選定した2事業者、株式会社L I F U L L、またアットホーム株式会社が施行運用を開始し、準備が整った自治体から順次掲載を進め、システムの改善等を行った上で、平成30年4月より本格運用を開始しています。令和2年10月末日時点で、自治体へのアンケート調査等によると、約6000件の物件が成約済とのことでした。

当然のことながら、全国の膨大な空き家情報の中に本市の情報が埋没してしまうという可能性も懸念されますが、それ以上に希望者との接点をふやすことが求められているのではないのでしょうか。民間のマーケティング戦略においても、いかに見込み顧客への接点をふやすかがポイントとなっているわけですし、これまで山鹿市に興味・関心を抱いていただくという観点に加えて、例えば農業に関心がある、あるいは例えば古い町並みで商売をしてみたい、あるいは陶芸に適した土地を探しているなど、多様なウォンツ、ニーズに応えられる物件探しに、山鹿の物件が、また山鹿の地域が応えられますよといった観点でのアプローチを検討していただければと存じます。接点をふやすということですね。山鹿としては、市もいろんな移住定住に関する施策を出されています。ある程度は成功を収めているんじゃないかなと、私は本当に思うんですが、何せやはり情報発信力のところの強化が急務だと思われまます。移住定住というのは、この少子高齢化社会、高齢化というか、もう高齢社会なんです、において残念ながら、他自治体との人口の取り合いというか、本当にシェアの奪い合いみたいになっています。日本全体で下がっている中で、山鹿だけが単独でぎゅんと伸びていくというのはなかなか難しいことではありますが、ただやはり持続可能性を高めていくということも含めて、ぜひ引き続き力強い施策を望むところでございます。

続きまして、倒壊危険空き家の状況把握、市としての対応、除却への支援について伺います。平成29年3月定例会での一般質問では、平成28年実施の実態調査で判明した危険空き家の件数等についてお答えいただいておりますので、今回は数字を含めて、倒壊危険空き家に関する対応状況や解消に向けた措置について伺います。また、市ホームページや広報等で告知されております本市の特定空き家等除却促進事業について、改めて補助事業の内容と支援件数について伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]



○総務部長（木下 実君）

ご質問の2点目、倒壊危険空き家の状況及びその対応についてお答えいたします。

本市では、平成27年度に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたのを受け、空き家の状況について平成28年度に実態調査を行いました。その結果、利用不可能な不良度と判定された空き家は102件存在しておりました。

このような倒壊等、著しく危険な状態にある空き家、いわゆる特定空き家等への対応につきましては、特別措置法の規定に基づき設置した山鹿市特定空き家等対策協議会において、平成30年3月に空き家等対策計画を策定し、空き家の解消に向けた取り組みを進めております。

具体的に申し上げますと、特定空き家等の所有者の確認、立ち入り調査等を行った後、調査結果を対策協議会に諮り、協議会の意見を踏まえて所有者に対し助言または指導を行い、改善が図られない場合には、勧告・命令を行います。さらに、これら措置への履行がなく、近隣住民、隣接する住宅等への危険を及ぼす場合には、行政代執行による措置を実施することが可能な取り扱いとなっております。

一方で、特定空き家等をみずから除却される方への支援も行ってしております。特定空き家等除却促進事業補助金交付要綱に基づきまして、解体費用の2分の1について支援を行っております。補助額の上限は60万円でございます。令和2年度において13件、平成28年度からの制度創設以来、累計で43件の支援を行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二郎君 登壇]

○12番（立山 大二郎君）

ただ今の答弁で、平成28年度の実態調査で利用不可能な不良度の空き家、倒壊危険空き家等が102件あったとのことでした。そして、除却促進事業では累計43件、令和2年度では13件と、数字を見ますと、利用者は増加傾向ですかね、需要のある方にご活用いただき、除却が進んでいることが理解できます。本日は、防災に関する質問を冒頭に行っておりますが、倒壊危険空き家は災害時のリスクを高めるもので、特定空き家、利用不可能な不良度の空き家が除却されることにより、災害時はもちろんのこと、平常時においても、例えば通学路等のリスク軽減につながるものとなれば、これは素晴らしいことです。

また、空き家のデータベースに関してですが、平成29年3月定例会での市民部長から、危険家屋の適正管理を進めていくための有用な基礎データとして活用してまいりますと答弁をいただいております。例えば、このデータベースを防災マップへ

の反映、地域住民と自主防災組織での共有などにうまく利活用していくことも考えられますし、個人情報とかはもちろん出さないわけですけど。さらには、縦割や部署を越えて防災減災、移住定住や就農者の促進、起業など、経済活性化など、広範な施策に活用できるように、データベースを共有・促進していくような、そういう取り組みにも、ぜひ臨んでいただければと存じます。本当に情報はあるだけでは持ち腐れになっていくので、もちろん倒壊危険のところとかでうまく利活用されていると思うんですけども、部署間を越えたデータベースの共有化というのはいろんなところで求められるんじゃないかなと思います。

空き家は、所有者にとっても、地域にとっても、そのままではコストでありリスクである場合が多数ですが、新たな観点や施策により、また民間活力の導入や多様な資金調達による試みによって、持続可能なまちづくりの資本ともなり得るものです。例えば、本市においてもご高齢の方で、廉価で安心して暮らせる住宅を探されている方がたくさんいらっしゃいますし、また若い方で市内で就労されている方でも、山鹿に好みの物件がないということで、市外に住居を構える方がいらっしゃいます。移住定住への取り組みはもちろん必要不可欠なんですけれども、一方で市外に流出させないという取り組みにおける空き家の利活用、また除却され更地となった土地の売買促進も考えられるのではないのでしょうか。例えば、岐阜県の各務原市、こちらではD I Y型空き家リノベーション事業として、賃貸物件の空き家で借主が修繕や模様がえの費用を負担する代わりに、貸主が現状のまま、家賃を極力低く抑えて貸し出すような仕組みがあるそうです。この制度では、退去時に原状回復義務がないため、借主が自分の好みやライフスタイルにあわせて住居を改修することができます。所有者と借主とのマッチングは、市、民間企業、大学、金融機関が、空き家リノベーション事業推進会議で四位一体となってサポートしているとのことですよ。

本市では、空き店舗に関して、にぎわい創出協議会、こういうのがありますが、比較的近いのかなと思います。何にしてもこのD I Y型の賃貸事業、この制度であればご高齢の方が例えば手出しでバリアフリー化の住居に住みかえるということが出来る、賃貸ですね。なかなか今の家ではちょっと厳しいんですけども、ちょうどいい物件で、ちょっと手出ししてもいいから、かつ安く住めるならそっちがいいという、そういったことも十分考えられますし、例えば若い方が低廉な、かつ自分好みの住居を得て、本市内での経済活動に寄与していただいたりなどの可能性が開けるものと存じます。これはある種のセーフティーネットとして機能することも期待されるのではないのでしょうか。新型コロナ禍の状況で大変厳しい状況は続きますが、危機を機会に、負債を資本に捉えなおして、活性化に取り組むような、攻め

の姿勢を期待しまして、この項を閉じます。

では、本日最後の質問となります。東京オリンピック2020を控えまして、以前から計画のあったとおり、本市でも聖火リレーが実施されます。ギリシャのオリンピア、ヘラ神殿で採火された聖火が海を渡り、熊本地震の被災地などを經由しながら、本市を通過することは、大変名誉なことではありますが、一方でさまざまな観点からアスリートや芸能人などの聖火リレー走者の辞退が相次ぎ、島根県の丸山知事は県内実施に否定的な見解を発表するなど、必ずしも国民皆がもろ手を挙げて賛同、歓迎している状況とは申せません。そうは申しましても、開催期日が迫っておりますので、本市における実施の概要、また交通規制や新型コロナウイルス感染症対策などをどのように行われるのかについて伺います。

#### ○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。大林経済部首席審議員。

[経済部首席審議員 大林 秀樹君 登壇]

#### ○経済部首席審議員（大林 秀樹君）

立山議員の一般質問、本市における聖火リレーの実施についてお答えをいたします。

新型コロナの影響で1年延期されましたが、東京2020オリンピックがことし7月23日に開幕します。戦後復興の象徴として、アジア初の開催で盛り上がった前回の東京大会から実に57年ぶりでございます。今回の聖火リレーにつきましても、東日本大震災からの復興の意味もあり、来週25日に福島県のJヴィレッジをスタートし、全47都道府県を121日間かけて巡り、開会日に主会場となります新しい国立競技場に到着する計画で準備が進められております。

本市も聖火リレーのルートにございまして、熊本県内で行われる5月5日から6日のうち、6日の午後3時15分に鹿本高校入口をスタートし、さくら湯前をゴールとする約2.1キロメートル、14区間をリレーすることになっております。また、聖火リレーが行われる国道325号及びこれに通ずる支線道路につきましても、聖火リレーが行われる時間帯を含めて2時間程度交通規制を行うこととなります。

ご案内のとおり、聖火リレーはオリンピックの到来を広く知らせ、その機運を盛り上げる重要な役割を持っています。しかしながら、今回の聖火リレーは新型コロナの影響から抜け出せない状況下で、従来とは随分勝手が違う特別な実施形態にならざるを得ないのが事実でございます。集めるべきものを少なめに、盛り上げるべきものを控えめに、全ては感染防止を最優先し、安全な聖火リレーを成し遂げるため、組織委員会が定めるガイドラインに沿って実施することとなります。

特に、観戦される方にはマスクを着用していただき、密集・密接をできるだけ避

け、声援は拍手でお願いしたいと思います。

本市としましては、現時点では聖火リレーの実施を前提に、関係機関や団体等との協力関係を密にしながら準備を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

立山議員。

[12番 立山 大二朗君 登壇]

○12番（立山 大二朗君）

組織委員会の公式サイトで公表されている2月25日付のガイドラインを私も読みました。今後の感染症の状況によって変更等もあるかもしれませんが、まさしく答弁でも言及されたように、集めるべきものを少なめに、盛り上げるべきものを控えめに、全ては感染防止を最優先し、安全な聖火リレーを成し遂げるため、組織委員会が定めるガイドラインに沿って実施するという、これが必要だということなんです。もうこうなってくると、誰のための何のための聖火リレーなのか、正直、意義を問われるところもあるかと存じますが、山鹿市から隣の和水町へリレーされた聖火は、金栗四三の生家に向かうということでございますので、それは歴史的な観点からも意義のあることかとも存じます。また、今回の聖火リレーのコンセプトは、Hope Lights Our Way（希望の道をつなごう）で、支え合い、認め合い、高め合う心でつなぐ聖火の光が、新しい時代の日の出となり、人々に希望の道を照らし出すもの、そうしているそうです。本当に世界中で新型コロナ禍の中で大変もう皆が苦しい思いをしている。経済も落ち込んでいる、精神的にも落ち込んでいる、そういった状況の中で、あるいはこの聖火リレーであったり、オリンピックだったり希望の光となれば本当にいいことですし、アスリートの方々の日ごろの努力が無事発揮できるような大会になるように、応援する側も今までとは違う、本当になかなか会場入りをしなかったり、リモートだったり、いろんな応援の仕方があると思いますし、今回の聖火リレーに関しましても、歓声でなくて拍手で応えるとか、いろんな表現方法があるかと思しますので、本当に時代が変わってきているんだと思いますけれども、新しい時代に適した形で聖火リレーが行われるように迎えるしかないのです、とにかく感染者を出さず、市民の皆様、とりわけ、今回、次世代を担う子どもたちに聖火リレーが来たんだ、それを見たんだ、そういう子どもたちに希望の道がつながるものとなりますように、体制の構築をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田 紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田 紘二君 登壇]

○20番（永田 紘二君）

皆さん、おはようございます。

議席番号20番、永田 紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を2点、1点目は総合戦略室について、2点目には山鹿市情報発信交流施設についてお伺いをします。一問一答にてお願いをしたいと思います。

まず、1点目の総合戦略室についてお伺いをいたします。市長は、公約に総合戦略室について報じられてお話をされております。市長にお伺いしたいと思います。縦割り行政の弊害をなくし、総合的に10年先、15年先の山鹿の未来をつくるため、総合戦略室を設けると言われております。私も従来より、総合戦略室のような部署が欲しいと、本会議の一般質問でも提案をした覚えもあります。このような総合戦略室の必要性を感じておりますし、大いに共感し、ぜひお願いしたいところであり、設置がなされれば山鹿市にとって重要な大事な部署になるのではないかと思います。

そこで、市長が考えられる戦略室の果たすべき役割、機能について、また今後の設置に向けてどのように進めていかれるかお伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

永田議員の一般質問、総合戦略室のあり方について、私の考えを申し上げます。

一般的に政策の企画、実行、実施に当たっては、それぞれの分野ごとに担当部署を設け、お互いに協力し、政策を推進するものでございます。通常の業務においては、それぞれの専門性を発揮することができる効率的な組織体制でございますが、地域課題の解消に向けて総合的に戦略を立て実行していくためには、部局横断的な組織をもって対応することが必要です。このことから、総合戦略室を設置いたします。10年、15年先の山鹿市の未来を見据え、部局横断的に総合的に戦略を立て推進していく、まちづくりの牽引役が、私が総合戦略室に求める役割です。

具体例として申し上げますと、新型コロナウイルスのワクチン接種のような、部局を越えて迅速な対応が必要な喫緊の課題に対し、総合的に対応します。また、地域づくりや観光地づくり、情報発信の分野など、今後新たな取り組みを進めるに当たっては、庁内の若手職員を選抜し、意見を集約した上で、総合戦略室の中で構想

から計画実施へと生かしていきたいと考えております。

今後の方向性としては、総合戦略室の設置に向けて、人材の選出、運営のあり方など、準備に取りかかっております。設置には一定の準備期間を要すると思いますが、可能な限り早い時期に設置したいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（服部 香代君）

永田議員。

[20番 永田 紘二君 登壇]

○20番（永田 紘二君）

しっかりした総合戦略室ができることを期待しております。

続きまして、2点目の山鹿市情報発信交流施設についてお伺いをします。皆さん方は情報発信交流施設がどこにあるかというの知らない人がたくさんおられると思います。これにつきましては、およそ10年ぐらい前だと思います。JAの夢大地の隣に設置したものでありますが、職員の皆さん方もほとんど行ったこともないと思いますけれども、この機能が、またこの施設がどういうものであるか知らない人が多いと思いますので、当初の設置目的や現在までの活用についてお伺いをします。なぜこれをお伺いするかというのは、後ほどまた説明をします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の山鹿市情報発信交流施設についてお答えいたします。

本施設は、山鹿市の南の玄関口として、地域の農産物、特産物、文化、資源等の情報を発信するとともに、それらを用いた食育体験等の各種イベントを実施することで、地域住民のみならず、近隣市町村及び消費者との交流を図り、地域活性化の拠点とすることを目的として、平成21年度に市が交付金として受けた国の地域活性化生活対策臨時交付金のうち1億1000万円をJA鹿本に補助して整備された施設であります。

本施設のこれまでの活用につきましては、地産地消を推進するため、常設での山鹿市の紹介や、旬の果物、野菜の紹介、また地域の食材を使った料理の提供や地元料理の体験学習、また子供向けのパンづくり体験や、米粉麺料理の提供などに使われております。なお、昨年は宮古島のマンゴーフェアを開催するなど、イベント等での活用も実施されているところでございます。

しかしながら、昨年以降、コロナ禍における緊急事態宣言の影響等により、県外

からの観光客が激減しており、一時的な閉鎖も考えられる中、現在はテイクアウトなどを行いながら運営を継続されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

永田議員。

[20番 永田 紘二君 登壇]

○20番（永田 紘二君）

2回目の質問をしたいと思います。

先ほど報告がありました。目的についても話がありました。地域の活性化を図るのが最終目的だろうと思いますが、この十何年間にそういう活性化が図られたのかなという疑問をもちます。極端に言うとはほとんど何も行われてないだろうと。先日遊びに行きましたけども、今、うどん屋さんです。結局、どういうことかということ、この事業は確かにJAの事業であります。事業内容は、1億1600万円です。その中の1億1000万円は山鹿市が補助金として出しているわけです。先ほどの話の中で、国の交付税を活用して1億1000万円の補助金をやったという話でありますけども、最終交付補助金は山鹿市から出しているわけですから、山鹿市の役割は非常に大事だと思います。当然、先ほどお話がありましたとおり、事業目的であります地域の、とにかく山鹿の農産物なり特産物、文化、資源等の情報を発信するために活用指導が必要と思うんですが、そこら辺が今後どういう形でやっていくのか、そこら辺をもう一回お尋ねをしたいと思います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の、今後の有効活用についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本施設は当初の目的であります情報発信や食育体験などを行うために整備された施設でありますので、市としても、今後、コロナの影響を見きわめながら、情報発信交流施設としての機能を発揮できるよう、有効活用についてJAと協議してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

永田議員。

[20番 永田 紘二君 登壇]

○20番（永田 紘二君）

3回目の質問はしませんが、経過の報告、今後の計画等について、お話をいただきました。僕はもう少し具体的な内容の報告があってもいいのかなという理解をしております。というのは、1億1000万円も補助金を出した事業であり、市全体として捉える必要があると思うからです。というのは、先ほど市長の答弁の中にお話がありました。総合戦略室の質問の中で、市長は地域づくりや観光づくり、情報発信の分野などを新たに取り組みを進めるに当たっては、庁内の若手職員を選抜し、意見を集約した上で、総合戦略の中で構想から計画、実施までを捉えていくというお話でありました。当然、こういうシステムの中でいってれば、この1億1000万円の金がしっかり山鹿市の繁栄のために活動ができるのかなという理解をしたので、こういう事例がたくさんあります。1点1点を報告する前に、この事例を一つ参考までに総合戦略室のようなやつを、ぜひともつくって、横断的な事業展開が進んでいければなという期待を込めて、この質問をしました。

これで終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時03分 休憩

○

午前11時15分 開議

○議長（服部 香代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生 よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生 よしやです。

私は、さきの選挙で市民の皆さんの大きなご支援で、2期目の議会に送り出させていただきました。市民の皆さんを代表して一般質問を行います。

きょうは、新型コロナウイルスから住民を守る取り組みについて、5項目、一問一答でお願いいたします。

まず、1項目め、早田 順一市長にお願いをいたします。市長は、選挙公約に山鹿創生、市民の夢を形にすること、まずは新型コロナウイルス感染症から市民を守るために全力を尽くすと掲げてありました。市民の皆さんも大変期待をして見守っていることだろうと思います。市長は、現在の新型コロナ禍での市民のおかれてい



る状況について、どういった見解をお持ちでしょうか。また、市民を守るための具体策についてはどう進めていかれるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

芋生議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、山鹿市ではこれまで132の方が感染し、13の方がお亡くなりになっておられます。現在のところ、2月以降は新規感染者もなく、感染は減少傾向ではありますが、依然として予断を許さない状況にあると考えております。

また、市民全体の状況としては、誰もが感染への不安を抱えるとともに、外出や人との接触を控える中で、心身のストレスを感じておられます。加えて、経済活動の停滞に伴うさまざまな業種での失業や収入の減少など、生活上の困難な課題が発生していると認識しております。

議員ご指摘のとおり、私の6つの選挙公約の1番目に新型コロナウイルス対策を掲げ、新型コロナウイルスから山鹿市民を守るために全力を尽くすとしております。

具体的には、まずは感染症の発生や拡大防止に努め、市民の不安を軽減していくことが第一にやるべきことと考えております。

先週から医療従事者を対象としたワクチン接種が始まったところでございますが、このワクチン接種につきまして、多くの市民の皆様に対し、安全かつ速やかに接種が進められるように体制を整えてまいります。

接種の開始は、4月以降となりますが、ワクチン接種に関する相談や予約を受け付けるコールセンターを15日から設置したところでございます。加えて、熊本県及び熊本県医師会、鹿本医師会等との密接な連携のもとに、予防対策や医療提供体制の充実強化を図っていくことが重要であり、このことを関係部局に指示するとともに、私みずから、関係者と直接お会いをして、情報収集及び連携強化に努めているところでございます。

これらのことを第一歩に、必要な施策を着実に進め、一刻も早い市民の安心と地域経済の回復につなげていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

市長が市民に安心を抱かれるように、対策を取っていくということですが、ぜひそれはお願いしたいと思います。

そして、山鹿市では、高齢者・障害者施設職員の2000人に対してPCR検査を実施しております。検査数も多く、大変すばらしい取り組みです。その内容についてお尋ねをいたします。

1つ目、実施状況と人数、検査の結果はどうか。2つ目、なぜ高齢者・障害者施設職員を対象にしたのか。3つ目、1回の実施予定であるが、今後の予定はどうか。4つ目、感染リスクの高い医療従事者の検査はどうなっているかお答えください。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問、福祉施設職員を対象としたPCR検査についてのご質問にお答えいたします。

まず、検査の実施状況と結果及び高齢者施設等を対象とした経緯についてでございますが、今回PCR検査を行いましたのは、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の中で、本市の介護施設2カ所からクラスターが発生をし、多くの感染者及びお亡くなりになる方を出したことを受け、重症化しやすい高齢者等への感染拡大防止、また安全なサービスの提供及び市民の不安解消と、さらなる感染予防の周知徹底のために実施をしているものでございます。

市内の全71法人、約2000名を対象に希望を募り、うち51法人、約1500名の希望者に対し検査を実施しております。

検査機関の対応可能人数等を勘案し、1日約70名を目安に、2月9日から検査を行っており、3月16日現在で、44法人、1317名、全体の約9割が検査を終了し、全て陰性の結果となっております。しかしながら、検査結果はあくまでも検査当日のものであることから、今後も油断することなく、引き続き感染予防対策の徹底に取り組んでいただくよう、さらなる啓発に努めてまいります。

次に、今後の予定でございますが、今回と同様の方法で検査の定期化をするということについては、現時点では想定しておりません。

次に、医療従事者の検査につきましては、濃厚接触者や発熱等の症状がある方については、一般の方と同じく公費での検査が行われております。また、その他の検査につきましては、必要に応じて各医療機関のご負担で検査が行われている状況で

ございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

今後の予定はないということなんですけれども、今、ワクチンの接種が予定されて、スタートする予定です。ワクチンの入荷状況によっては、予定通りにはいかないこともあるでしょう。また、接種後にアナフィラキシー発症など、アレルギーの反応が起きているという報道もあっています。効果への疑問も出されるなど、ワクチン接種については未知の問題を多く抱えているところです。また、変異株についての報道も続いていて、今後の状況は見えなことでもあります。ワクチン接種が始まりましても、社会全体での効果が確認されるまでは、かなりの時間がかかると思います。

そこで、市長に2点お尋ねをいたします。1つ目は、ワクチン接種が行き渡れば、コロナ前の生活が市民に戻ると考えていらっしゃるのでしょうか。そして、2つ目は、ワクチン接種と変異株の状況について、市長の見解、そして対策はどう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

ワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生を減らす効果があると考えております。そのため、先ほども申し上げたとおり、安全かつ速やかな接種を行ってまいりたいと思います。

しかしながら、懸念されることとして、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株や、ワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告をされています。

このことから、ワクチン接種が終了しても、当分の間は個人の基本的な感染予防策である3密の回避、マスクの着用、手洗い等の継続が重要であり、市民の皆様には引き続きご協力をお願いしたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

○14番（芋生 よしや君）

ワクチン接種、そして変異株について、ワクチンが効きにくいものがある、そういったことでワクチン接種が済んでも、当分の間は市民に協力をお願いしたいとのことでした。しかし、それだけで本当に市民の命を守ることができるでしょうか。検査の拡充と、また検査の定期化が必要ではないかと思えます。

令和2年11月19日に厚生労働省からの事務連絡で、高齢者施設などの入所者、介護従事者に対する検査の徹底、PCR検査の拡充について、国が社会的検査の拡充方針を示しております。福祉部長の答弁にもありましたように、高齢者は重症化しやすく、医療提供体制の負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要と言えます。予防対策の徹底や啓発に努めるだけでは市民の守るために全力を尽くすとは言えません。

日本共産党は、これまで専門家の英知に学び、科学的姿勢での検査、保護、追跡の強化、積極的に検査を広げ、無症状の感染者も把握して保護すべきと、繰り返し提言をしてきました。私も要望書を出し、議会でも求めてまいりました。さらに、3月12日、菅首相にコロナ封じ込めのための大規模検査をと、緊急に国に私たち日本共産党が要請を行ったところです。

今回、首都圏、1都3県は緊急事態宣言の再延長が決定され、今、解除をした地域も含めて、感染の再拡大の危険性をはらんでいる状況もあります。ですから、その再延長をどうするかという議論も起きているところです。高齢者の感染割合が高いこと、病床が逼迫し、死者数が増加、また感染力の強い変異株の流行も懸念されることから、現状打開のために無症状の感染者を発見・保護するためのPCR検査を拡充することなどを急ぐようにとの内容です。

それに対し、国会で西村経済再生担当大臣は、感染は落ち着いているこの時期に検査体制を強化することが大事と発言しましたし、社会的検査については専門家から頻回、何度も定期的にとの提言も受けている。自分も回数多くやる方がいいと思っている。厚生労働省に提言をしっかりと伝えると、西村大臣は応じました。政府も、無症状者に焦点を当てるという方針に、ようやく踏み出したわけです。

そして、15日の国会で、緊急事態宣言解除についての参考人意見として、尾身会長が、見えにくい感染源があるのではないかという判断、また変異株が感染拡大のスピードを加速するというのは時間の問題との考えを示しました。

さらに、16日に、やはり尾身会長、重症化リスクの高い場所での社会的検査は感染対策上、非常に意味がある。高齢者施設でやっているが、福祉や医療機関でも同じようにやっていけばいい。そして、1回ではほとんど意味がなく、定期的な検査

が必要だとも述べました。

先ほど、佐藤部長もおっしゃいましたが、山鹿市では2施設でクラスターが発生し、感染者が132人、死者数は13人となっています。亡くなられた方々に、心からのお悔やみを申し上げ、また困難な状況のもと、日夜奮闘されてこられました医療・介護従事者の方に感謝と敬意を申し上げますところではあります。

しかし、余りにも大きな犠牲者だと思えます。今、思い切った対策を取るべきです。もちろん市としては国に検査の拡大を要望していくことが必要ですが、国の方針や施策を待っているのではなく、高齢者施設の入所者、介護・福祉・医療施設など、接触が避けられない事業所、従業者に定期的な社会的検査を行い、再び山鹿市から感染者を出さない、犠牲者を出さない、広げない取り組みを行うことこそ、市長がおっしゃいました市民の命を守ることではないでしょうか。

検査の拡充と定期検査の実施を求めます。このことにご答弁、お願いします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議員がおっしゃっております社会的検査でございますが、社会的検査を行う意義は、感染拡大地域におきまして、無症状の感染者が地域にまん延していることで、知らずに感染を拡げてしまうことに対し、無症状者の中から感染者を拾い上げて、早期に対応し、まん延を防ぐことにあると考えております。

本市で実施をした今回の検査でも、もし無症状者の中から一定数の感染者がいることがわかれば、さらなる検査拡充等の対策が必要だと考えておりました。結果として、今回、陽性者は現時点で出ておらず、約1500人という限られた人数ではありますが、今回の検査結果からは、本市では無症状の感染者がまん延している可能性は、現時点では低いという一つの裏づけであると考えております。

このことから、本市においては、現時点で社会的検査を行う必要性は低いのではないかと考えております。もちろん、今後、感染の再拡大等の兆候が見られる場合には、無症状者の検査実施等についても、再度検討を行うところでございます。

なお、4月からは住民向けのワクチン接種を始める予定ですが、本市においては高齢者施設入所者及び従業者を最優先で接種をすることといたしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

先ほど、検査の結果のところ、あくまでも検査当日の結果であるとおっしゃいました。そして、変異株など、いつのまにか広がっている状況もあります。また、マスクが手放せない、もちろんそれはワクチン接種しても、検査を行っても、それは手放せない状況ではありますが、無症状の感染者が出てくると、そういったことが感染を拡げるきっかけになるわけです。ですから、全ての市民に対して感染検査を行うということではなく、やはり高齢者施設、福祉施設、医療施設等、本当に感染が広がってしまつては困るところに、社会的検査が必要だと思ひます。ぜひ引き続き、ご検討をお願いしたいと思ひます。

それでは、次の生活困窮者支援についての質問に移ります。市長が市民を守るために全力を尽くすという立場から、新型コロナなどの影響を受け、生活困窮に陥つていらっしゃる市民の皆さんへの手だても重要だと考へます。

そこで、生活困窮者支援について、お尋ねをいたします。窓口で相談状況の変化、また相談体制についての変化がありましたらお答へください。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

山鹿市におきましては、生活困窮者自立支援法に基づきまして、平成27年度より生活困窮者自立支援事業に取り組んでおります。

事業開始から令和元年度までの5年間で、新規の相談の受付件数は、少ない年で99件、最も多かつた年で147件、平均が127件でございました。令和2年度に入りましてからは相談者が増加をし、令和3年2月末現在、278件となっております。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが117件、約42%でございます。

従来、市役所内に専門の相談員2名を配置して相談業務に当たつておりましたが、相談者の増加を受け、昨年7月からは2名増員し、計4名の体制で対応をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

山鹿市でも相談者が一気にふえ、新型コロナの影響を受け、生活が厳しくなつた

様子がわかります。私もこれまでさまざまな相談を受けてまいりました。突然の電話もあります。お話を聞くと、皆、大変辛抱強く、自分で何とかしなければならない、行政に助けてもらうのはとんでもないことだと考えてあることを感じてきました。相談をされることで少しは元気になるのか、もう少し自分で頑張ってみます、またどうしてもと思うときには相談しますなど、相談の窓口までつなげないこともありました。

新型コロナウイルス感染症という、これまでとは違う状況がもう1年以上となりました。コロナ禍の中では、誰でも生活困窮に陥ることがあり得る、そのときに大丈夫といえる仕組みをつくるのが政治の仕事です。

国も呼びかけています。昨年6月15日国会で、我が党の田村 智子議員が、生活保護はあなたの権利だと政府が国民に向けて広報するときだと迫り、当時の安倍首相に文化的な生活を送る権利がある、ためらわず申請をしていただきたいと答弁をされました。コロナ禍の中で、また車の所有、店舗があっても申請ができるなど、生活保護の緩和要件も厚生労働省は打ち出しました。年末には厚生労働省、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずご相談くださいとホームページ上でも申請を呼びかけました。

我が党の小池 晃参議院議員は、申請がそれでもためらう状況があることを取り上げ、申請をためらわせるような扶養照会はやめるべきですと求めました。扶養照会が金銭的援助に結びついた件数は1%程度しかないこと、問い合わせる手間のほうが大変であることを示し、繰り返し求めたことに、田村厚生労働大臣、扶養照会は義務ではないと国会で答弁をしています。コロナ禍の中で、困窮する前でも、先ほど私がお話しましたように、申請の相談をためらう方の中には、親族に知られては困るから申請はしない、親族に問い合わせがいく、そこが困る。車を手放さないとだめだろう、車がないと生活ができないと、本当に申請をためらう方がいたのです。そして、それよりも多かったのは、どこに相談をすればいいのかわからないという声でした。本来、憲法で定められた権利であり、生活保護申請は当然のことですが、きちんとしたメッセージを伝え、相談をまた申請をしやすくすることがとても大事です。今こそ、それが求められていると思います。

そこで、市民の皆さんが困ったときに助けてと言っていいんだと思えるように、メッセージを出してください。市のホームページ、生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずに相談ください。また、扶養照会は義務ではありませんなどと、まず知らせてください。幾つかの自治体のホームページを見ましたが、荒尾市のホームページは参考になると思いました。そして、ホームページを利用されない方もいらっしゃいます。広報や回覧板などでも知らせてください。1年以上になる本当に

厳しい暮らしの中で、今、相談を積極的に呼びかけて、市民を守る手だてを取っていただきたいと思います。この点、お答えください。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議員がご指摘された国の答弁につきましては、昨年6月15日に開催された第201回参議院決算委員会において、当時の安倍首相が、国民には文化的な生活を送る権利がある。ぜひ、ためらわずに申請していただきたい。と答弁された件かというふうに認識をいたしております。

また、生活保護法の冒頭には、全ての国民はこの法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別・平等に受けることができると定められております。

本市としましては、当然のことながら、これらのことを前提として日々の相談業務に当たっております。また、生活困窮の窓口以外にも、福祉総合相談窓口等での丁寧な対応の中で、生活困窮の方については必要に応じたおつなぎをさせていただいているところでございます。

市民への積極的な情報発信をおっしゃっている点につきましては、現在もこれまでも随時、改善はしてまいりましたが、今後もホームページ等の改善、また広報等でよりわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

私も重々、山鹿市がしっかりと努力をしていらっしゃるの存じ上げております。しかし、今、本当に厳しい状況の中、市民を守る立場でさらにお願いをしたいと思います。

山鹿市でも厳しい状況は続いています。特に低所得者層、また子育て世帯の厳しさは、回復していないと思います。これまで、山鹿市は独自の支援策をさまざま講じられて支援が行われてきました。しかし、今の現状を考えるならば、引き続き支援を行うことが求められています。

そこで、子育て世代の支援についてお尋ねをしてみたいです。山鹿市独自で実施をしました子育て支援策、学校の給食無料化を継続して実施すべきではないかと思っております。山鹿市学校給食無料にこの間、取り組まれましたことは大変思い切った施



策であり、子育て世代からは大変喜ばれています。少子化が続き、人口減少が続く山鹿市としても、若い世代の支援は希望だと思えます。山鹿市内放課後児童クラブでコロナの影響を受け仕事が減ってしまうなど、その影響で学童をやめさせた世帯が何と3分の1世帯あったと聞きました。これは大変と、さまざまな場所に出かけて、いろんな情報を私も聞いてきました。そして、困った状況はそんなに多くはないようなことも伺いましたが、今度の給食無料化については、保護者の皆さんからは給食の無料化は10万円の給付をもらうよりうれしかった。一番支払いが多いと感じるのが給食費だ。給食無料をぜひ続けてほしいとの切実な声も届いております。私たちが行いました市民アンケートにも、給食の補助を求める回答が多く寄せられました。経済的に苦しくなったとき、家計で切り詰められるのは食費です。そして、小中学校、学校関連の費用の中で大きな割合を占めているのが学校給食費です。年間4万5000円ほどになるのではないのでしょうか。そして、給食費滞納世帯の集金に頭を痛めているという実態も聞いています。表面立って見えない子育て世帯の貧困は、コロナ禍の前から問題になっております。私は4年前、初議会的时候、子供の貧困問題を取り上げ、その支援の一つとして学校給食無料化を求めてきました。そのとき、困窮する世帯、子育て世帯の対応が課題だと答弁をしていただいております。コロナの影響が改善し、生活や家計が安定した状況とはいえません。若い世代の支援、子供の貧困対策として、市民の暮らしを支援することが今必要なことです。小中学校給食無料化、継続すべきであると考えますが、4月以降、山鹿市はどう対応していくのですか、お答えをお願いします。

**○議長（服部 香代君）**

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

ご質問の小中学校給食費の無償化継続についてお答えいたします。

学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法及び同法施行令に学校の設置者と保護者が負担することが規定されており、施設及び設備費、修繕費、職員の人件費等は、設置者である山鹿市が負担をし、食材費等は学校給食費として保護者にご負担いただいております。

今年度実施しました学校給食費の無償化につきましては、約3カ月にも及ぶ学校休校といった異常な事態が発生したことを受け、家計の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策として、今年度に限り行うこととしたもので、小中学校合わせて1億5323万8000円を要した費用は、全て国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

議員がおっしゃいますように、無償化に伴う保護者の声は教育委員会にも数多くいただいておりますが、令和2年6月議会でも申したとおり、本市で給食費の無償化を1年間実施した場合、年間およそ1億9000万円の財源が必要となり、自主財源が厳しい中、来年度以降、継続することは考えておりません。

ただ一方では、教育委員会においても、市長部局においても、医療費の18歳までの無償化や就学援助など、幅広い子育て支援を行っており、今後とも安心して子供を育てることができるよう、さまざまな子育て支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

今回は、新型コロナウイルス感染症対策、そして3カ月の学校の休校という異常事態の発生で、家計負担軽減、緊急支援策として無料化に取り組んだとのこと。そして、継続するためには年間1億9000万円の財源が必要だとのことでした。

財源が問題であるという点では、幾つかの例を示しますと、1つ目、2020年4月から学校給食の無償化を実施する兵庫県明石市では、完全無償化で新たに3億5000万円の負担は2020年10月からの幼児教育・保育の無償化で財政負担が浮くため、その一部を財源とするとしています。2つ目、2020年4月から給食無償化を始めた荒尾市では、一般財源から来年度予算は1億1091万3000円を計上しています。3つ目、南さつま市では、ふるさと納税を活用しております。財源捻出は山鹿市でも工夫ができると考えます。確保して、学校給食無料化継続をすべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

2回目のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、ただ今ご答弁申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても給食費の保護者負担を定義する学校給食法第11条第2項の改正及び財源の確保を国においてなされない限り、実施は困難だと判断をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

学校法の改正が必要との見解ですが、そもそも学校給食とは1889年、山形県鶴岡町の小学校で貧困児童を対象に、無償で行われたことに端を発するものです。そして、令和2年2月6日に衆議院で出された学校給食無償化の早期実現に関する質問主意書というものに、学校給食費の負担軽減について、文部科学省は義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担軽減を図ることは可能であるとの見解を示しています。政府答弁書には、学校給食法の立法趣旨に基づき、各義務教育諸学校の設置者において、検討されることがふさわしいと述べられています。そして3つ目、平成30年7月、文部科学省が行った平成29年度学校給食の無償化などの実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果について、そこには給食無償化に至った経緯として、首長の公約・意向、議会における議論、そして自治体の施策として、またPTAからの要望だったと述べられています。また4つ目、無償化の目的は、食育の推進、人材育成、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住転入の促進、地域創生とも書かれています。

また、荒尾市では、子供は地域の宝、みんなで育む人づくりを実現するための施策として実施をしています。山鹿市でも給食法の改正や、国が財源の確保をしなくても、教育委員会、山鹿市長が検討・判断し、実施できるのではないのでしょうか。引き続きの検討を求めておきます。

次に、子育て支援少人数学級についてです。少人数学級について、山鹿市はどう進めようとしているのかをお尋ねいたします。萩生田文部科学大臣と麻生財務大臣が、小学校の学校編成標準、現在は40人、小1のみ35人を、5年かけて35人に引き下げることで合意をいたしました。法改正も行って、2021年度予算案に反映させる予定と国会の中ではなっています。コロナ禍のもとで、子供たちに手厚い教育を、感染症に強い学校をと、今までにない多くの人たちが声を上げてきました。全国知事会を初めとする地方自治体、数百の地方議会、校長会、教育委員会、全国の団体も少人数学級を求めました。教育研究者有志の署名は、短期に20万人分近く集まったほどです。全国各地で教職員保護者、市民が多彩な取り組みをする中でこういった国の決断ができたと思います。

少人数学級は、子供一人一人を丁寧に育てるために必要な条件です。現在、新型コロナウイルスは、子供への安全性や有効性は確認されておらず、接種の段階には至っていません。子供のケアという点でも、少人数学級、3密を避けたりする子供

のストレスを減らすためにも、少人数学級が急がれるのではないのでしょうか。少人数学級について、現段階での対応はどうなっているかをお答えください。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

ご質問の少人数学級についての取り組みについてお答えいたします。

少人数学級につきましては、令和3年2月2日に閣議決定されました公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に基づき、小学校の1学級の人数が40人から35人に引き下げられます。

現在、国の基準では、小学校1年生のみが学級人数は35人となっており、さらに熊本県におきましては、県独自の取り組みで小学校2年生も学級人数は35人になっております。

国の基準では、令和3年度には小学校1・2年生、令和4年度には3年生までが35人学級にと、段階的に40人学級から35人学級に引き下げられ、令和7年度までに小学校全ての学年で学級の最大人数が35人になります。また、熊本県独自の取り組みで、令和3年度から中学校1年生も35人学級となります。それに伴いまして、教職員もその学級数に対応するために、熊本県教育委員会が教職員を配置してまいります。

次に、35人学級となることでの受け皿である小中学校の教室対応についてお答えいたします。小学校につきましては、来年度において、鹿本小学校の1年生が1学級の増と見込まれております。この対応につきましては、令和2年度に改修工事を行った既存校舎の多目的教室で対応することとしております。この対象学年が進級する際に、国の基準の段階的措置として、そのまま35人学級編成となることが予想されますが、その他の小学校におきましては、現状の教室で対応が可能であると考えております。

一方、中学校におきましては、来年度、山鹿中学校と米野岳中学校が1学級ずつの増を見込んでおります。山鹿中学校では、既存の普通教室が不足するため、特別教室を普通教室として用途を変更し、対応することとしております。米野岳中学校は、現状の教室で対応が可能であります。また、その他の中学校につきましては、35人学級の影響による学級増は見込まれておらず、現状の教室で対応が可能であります。

なお、学校規模適正化事業において、計画の変更を予定しております平小城小学校、三岳小学校が編入する山鹿小学校の令和5年度以降の予測としましては、現状

の普通教室数で対応が可能であると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

熊本県でも独自の支援が行われていることもわかっています。そして、2021年度から15道県が少人数学級の独自施策を拡充しようとしています。2月15日、国会で我が党の畑野衆議院議員が、世界の流れは30人、20人学級である。小学校の35人学級にとどまらず、中学校も35人学級に進むべきだと迫ったことに、菅首相は中学校でも検討すると答弁いたしました。国も動き出していますが、感染症対策だけではなく、支援が必要な子供たち、山鹿市でもふえている現状があります。また、教職員の長時間労働改善のためにも、市の教育委員会としてできることはないでしょうか。ぜひ、引き続きの検討をお願いしておきたいと思います。

そして、次に国民健康保険均等割の減免について質問をいたします。

子育て支援の立場で、国民健康保険税、子供の均等割減免が実施できないかということ。2019年、平成31年3月議会で国保の均等割の問題を取り上げましたときには、被保険者の多い世帯は、少ない世帯より受益が大きく、それに見合う保険税の負担をお願いするのが合理的だと答弁が返ってきていました。しかし、全国的には子育て支援に反すると、子供の分の均等割の減免を行う自治体がふえてきました。2019年3月で把握できていた9自治体が、2020年2月には29自治体が均等割の減免を何らかの形で行っているとわかっています。こちらも全国知事会、市長会、全国議長会なども要望し続け、国会での追及など運動の広がりを受け、国も子育て世帯経済的負担軽減の観点から、国保の子供の均等割保険料を令和4年、2022年4月から軽減すると発表いたしました。受益者負担に応じて負担をお願いするのが合理的だとする、先ほどの答弁、その考えは子育て世帯の経済的負担を軽減することが望ましいとの考えに、国も変わってきているということです。山鹿市でも、経済的負担が重い今、子育て支援として、国の制度に先んじて負担軽減をスタートさせるべきだと提案をいたします。お答えをお願いいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

国保税の子供の均等割の軽減制度につきましては、子育て世帯の経済的負担を緩

和するために、政府において全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案として本年2月5日に閣議決定がされ、同日、国会に提出されたところであります。これは、これまでの先進事例、また知事会や市長会の要望により実現したものと考えております。

その内容としましては、未就学児に係る均等割を5割軽減し、その軽減額を公費で支援するというものでございます。国保制度上、既に低所得者に対する均等割を軽減する制度はございますが、これをさらに補完する制度構築となっております。

議員からお尋ねのコロナ禍における子育て支援として、実施時期の前倒しについてでございますが、独自減免した場合における被保険者全体に与える影響及び財源確保等、本市の国保財政面から検討いたしました結果、実施時期の前倒しはせず、国の制度に基づいた開始時期とあわせてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

山鹿市の子育て世帯、また経済的に大変厳しい状況を受けているであろう事業者の世帯、事業所などの世帯、主に国保加入者はそういった世帯だと思っておりますが、厳しい所得状況を抱えていると思っております。コロナ禍の中、この状況を何とか助けていく、また山鹿市民を守っていくことが重要だと思っております。被保険者の人数に応じ課税される均等割は、子供が多いほど重くのしかかり、子育て世帯の生活を脅かしています。山鹿市では、国の施策に応じて行うとの答弁ではありましたが、引き続き検討を求め、次の質問に移りたいと思っております。

最後の項目、コロナ禍に伴う事業所などへの支援策について、継続的な実施をしていく考えはないかということです。市民の声を紹介いたします。コロナ感染症対策として休業、また時短を強いられてきた事業所には、持続化給付金や家賃補助金、市の応援金、緊急小口貸付金などのさまざまな支援は行われてきました。しかし、それも期間を区切った支援でありました。しかし、皆さん、店舗を借りていれば家賃以外にも、例えば貸しおしぼり、カラオケリース代、さまざまな必要経費がかかります。何とか秋まで頑張ってきたのに、忘年会も新年会も、また卒業、入学式、歓送迎会、何もない。客足は全く戻ってきておらず、支援金はもう使い果たしている。このままでは廃業しなければならない。大手の下請け、仕事も回ってこず、収入は激減、支援制度から漏れてしまい限界に来ている。もちろん国が支援を行うべきことですが、山鹿市、一つの事業所も潰さないよう、一番身近で実態が見えて

いる自治体が支援を行うべきだと考えます。ぜひ、この点で答弁をお願いいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問のコロナ禍における事業所支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルスは、人々の生活スタイルだけでなく、経済活動のあり方についても対応の変化に迫りつつ、新たな変異を繰り返すなど、未だ収束の兆しが見えない状況を呈しております。

こうした中、市内の各事業所においては、常に感染リスクを意識しながら、一方ではこれまで自信と誇りをもって営んできた仕事を、今後も続けることができるのかという不安を抱えられております。

本市におきましては、商工観光業は主要産業の一つであり、地域経済を牽引する役割を果たしているものの、事業規模が小さく、コロナの影響を強く受けており、今後も継続的な支援策が必要であると考えております。

今後、国・県事業の動向を注視しつつ、感染拡大防止策と事業所支援策、消費需要の喚起・拡大策を連動させながら実施することにより、その効果を最大限発揮できるよう取り組みを進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

山鹿市の事業所を支援し、経営を維持していく手だてを行っていかなければ、税収は上がりませんし、市政運営、行政運営にも支障を来すこととなります。今こそ、市民のために基金を活用することを求めます。

私は、今回、大変盛りだくさんな質問を行いました。6月議会で山鹿市民の皆さんをしっかりサポートする体制をぜひ検討していただき、実施していただきたいとの思いから、盛りだくさんで質問をしてみました。次の議会で、さらに提案や、また討議ができますことを期待いたしまして、きょうの質問、終わらせていただきます。

○議長（服部 香代君）

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時30分から再開をいたします。

午後0時13分 休憩

○

午後1時28分 開議

○議長（服部 香代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原 芳郎議員の発言を許します。原議員。

[4番 原 芳郎君 登壇]

○4番（原 芳郎君）

皆さん、こんにちは。

議席番号4番、れいわ創造の原 芳郎でございます。

何分初めての一般質問ですので、最後までよろしくお願いしたいと思います。

発言通告に従いまして、一般質問を1件、山鹿市における農業人口減少について質問いたします。

山鹿市も合併して16年が経過し、合併当初は6万都市といていたのが、令和3年中には5万人を切るような勢いで減少しております。本市の基幹産業である農業におきましては、さらに深刻な状況にあります。平成27年の農林業センサスでは、農業就業者人口は4279人、うち75歳以上は1435人となっており、平成22年の就業人口は5214人、うち75歳以上は1506人ですから、比較してみると5年間で農業就業者人口は935人、そのうち75歳以上については71人減少しております。このことから、農業就業者人口の減少はもちろんのこと、高齢者の占める割合が一段と高くなっていることが伺えます。それに伴い、経営耕地総面積も4586ヘクタールから4171ヘクタールと減少していますので、まだ発表されていませんが、令和2年の農林業センサスの結果は、さらに減少していることが予想されますし、もしかしたら専業農家の平均年齢も70歳以上になっているのではないのでしょうか。

先日、山鹿市総合戦略の第1期検証シートを確認しましたところ、農業関係の指標は基準値と比較すると、おおむね達成されており、特に新規就農者や新規担い手については、施策の成果があらわれており、努力が見られるものではありました。しかし、これだけやっても専業農家が減少傾向にあるのは事実です。実際、農業者の高齢化というところは、以前から叫ばれ続けていましたが、今のところ、何とか維持しているのが現状だと思います。これまでの5年間はよかったにしても、これからの5年間は今までとは比べものにならないくらい厳しい状況になることが予想されます。

なぜかと言うと、さすがに80歳を超えて農業を続けていくというのは厳しいもの



があります。今まで山鹿市の農業を支えてきた方々の中には、75歳を過ぎた方が多くいらっしゃる状況ですから、その方々が5年後まで、農業を続けられるかどうかということを考えると、今のうちにさらなる対策をしていく必要があるのではないかと考えるところです。

そこで、私の思いといたしましては、山鹿市独自の指定農産物をふやし、山鹿ブランドを立ち上げ、地域やJAなどと連携し、所得向上を目指し、高齢農業者も若い方々を雇用し、その雇用された若者が後継者、また担い手になるといった、そういった流れも必要かと考えております。

また、それとは別に、農家個々が一つになり、そこに市の助成やJAの融資などを投入し、法人を立ち上げてやっていくのはどうかなど考えるところでもあります。今後、総合戦略に基づいて農業をやっても高齢化が進み、農地の担い手も減少し、田、畑、林業など、耕作できなくなるかもしれません。そのため、今後、あらゆる手段を講じていく必要があると思います。

そこで、山鹿市における農業者人口の減少について、市長はどのようにお考えになられるのかお尋ねします。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

原議員の一般質問、山鹿市における農業者人口の減少についてお答えをいたします。

本市の基幹産業であります農業につきましては、農業従事者の高齢化及び従事者の減少が懸念されており、新規就農者の確保が急務であることから、本市の農業振興を図る上で最も重要な課題の一つと捉え、山鹿市総合戦略に新規就農総合支援と位置づけ、さまざまな支援事業を実施しているところでございます。

まず、担い手の就農当初の経済的な安定支援や、新しいことに挑戦する担い手への支援については、国の事業の活用や市単独事業の補助を行っております。

また、山鹿市就農支援センターにおいては、農業を志す者の就農相談や就農初期のサポートを、熊本県農業普及振興課や熊本県農業公社、JA鹿本などの関係機関と連携し実施をしております。

さらに、JA鹿本の新規就農研修支援施設においては、3年間で10名の修了生が本市に就農されておりますし、地域の農業法人化を支援することで、現在14法人が設立され、農地の集約化及び農地の担い手確保にもつなげております。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び超省力化・効率化による農業

の事業継続と未来の農業経営安定化に向けた取り組みを支援するため、今回の議会にスマート農業への支援も提案をさせていただいております。

本市の農業を取り巻く状況につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に厳しいものがございますが、公約にも掲げておりますとおり、農業後継者の支援及び担い手の確保、また耕作放棄地対策につきましても、しっかり検討を重ね、関係機関と連携し、総合的に推進してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

原議員。

[4番 原 芳郎君 登壇]

○4番（原 芳郎君）

市長が最後に言われた、総合的に推進を実行していくためには、すばらしい農産物が取れる山鹿市農業をもっともっと盛り上げていく必要があります。また、よりよく成長するためには、他産業との連携なども視野にしっかり考え、行動することが必要と考えます。

次の議会では、その市長の思いが反映された予算が提案されると思いますので、私が申し上げた内容も含め、しっかり検討していただき、山鹿市農業の発展がさらにつながっていくような政策を総合的に推進されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原 昭三議員の発言を許します。北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原 昭三でございます。

この4年間も新たな決意を持ち、皆様の声をしっかりと市政に届けてまいりたいと考えております。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回4件の質問を行います。よろしくお願いをいたします。

まず1件目、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、お聞きをいたします。新型コロナウイルスのパンデミックが始まってから、既に1年が経過をしておりますけれども、2月中旬時点の数字でございますけれども、世界では1億1000万人、世界人口の約1.2%が感染し、240万人が死亡という人類史に残る被害を呈しており

ます。日本でも40万人、日本人口の約0.3%が感染し、7000人が死亡いたしております。感染拡大を抑える行動制限のため、さまざまな活動が大きな影響を受けております。

新型コロナウイルス拡大を抑えるために、社会活動を再活動するためには、予防ワクチンと有効な治療薬の開発は必須であり、この1年間、予防ワクチンがかつてないスピードで開発され、1月20日時点で既に69カ国で接種が始まり、1億3473回以上の接種が終了いたしております。中でも、イスラエルでは60歳以上の約90%近くが接種を完了しており、その年齢層の新規感染が41%減少したと報告をされております。世界で初めて新型コロナウイルスのワクチンによる感染抑制が示されたことは、出口への希望を与えてくれます。

日本でも、厚生労働省が2月14日に、米国ファイザー社のワクチン、コミナティを承認したことで、2月17日から医療機関の関係者を対象に、この先行接種が始まりました。

山鹿市におきましても、ワクチン接種のスケジュールが計画をされ、スムーズな接種ができますことを望んでおります。市民の方よりいろんな問い合わせ等もありますので、今回の質問となりました。

それでは、6点につきまして、1回目の質問をいたします。1点目、集団接種の場合、人員不足などの問題はないでしょうか。例として、警備、受付などの対応者を、国はハローワークを通して失業者を支援すると聞いておりますが、山鹿市としての対応はどのようになりますでしょうか。

2点目、厚生労働省健康局予防接種室より、自治体説明会の資料が届いていると思いますけども、大変失礼とは存じますが、この資料は熟読されておりますでしょうか。市民より問い合わせがあった場合、的確な答えができますでしょうか。

3点目、単純な質問で、大変申し訳ございませんけども、2回接種が推奨されておりますけども、本人が希望されれば1回接種でも可能となるでしょうか。

4点目、ワクチン接種で必要なワクチン以外の物資、例えば注射器・針など、全国一斉に使用のため、調達はどのようになりますでしょうか。

5点目、ワクチン接種の接種場所や、接種を終えた後の待機場所はどのようになっていますか。

6点目、消防署職員は優先的に接種を受けると聞いておりますけども、16歳未満の子供たちにかかわる学校、保育園職員等は優先的接種が必要かと思いますが、どのようになりますでしょうか、お伺いをいたします。

#### ○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員の一般質問、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、集団接種の場合の人員につきましてお答えいたします。ワクチン接種の際には、問診や接種及び健康観察等を行う医師、看護師の確保が最重要課題だと認識いたしております。鹿本医師会及び市民医療センターと綿密に連携をし、人材確保を進めてまいりたいと思っております。また、その他の人員につきましては、市の職員はもとより、外部委託等を含めまして、必要な人員を確保してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、国の自治体説明会についてお答えします。厚生労働省による自治体説明会につきましては、現在までに4回開催され、複数の職員でリモートにより参加をいたしております。疑義がある部分につきましては、県を通じ、その都度、国に質問をいたしているところでございます。市民のお問い合わせにつきましては、国が既に決定している部分につきましては的確にお答えすることができますが、現状では国の情報が短期間で変更されたり、検討段階のまま進んでいない事項も多くあることから、市民が知りたい情報を十分にお伝えできない場合もございます。

次に、ご質問の3点目、ワクチンの2回接種につきましては、現在、日本で唯一、薬事承認がされているファイザー社製ワクチンにつきましては、予防効果を上げるために2回の接種が必要と規定をされており、1回目の接種後、次の日から起算をして21日、つまり3週間の間隔で速やかに2回目の接種を行う必要がございます。この点は、市民の皆様にも、その旨、周知をしてまいります。

次に、ご質問の4点目、ワクチン以外の注射針等の物資の調達につきましては、ワクチンと同じく、注射針やシリンジ、希釈用の生理食塩水等、全量、国から提供をされる予定でございます。

次に、ご質問の5点目、ワクチン接種の場所や接種後の待機場所につきましては、感染防止対策のため、できる限り広いスペースが必要となります。個別接種でそのスペースが確保できにくい場合は、接種時間ごとに接種する人数を抑えていく必要があると考えております。

次に、ご質問の6点目、学校や保育所職員等の優先接種についてお答えいたします。ワクチン接種の優先順位につきましては、国で定めることとなっており、現時点では、学校や保育所職員につきましては、優先接種の対象となっていないため、一般の方と同時期の接種となる見込みでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

ワクチン以外の注射針等の物資の調達についても、ワクチンと同じく、全量、国から提供されるとのことで安心いたしましたけども、供給は間に合うかまだ不安な点も残っているかというふうに思っております。

ワクチン接種の場所や接種後の待機場所については、感染拡大防止、接種後の状況を見守るため、重要な時間ですので、安心して過ごせる対処方法をよろしく願いをいたします。

私たち公明党は、このたび、コロナワクチン接種体制に係る自治体の意思調査を、3項目について聞き取りをさせていただきました。各地域の実情をいち早く把握し、少しでも国として自治体の負担減につなげるための調査でございました。

内容的には、1点目、検討中の自治体における接種体制について、2点目、接種計画を策定する上で困っていること、3点目、コロナワクチン接種記録システムの導入についてでございました。

それでは、4点について2回目の質問をいたします。1点目、コロナワクチン接種記録システムの導入について、どのようにお考えでしょうか。2点目、国への要望としてどのようなものがありますか。3点目、予防接種によりアナフィラキシーショックなどで入院加療が必要となった際の医療費の負担、また副反応対策はどのようになりますか。また、エピペンの備蓄で万全の体制が図られておりますでしょうか。4点目、移動困難な重度者に対する接種方法は検討済みと思いますが、どのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ただ今ご質問の1点目、ワクチン接種記録システムについてお答えいたします。

本システムは、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援するため、国が新たに開発をしているシステムでございます。

個別医療機関や集団接種会場において、接種後、速やかにタブレット端末でQRコード等を読み取り、入力を行うものです。使用するタブレット端末は国から支給をされる見込みでございます。

これにより、市民が市外の医療機関等で接種された場合や、市外からの転入者の接種状況を把握することで、市民からのお問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できるものと考えております。

次に、ご質問の2点目、国への要望についてでございますが、現在、ワクチンの供給スケジュールが4月末までは確定をしておりますが、5月以降については未定の状態となっております。市が接種計画を立てる上で、ワクチン量が非常に必要な情報でございますので、早急にお示しいただきたいと考えております。また、アストラゼネカ社やモデルナ社製のワクチンが薬事申請をされているところでございますが、その承認の時期や使用方法についても、早期の情報提供をお願いしたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、予防接種の副反応についてお答えいたします。まず、コロナワクチンの副反応として、注射した部分の痛みや疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等が見られる場合があります。しかし、このような症状の大部分は接種後数日以内に回復されているということです。

また、極めてまれではありますが、接種後に急性のアレルギー反応、いわゆるアナフィラキシーが発生をする場合がございます。その場合は、接種会場や医療機関において、すぐに救急搬送や治療が行えるよう、現場でのエピペンの確保を含め、準備を整える予定でございます。

副反応による健康被害が起きた場合の救済については、予防接種法に基づき、厚生労働大臣が認めたものに対し、市町村長が医療費や障害年金等の救済、給付を行います。その費用は国の負担となります。

次に、ご質問の4点目、移動困難な方への接種方法についてお答えいたします。まず、高齢者施設の入所者の方につきましては、その施設内での接種ができるよう計画をいたしているところでございます。それ以外の方につきましては、今後、接種計画の詳細を詰めていく中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

ワクチン接種記録システムは、今後の大事なデータとなりますので、よろしくお願いをいたします。

移動困難な方への接種方法につきましては、全員の方が漏れなく接種できる体制の推進をよろしくお願いをいたします。

行政の皆様、そして医療従事者の皆様には、本当に大変な状況下の中で、コロナ禍に対するご対応をいただき、大変にありがとうございます。1日も早いコロナの収束と経済の回復をと願うものでございます。

2件目、不登校児童生徒の実態についてお聞きをいたします。熊本県内の小中学校が2019年度に把握した不登校の児童生徒は、前年度比147人増の3317人に上り、過去10年間で最も多かったことが、文部科学省の問題行動不登校調査でわかりました。調査は、病気などを除き、1年間で30日以上続いた欠席を不登校と定義されております。小学校771人、前年度比156人増、中学校1913人、前年度比200人増と、小中学校がふえております。その増加理由について、県教育委員会は学校や家庭、本人の状況など多様な要因があり、的確に答えるのは難しいとの説明でありました。

ここ数年の山鹿市の不登校の実態はどうのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

北原議員の一般質問、山鹿市のここ数年の不登校の実態についてお答えいたします。不登校児童生徒は、全国的には年々増加傾向にあり、特に小学校で不登校児童がふえつつあります。今年度は、新型コロナウイルス感染症を心配するため、欠席や臨時休業明けで生活習慣を崩す児童生徒がふえる中、山鹿市では新たな不登校を生み出さない、不登校を改善するために、学校の取り組みに加え、県と市でのスクールカウンセラーを3名、スクールソーシャルワーカーを5名配置し、学校と家庭を支援しております。また、サポートティーチャーやアシスタントティーチャーを他の市町村より充実させて配置することで、児童生徒一人一人を大切にした支援を行っております。

その成果もあり、山鹿市では不登校児童生徒が昨年度まで減少傾向にあり、今年度はコロナのための出席停止等があり、不登校児童生徒数の確実な把握が難しい状況ではございますが、教育支援センターや専門スタッフと連携した取り組みにより、不登校状況が改善し、登校できるようになった児童生徒が数名見られます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

答弁にて、サポートティーチャーやアシスタントティーチャーを、ほかの市町村より充実させて配置することで、児童生徒一人一人を大切にされた支援を行っていたいており、その効果もあり、山鹿市では不登校児童生徒が昨年度まで減少傾向にありますとのことをごぞいました。取り組みの成果が不登校生徒児童数の減につながっていると思った次第でございます。

新型コロナウイルス感染を恐れ、学校を休む生徒が全国的にいるというふうにお聞きをいたしております。山鹿市の現状はどのようになっておりますでしょうか。今回のような、この新型コロナウイルス感染リスクで学校を休む場合の基準とかありますでしょうか。また、欠席した児童生徒は何名でしょうか。これまで不登校児童生徒に対する対応はどのようにされてきたかお伺いをいたします。

**○議長（服部 香代君）**

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

**○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）**

ご質問の新型コロナウイルス感染症で学校を休む基準と休んだ児童生徒数、学校を休む児童生徒への対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症で学校休む基準は、現在、令和2年12月3日付、熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長を通じ、文部科学省初等中等教育局健康教育食育課から通知されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」」バージョン5に基づき取り組んでいるところでございます。

この衛生管理マニュアルの中で、登校に関しては発熱等の風邪症状がある場合には児童生徒も教職員も自宅で休養することを徹底しますとあり、レベル2及び3の地域では同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないでくださいと通知してあります。よって、こうした理由の場合、児童生徒は欠席とはならず、出席停止扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症の疑いや心配等で出席停止になった児童生徒数は12月が延べ人数で314名と一番多く、2月には32名と減少しております。

また、休んだ児童生徒の学力補償といたしましては、それぞれの学校が一人一人の児童生徒に応じた補充学習や家庭での学習を支援し、落ち込む児童生徒を出さないようにしております。さらには、現在ではタブレット端末でのリモート授業も可能になりました。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○議長（服部 香代君）**



北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

新型コロナウイルス感染症の疑いや心配等で出席停止になった児童生徒数は、12月で延べ314名と一番多く、2月には32名と減少しておりますとのことをございませしたけども、新学期を迎えるに当たり、不登校の児童生徒が増加傾向にあるというふう聞いております。休んだ児童生徒への手厚い学力補償に取り組んでおられることは理解をいたしました。

不登校の原因は多様な要件があると思われ、難しい面も多々あるかと思えますけども、不登校ゼロに向けて、学校側及び教育委員会の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

ご質問の山鹿市の不登校対策の取り組みについてお答えいたします。

山鹿市では、学校へ行きたくても行けないといった悩みや不安を持つ子供や、その家族の方のサポートを目的として教育支援センターを3カ所開設しております。教育支援センターでは、不登校傾向にある児童生徒の学習活動や体験活動を提供し、その保護者の相談活動を行っております。現在、5名の学校教育指導員が対応に当たっており、各学校と連携を図りながら、段階的に児童生徒を学校の学習へ対応できるようにしております。今年度は37名の児童生徒が随時利用しております。

また、不登校対策の支援といたしまして、1回目の答弁でも申しましたサポートティーチャーを各小中学校に8名配置しております。朝登校が遅れがちな児童生徒や、学校へ登校してもなかなか教室に入ることができない児童生徒へ、きめ細やかな対応をしています。

さらに、4月から鹿北小中学校を小規模特認校といたします。小規模特認校とは、校区にとらわれず、山鹿市内のどこからでも通うことができる制度です。少人数の中できめ細やかな学習環境を求める児童生徒及び保護者のニーズに応えるものであります。この中には、学校生活での人間関係に悩む児童生徒も含まれ、不登校対策としても大いに効果を発揮するものと期待しております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

○19番（北原 昭三君）

不登校生が1人でも減るような取り組みの対策をよろしく願いをいたしたいと思います。先ほどの答弁の中で、4月から鹿北小中学校を小規模特認校とされ、山鹿市内のどこからでも通うことができる制度との答弁でありました。私も不登校対策として大いに効果があることを期待をいたしたいと思います。

それでは、3件目、SDGsの取り組みについてお聞きをいたします。平成29年12月定例会におきまして、乳幼児の妊産婦の健康確保の観点から、福祉部での取り組みについて、また教育に関する日本の具体的な施策としまして、幼児教育の充実、初等・中等教育の充実、子供の貧困対策など、普遍的初等教育、生涯学習達成の観点から、教育行政における取り組みについてお伺いをし、答弁をいただいたところでございます。

また、自治体レベルの取り組みには、義務的・包括的なものとして、国の実施方針を受けて、行政の責務として推進するものと、自主的・選択的に行うものがあります。可能な取り組みを着実に実施することで、持続可能な開発目標の達成に寄与してまいりたいとの答弁をいただいております。その後、達成に寄与するため、どのような取り組みをなされたかお伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問のSDGsの取り組みについてお答えいたします。

SDGsは、国や自治体、企業だけが意識すべき目標ではなく、私たち一人一人が密接にかかわっている問題と考えます。

本市におけるこれまでのSDGsに係る取り組みについて申し上げます。個別の施策ごとの開発目標は設定いたしておりませんが、SDGs形づくる目標として、次のような取り組みを進めてまいりました。

1つ目に全ての人に健康と福祉を、次に質の高い教育を平等に、さらには安全な水とトイレの提供、そしてクリーンエネルギーの推進、また人権の尊重、さらには住み続けられるまちづくり、そしてパートナーシップの構築など、多岐にわたり直接的または間接的にSDGsの理念を念頭に置きながら、各分野における事業や施策の展開を行ってきたところでございます。

今後も行政主体として、息の長い取り組みを継続しつつ、市民の誰もが取り残されることのない社会環境の構築に向けた行政運営を進めていく必要があると考えて

おります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

先ほどご答弁にありましたように、SDGsの理念は、誰ひとり取り残さないということでございます。誰もが住みやすい社会環境のまちづくりを今後もよろしく願いをいたします。

それでは、2回目の質問に移ります。フードロス自動販売機についてお聞きをいたします。持続可能な開発目標SDGsの中に、フードロス対策を山鹿市もできることから始めていけばというふうに考えております。期限切れ間近のコーヒーやスポーツドリンクを安く提供して、商品の廃棄につながらないようにした自治体の行動に賛同し、提案をしたいと思っております。

ここで、その1例をご紹介します。富山市がこの自動販売機を市役所1階市民ホールに設置してあります。設置した北陸コカ・コーラボトリングによりますと、フードロス対策を目的とした自動販売機は同社として初めてだそうです。今回設置されたSDGs自動販売機は、SDGsの12番の目標であります、つくる責任、使う責任に基づき、フードロス削減を目標とされております。正面上部にフードロス対策自動販売機と掲げ、ほとんどの飲み物が半額以下で販売され、コーヒー、スポーツドリンクなど、一部商品を80円で販売をされているそうです。これらの商品の多くは、賞味期限が2カ月を切ったもののようであります。会社の方はどうしても在庫の偏りで商品が余ってしまう、商品のラインナップは在庫によって変えているそうでございます。将来は、市役所以外にも設置したいと考えておられるとのことでございます。

フードロスは、国連が2015年に採択したSDGsで、削減すべき課題の一つに挙げています。山鹿市もこの意味から、フードロス対策に賛同して、この自動販売機を設置してはいかがでしょうか。市民の皆さんにフードロス削減対策の行動が見える形で紹介できればと考えております。市として少しずつでも行動に移すことによって、国連が提唱するSDGsの達成に貢献できるのではないのでしょうか。

この提案は、メーカーが自動販売機を設置するもので、市の予算を持ち出すことではないと考えます。また、当内容では売上の一部を富山市に寄附されているとのこと。この提案をどのようにお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

ご質問のフードロス対策についてお答えをいたします。

ご紹介いただきましたフードロス自動販売機につきましては、富山市に本年1月に1台目が導入されている段階であり、かなり先駆的な取り組みであると言えます。今後、同様の取り組みが広がる可能性はありますが、富山市の例を見ましても、設置者は飲料水メーカーでありますので、設置した場合は他のメーカーや小売店が設置する自動販売機の競合を生じることから、市としては強く推進することは難しいのではないかと考えます。

ただし、取り組み自体を否定的に捉えているわけではなく、市民など消費者への啓発としては有効であることも事実ですので、SDGs 12番目の項目であります持続可能な生産消費形態を確保する、つくる責任、使う責任に基づき、製造者あるいは販売者、または消費者がともに食品廃棄物の削減について考える手だての一つとして、毎月、各家庭の回覧に発行しております山鹿環境便などを活用し、先進事例として紹介していきたいと思えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

他市ではこのような取り組みを行い、自主財源確保も行っている自治体もあるようでございます。答弁にありました山鹿環境便などを活用され、市民の皆様にも周知していただきましたらありがたいです。

それでは、4件目、RPAによる業務の効率化等についてをお聞きいたします。ロボティック・プロセス・オートメーションの略でございます。平成30年12月議会におきまして、RPAによる業務の効率化について質問をいたしております。当時の部長答弁によりますと、労働力不足を補う、業務効率化の一つとして期待ができるものと考えられます。処理速度や稼働力の高さによる業務の効率化に加え、その正確性から人的ミスが大きく減少させることも期待できます。半面、現時点における自治体での活用はまだ導入実績が少なく、その大半が実証段階であるため、費用対効果も未知数といわざるを得ませんとのことであります。

その後、RPA導入についての検討された内容がありましたら、お示しをいただ

きたいと思います。また、山鹿市全体の1年間のこの職員の残業時間はどのようになっていますでしょうか。この残業時間削減に向けての対策はどのように行っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問のRPAによる業務の効率化等についてお答えいたします。

RPA、いわゆるロボティクス・プロセス・オートメーションにつきましては、パソコン業務における定型的な作業を自動化するソフトウェアとして、先行する幾つかの自治体において実証実験などが進められているところですが、当市におきましてはRPAを初めとした業務の省力化に関して、令和元年度に複数部署の担当者で構成したワーキンググループを立ち上げ、調査を進めてきたところでございます。

このワーキンググループにおきまして、令和2年にかけて、それぞれの部署における該当する業務の調査や、RPAに関する基礎的知識を得るために、事業者等からの説明を受け、また先進自治体であります福岡県春日市の視察を行ったところでございます。

その結果、現行の情報システムにおいて対応可能であり、職員でも自動化の作業工程を作成できることや、紙帳票を自動で文字認識できるAI、OCRと組み合わせることで適用できる業務の範囲が広がるなどのメリットがあり、パソコンを用いて定期的に決められた手順で繰り返し行う単純業務の処理時間の削減に効果があることがわかりました。

また一方では、頻繁に制度改正が行われるものには不向きで、また操作は比較的平易なものとはいえ、処理手順の設計に習熟するには一定程度の時間を要し、各個人の得手・不得手に事務処理効率が左右される側面もあるため、これを持続させ活用していくためには、運用体制の整備が不可欠であるなどの課題も見えてきたところでございます。

次に、職員の時間外勤務の状況についてでございますが、令和元年度における本庁職員の総時間数は4万2905時間でございます。1人当たり年間平均は約110時間となっております。時間外勤務の縮減に向けて、職員の意識啓発等の働きかけを行っているものの、近年においては漸増傾向にあるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

パソコンを用いて定期に決められた手順で繰り返し行う単純業務の処理時間の削減に効果があることがわかりましたとの答弁でございました。何が原因でこの残業時間が異なるのかわかりませんが、RPA導入により残業時間の短縮にもつながるのかなと思ったところでございます。

それでは、導入された他市の1例をご紹介します。群馬県渋川市では、昨年11月からRPAを導入されております。複雑な計算も多い税の分野で、これまで償却資産や軽自動車に関するデータの入力業務の自動化に取り組まれております。償却資産データの入力に係る作業時間は、RPA導入前では約39時間かかっておりましたが、導入後は約4時間までに短縮されたと聞いております。約9割の時間を削減し、職員の負担軽減をされております。職員の負担軽減のため、RPAの導入に対する見解をお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問のRPA導入に対する見解についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、RPAの効果的な導入が見込まれる業務につきましては、職員の事務負担軽減に大きく寄与することが期待できます。今後、人事給与等、内部管理事務など、対象となる業務につきまして、実証実験等を経て、導入に取り組んでまいりたいと考えております。

その際、あわせて本年予定されております、国におけるデジタル庁の創設を初めとしたデジタル社会の実現に向けた改革の動きも踏まえつつ、業務の効率化に向けて計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

北原議員。

[19番 北原 昭三君 登壇]

○19番（北原 昭三君）

今答弁いただきました、今後、人事給与等、内部管理事務など、対象になる業務について速やかに整理をし、そして実証実験等を経て、導入に取り組んでまいりたいと考えておりますとのことでございました。早急な導入をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○議長（服部 香代君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 26 分 散会

~~~~~

3月18日(木曜日)



# 令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第3号）

令和3年3月18日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

### 発言通告

1. 深牧 大助

一般質問

（1）新型コロナウイルス対策について

①令和2年度新型コロナウイルス対策事業の経済支援状況、申請状況、効果及び  
脱コロナプレミアム付商品券の利用状況

②今後の新型コロナウイルス対策支援

2. 有働 辰喜

質 疑

（1）議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算

①P84（目）予防費 新型コロナウイルスワクチン接種事業

②P105・P107（目）学校管理費 小・中学校遠距離通学対策事業

一般質問

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

（2）遠距離通学対策事業について

3. 勢田 昭一

一般質問

（1）「まもる」視点で、住民監査請求について

①監査請求の意義とこれまでの請求件数（過去3年）

②現在の監査委員の選任方法と専門家（公認会計士）の導入

（2）「つなぐ」視点で、菊鹿ワイナリーについて

①経営状況と地元農作物の販売計画（入場者の推移・アイラリッジの売り上げ）

②ワイナリーの道路整備（出入り口の危険度解消）

（3）「創り出す」視点で、地域おこし協力隊について

①地域おこし協力隊の目的と本市における隊員の動向（過去5年）

②地域活性化に向けた支援策

③今後の方向性

4. 松見 真一

一般質問

(1) 第2次山鹿市総合計画について

- ①やまがを元気にする人材の育成
- ②今後の第2次山鹿市総合計画遂行

5. 金光 一誠

質 疑

(1) 議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算(第9号)

- ①P37(目) 現年発生農業用施設災害復旧費

一般質問

(1) 総合計画と山鹿創生について

- ①山鹿創生に対する市長の思い

(2) 農地・農業用施設災害復旧事業について

- ①災害業務の一元化
- ②被災調査の方法
- ③受益者への対応
- ④申請漏れ被災箇所への対応
- ⑤災害復旧計画

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員(20名)

- 1 番 関 口 和 良 君
- 2 番 永 田 壮 拓 君
- 3 番 深 牧 大 助 君
- 4 番 原 芳 郎 君
- 5 番 隈 部 賢 治 君
- 6 番 高 橋 龍 一 君
- 7 番 豊 田 新 二 郎 君
- 8 番 山 下 誠 治 君
- 9 番 古 川 和 博 君
- 10 番 金 光 一 誠 君

11番	松見真一君
12番	立山大二郎君
13番	小川榮二君
14番	芋生よしや君
15番	勢田昭一君
16番	有働辰喜君
17番	服部香代君
18番	富丸洋一郎君
19番	北原昭三君
20番	永田紘二君

○

説明のため出席した者

市長	早田順一君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	木下実君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
経済部首席審議員	大林秀樹君
建設部長	古江光拓君
教育部長	瀬口慎哉君
消防本部消防長	中原茂昭君
総務部次長	中尾雄二君
福祉部次長	徳永謙吾君
経済部次長	石井耕一郎君
建設部次長	松尾正都君
水道局長	池田淳志君
教育部首席教育審議員	若杉幸生君
秘書政策課長	木村隆男君
地域生活課長	山崎寿雄君
菊鹿市民センター長	村上武君
健康増進課長	徳丸和孝君

監査委員事務局長兼  
選挙管理委員会事務局長

森 田 英 美 君

○

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

渡 邊 義 明 君

局長補佐兼議事係長

中 村 武 志 君

書 記

高 木 善 彦 君

○

午前10時00分 開議

○議長（服部 香代君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○議長（服部 香代君）

日程第1、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次、発言を許します。深牧 大助議員。

[3番 深牧 大助君 登壇]

○3番（深牧 大助君）

おはようございます。

議席番号3番、深牧 大助です。

初めての発言となりますので、聞き取りづらい部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、令和2年度における新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援を多くいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

まず1点目、これまでの新型コロナウイルス対策事業の各経済支援状況、申請状況、またどのような効果であったか、どのくらい効果があったかをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の新型コロナウイルス対策として実施しました経済支援の状況についてお答えいたします。

新型コロナ感染拡大の影響は、地域社会の至るところに及んでおり、外出自粛や移動制限、営業時間の短縮等により経済活動が低下し、金融の流れが滞ることで経済の循環システムが回らなくなってきました。特に、商工観光業は、本市の主要産業として地域経済を牽引する役割を果たしておりますが、事業所の多くは規模が小さく、コロナの影響を強く受けるため、事業継続を目的とした財政支援を行うことで経営を下支えする必要があると判断し、重点的に支援策を講じたところでございます。

これまで、既決予算の振替や補正予算措置により、11の事業やキャンペーンを実

施してまいりましたが、主な支援事業をご紹介しますと、事業継続を目的とした観光産業事業継続応援金は、支給件数が318件、支給額は1億5140万円、中・小規模事業者事業継続応援金は、484件、1億1300万円、金融機関等からの借入金に対する利子補給につきましては、融資件数が258件、今年度分の補給額は4531万6000円に上る見通しでございます。

また、消費喚起対策として実施しました脱コロナプレミアム商品券事業は、30%と50%のプレミア率ですが、第1弾と第2弾合わせて、最終的には10億円を超える換金額が見込まれ、5割近くが小規模店舗での利用となっております。

このほか、宿泊助成キャンペーンやレシートキャンペーン、山鹿灯籠まつり・やまが温泉郷の動画配信、観光関連事業者の創意工夫ある取り組みを支援する補助金の支給、感染防止の観点からは、市内の全事業所を対象に感染防止に要する経費に対しても支援を行いました。

いずれにしましても、国・県事業の動向を注視しつつ、感染拡大防止策と事業者支援策、消費需要の喚起・拡大策をうまく組み合わせながら、本市の取組効果が最大化するように各支援を実施したところでございます。

なお、経済支援の効果につきましては、プレミアム商品券のアンケート調査から見ますと、売上げ増加や来店者増加に効果があった事業者が6割から7割、プレミアムがあるから高額な買い物や、普段より多くの買い物をした市民の方々が4割といった結果から、一定の効果を上げることができたものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

深牧議員。

[ 3 番 深牧 大助君 登壇 ]

○3番（深牧 大助君）

事業継続を目的とした財政支援であります。まだまだ新型コロナウイルスの影響が大きく、逼迫した経営状況にあります。各事業者もいろんな施策や営業内容を工夫し、11月まで徐々に売上げが伸び、回復状況にありました。しかし、12月以降は前年比の30%から50%ほどまで落ち込んだとの声もでございます。

数件の事業者にお話をお聞きしますと、お客様が一人も来ない、売上げがゼロ円の日が何日も続いたということです。各事業者においては、感染防止対策を徹底し、国、熊本県、それから山鹿市の経済支援を受けながら必死に耐えておりました。

しかしながら、山鹿市でも1月18日から2月8日まで、熊本県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、営業時間短縮の要請がなされました。午後8時以降の営業開始のスナック等には、実質的な休業要請にも取れました。時短要請協力金が示されまし

たが、ほとんどの事業者でまだ交付がなされておられません。県が協力金支給を済ませた割合は、3月11日現在で、1回目、12月30日から1月12日まで94.7%、2回目、1月12日から1月18日まで84.2%、3回目、1月18日から2月8日まで30.4%、4回目、2月8日から2月18日までゼロ%と公表されています。この3回目が山鹿市の店舗が対象です。まだ30.4%です。

また、このような支援制度の周知不足との声や、自分の店舗が対象かどうかわからないなどの声もお聞きしています。事業継続が目的の支援でありますので、中長期的な支援、支援制度の周知、消費需要の喚起、拡大策のご検討をお願いし、次の質問に移ります。

2点目、今後の新型コロナウイルス対策支援について、早田市長のお考えをお聞きします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

深牧議員のご質問、今後の新型コロナウイルス対策経済支援についてお答えをいたします。

コロナの収束が見通せない中、商工観光事業に携わっておられる方々も消費者である市民の皆様も、経済活動のギアを上げることにはうちよされているのが現状であろうと思います。

今後の経済支援策につきましては、そうした心理も十分踏まえながら、国・県の施策動向に加え、観光関連事業者を対象としたアンケート調査、旅行業者等からの最新データなどの分析結果をもとに、商工団体等との意見交換会を開催し、コロナの状況を踏まえた適時適切な施策を速やかに講じてまいります。

また、支援制度の周知につきましては、今後、国・県を初め、新たな支援制度が決まり次第、ホームページ等でのお知らせを初め、商工・観光関連団体との連携を図りながら、周知を徹底してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（服部 香代君）

深牧議員。

[3番 深牧 大助君 登壇]

○3番（深牧 大助君）

早田市長のお考えをお聞きし、安心いたしました。

話は変わりますが、先日より開始されました熊本県宿泊助成事業、くまもと再発

見の旅～身近な人と身近な旅へ～と題して、3月16日より4月28日までの期間実施されます。県内在住者のみできる宿泊の助成事業です。

山鹿市にも27施設、現在登録がされております。対象施設が県の公式観光サイトで公開されております。本市のホームページややまがメイト、SNSなどを使って周知をお願いしたいと思います。

最後に、本市の主要産業である商工観光業へのご支援と、安心安全なまちづくりをお願いして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

#### ○議長（服部 香代君）

以上で、深牧議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、有働 辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

#### ○16番（有働 辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号16番、有働 辰喜です。

発言通告に従いまして、質疑を2件、質問を2件行いますので、よろしく願いをいたします。

まずは、議案第14号 山鹿市一般会計予算、84ページに計上されている予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いをいたします。

皆様もご存じのとおり、熊本県内においてもワクチン接種後の副反応などの情報を収集する目的も含めて、国主導による病院勤務の医療従事者への先行接種が2月18日から、合志市にある熊本再春医療センター、八代市の熊本労災病院、熊本総合病院と人吉市の人吉医療センターで進められ、県主導による医療従事者向けの優先接種が3月9日、嘉島町の熊本回生会病院で実施されました。山鹿市でも3月10日から優先接種が始まったとの報告が3月11日にありました。

接種後の副反応について、情報を収集し、公表している厚生労働省は、3月10日、全国で8人が重いアレルギー反応のアナフィラキシーを発症し、新型コロナウイルスワクチン接種後のアナフィラキシー発症は、国内で計25例となったと公表。しかし、その反面、新型コロナウイルスワクチン接種により、感染者数が激減するとの海外事例の報道もあり、その効果に多くの人が期待をしています。

山鹿市においても、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う計画が、ワクチンは国からの無償配布だと思いますので、今議会に計上された予算2億3800万円の使途内訳をお尋ねいたします。

#### ○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。



[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

有働議員の質疑、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算の内訳についてお答えをいたします。

まず、集団接種における医師・看護師の確保のための予算が3119万2000円、コールセンターの4月から9月までの設置費用が3150万円、接種体制業務及びワクチンの配送業務に5100万円、個別接種に係る接種委託費用として1億18万8000円、集団接種の会場費として756万3000円、その他接種に係る事務費として1655万7000円を計上しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

予算の使途内訳がよくわかりましたので、接種事業内容に関しましては、後ほど一般質問としてお伺いをいたします。

次に、同じく、議案第14号 山鹿市一般会計予算、105ページ、学校管理費、小学校5校の遠距離通学対策事業費7478万円、同じく、同議案107ページ、学校管理費、中学校3校の遠距離通学対策事業費2481万1000円に関しましては、スクールバス、スクールタクシーの運行管理業務委託費と市所有車両の燃料費を含めた維持管理費かと思いますが、その内訳をお尋ねいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員の質疑、小・中学校遠距離通学対策事業についてお答えいたします。

学校統合による児童生徒の遠距離通学対策は、スクールバスによる運行を基本にしていますが、送迎の路線によっては、乗車人数が9人以下となる場合があります。その場合、バスに比べて安価な金額で送迎できる、ジャンボタクシーや普通タクシーを活用しているところでございます。

ご質問の1点目、令和3年度当初予算中、遠距離通学対策事業におけるスクールバスとスクールタクシーの委託料の内訳は、まず小学校では5つの学校で対策事業を行っており、スクールバスが5小学校16路線で、委託料合計6166万5000円、このうち市所有スクールバスが3357万2000円、貸し切りバスが2809万3000円でございます。

す。また、スクールタクシーが3小学校6路線で672万8000円でございます。

中学校では、3つの学校で対策事業を行っており、市所有スクールバスが2中学校4路線で、合計1068万5000円、スクールタクシーが3中学校7路線で1232万8000円の委託料を計上しているところでございます。

次に、ご質問の2点目、市所有スクールバスの年間維持管理費についてお答えいたします。市所有スクールバスに係る1台当たりの年間維持管理費の内訳は、車検を含む修繕料が約20万円、燃料代が約20万円、自賠責保険を含む役務費と重量税が約5万円、なお遠距離通学対策事業には含まれませんが、財務課で加入している自動車損害共済が約5万円で、合計1台当たり約50万円が年間維持管理費となります。小学校は14台運行しておりますので年間約700万円、中学校は4台運行しておりますので年間約200万円を計上しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

事業予算の内訳がわかりましたので、新型コロナウイルスワクチン接種事業同様、内容に関しましては、後ほどの一般質問でお尋ねをさせていただきます。

それでは、発言通告に従い、新型コロナウイルス感染症に関する一般質問に移ります。実施事業に伴いまして、時系列でお尋ねをいたします。

まずは、ここで1月14日に熊本県が発令いたしました国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない熊本県独自の緊急事態宣言発令を受けて、山鹿市が計画実施中の市内高齢者・障害者施設職員に対するPCR検査に関する質問を予定しておりましたが、昨日、芋生議員が質問をされましたので先に進みますが、当時、山鹿市では、特別養護老人ホームあいさとでクラスターが発生し、大変な状況にありました。また、昨年7月末から8月上旬には介護老人保健施設太陽でもクラスターが発生しており、介護福祉施設や障害者施設職員へのPCR検査実施は、感染症拡大防止や市民の不安解消に大いに寄与する事業だと思います。これまでの検査結果は、全て陰性との昨日の答弁でしたが、無症状でも陽性者がいますので、やはり疑心暗鬼にはなりません。検査対象施設の利用者、そして従事者の皆様は検査結果で安心して接することができ、通所者や従事者のご家族も安心されたと思います。1人1回の検査に要する費用は約1万5000円ですが、緊急事態宣言発令中であっても、介護に従事される皆様方に与える安心感を考えると、費用対効果は十分だったと私は考えております。

それでは、3月2日開催の臨時会に補正予算として提出された新型コロナウイルスワクチン接種事業のコールセンター開設業務についてお伺いをいたします。

コールセンターは3月15日に開設、9月まで業務を行う予定で、補正予算額1772万3000円のうち、業務委託料が3月分として650万円と、残りの4月から9月までの運営費は債務負担行為で確保済みとの説明でしたが、先ほどの質疑で予算内訳を伺い、運営費3150万円を加算した総額3800万円の事業とわかりました。

コールセンターの業務内容は、相談業務、予約受付業務との説明を受けておりますが、1点目として、市民が一番知りたい点と思われる予約の取り方、つまり指定された日時と接種医療機関から選択をするのか、あるいは個人が日時や医療機関を指定できるのか。また、2点目は、接種券は対象者全員、それとも希望者のみへの発送なのか。また、接種券の内容、発送時期についてと、3点目として、9月までの開設ということは、その時期になっても予約受付や接種券が発券されているという想定でしょうか、お尋ねをいたします。あわせて、予約受付はほかの方法、例えば市役所窓口や固定電話、スマートフォン、タブレット、市のホームページなどでもできるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ご質問の1点目、ワクチン接種の予約の取り方についてお答えいたします。まず、本市でのワクチン接種の実施方法につきましては、個別の医療機関で行う個別接種と、公共施設等で行う集団接種の2つの方法を予定しております。ワクチン接種の予約につきましては、個別接種、集団接種のどちらを希望される場合であっても、接種希望の日時と接種会場を、あらかじめ市が指定した範囲の中から選択をして予約していただくこととなります。

次に、ご質問の2点目、接種券についてお答えいたします。接種券につきましては、お1人ずつ、住所、氏名、接種券番号が記載をされており、接種時に持参をいただくほか、予約受付の際にも接種券番号が必要となります。また、接種券の発送につきましては、3月末に65歳以上の方全員に、また5月末に16歳から64歳の方全員に郵送での発送を予定しております。

次に、ご質問の3点目、コールセンターの設置期間、予約受付の方法についてお答えします。相談や予約受付を行うコールセンターにつきましては、国の当初の方針に基づき、3月から9月までの予約期間を想定し、今回の委託契約を締結いたしております。今後、ワクチンの供給状況及び市民の接種希望の状況等を見きわめつ

つ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。また、予約受付の方法につきましては、コールセンターへの電話での予約のほか、山鹿市ホームページからの予約、またスマートフォンアプリのLINE等を活用した予約を予定しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

答弁をいただきましたコールセンターに関しましては、山鹿市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターについての表題で、3月15日に山鹿市のホームページ、また3月16日にやまがメイトにアップをされました。内容といたしましては、3月15日、コールセンターを開設したこと、コールセンターの業務内容が示され、電話番号が記載をされております。

さて、昨日の芋生議員に対する早田市長の答弁の中にもありましたが、3月13日までの熊本県下の新型コロナウイルス感染者数は3473人、死亡者数は74人、山鹿市では2月11日の2名分が取り下げられて、感染者数が132名、死亡者数13名です。熊本県全体に対する割合は、感染者数が38%、死亡者数は17.6%となっております。しかし、死亡率で見ますと、県全体では2.1%に対して、山鹿市は約10%と、突出しております。高齢者福祉施設でクラスターが発生したという理由はありますが、高齢者が重篤化すれば、死亡率が高いということの裏づけと言えます。

新型コロナウイルスワクチン接種を2回受けると、新型コロナウイルスに感染しても免疫を獲得して、発症や重症化を防ぐ効果があるとされており、早期のワクチン接種を望んでいる市民は多いと思います。

そうした中、今年度予算で計上された新型コロナウイルスワクチン接種事業予算は2億3800万円、その使途に関しましては、冒頭の質疑への答弁で、ワクチン接種に要する医師・看護師を含めた委託料、診療報酬費、ワクチン配送業務費、会場費や事務費、コールセンター運営費に配分され、その金額もわかりました。

3月12日の熊日新聞朝刊、県北ページに山鹿市の新型コロナウイルスワクチン接種計画が報道されました。また、3月15日に山鹿市ホームページ、3月16日には、新型コロナウイルスワクチン接種についての表題で、やまがメイトにもアップをされましたので、接種スケジュールや接種方法が理解できた市民も多いと思いますが、発言通告もしておりますので、公表内容と重複する質問もあるかと思いますが、確認も含めてワクチン接種事業を行う上での市の方針をお伺いいたします。

まず1点目として、優先接種が始まっている医療従事者が2回の接種を受けた後、市民への接種開始となると思いますが、医療従事者の予定者数と完了はいつごろを予定をされているのか。2点目として、国から配布される新型コロナウイルスワクチンは県に配給され、県下各市町村に分配されると思いますが、新型コロナウイルスワクチンは超低温冷蔵庫での保管が必要と報道されております。山鹿市の超低温冷蔵庫設置予定数と現在までの超低温冷蔵庫の納入を含めた状況はどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ご質問の1点目、医療従事者の予定者数及び完了の見込みについてお答えします。医療従事者を対象としたワクチン接種につきましては、熊本県が圏域ごとに医師会等と調整を図りながら進められており、本市では先週から1回目の接種が開始されたところでございます。山鹿市での接種予定者数は、約2000人でございます。完了の時期につきましては、まだ確定はしておりませんが、5月末を見込んでおります。

次に、ご質問の2点目、超低温冷蔵庫についてお答えします。現在、日本で唯一、薬事承認をされているファイザー社製のワクチンは、マイナス75度前後で保存することが必要となっております。そのための超低温冷蔵庫については、国から市町村に無償で提供されることとなっており、現在、山鹿健康福祉センターに既に1台設置いたしております。4月以降に、あと3台提供される予定で、合計4台確保する見込みでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

優先接種の医療従事者想定数2000人が5月末で終了できるといいのですが、いずれにしろワクチンの供給次第ということに尽きるわけでありませう。

超低温冷蔵庫が市民医療センターではなくて、山鹿健康福祉センターに設置というのには、ちょっと意外性を感じましたが、山鹿市には4台設置予定ということもわかりました。

次に、市内医療機関及び接種会場へのワクチン供給体制についてお伺いをいたします。超低温冷蔵庫に保管された新型コロナウイルスワクチンは、各医療機関や接

種会場へと配送されて接種となるわけですけれども、接種体制に関しては後でお伺いをするとして、慎重なる取り扱いを要する貴重なワクチンの配送を考えると、国やほかの自治体にならって専門業者への外部委託が必要ではないかと思えます。

そこで、1点目、市内医療機関及び接種会場への配送業務計画はどのように考えておられるのか。2点目として、既に医療従事者への先行接種がなされている現状での配送方法はどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ご質問の1点目、ワクチンの配送業務計画についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、慎重な取り扱いを要する貴重なワクチンの配送業務は、大変重要な業務と考えております。必要な数を小分けして保冷バックに入れたワクチンとともに、注射針、シリンジ、希釈用の生理食塩水を決められた時間内に安全に配送する必要がございます。現在、民間の薬品会社や宅配事業者と打ち合わせを行い、外部委託を視野に調整を進めているところでございます。

次に、ご質問の2点目、先行する医療従事者向けのワクチンの配送方法につきましては、現在、熊本県から委託を受けた民間の薬品会社が配送を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

ワクチン配送は、専門事業者に委託をする方向で検討中との答弁でありますが、品薄の貴重品ですので、万全を期しての体制構築をお願いしておきます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種開始時期と対象者についてお伺いをいたします。市の計画では接種事業対象者、16歳以上の市民約4万4000人の7割に当たる3万人を想定とされています。接種を希望する人が想定数を超えたら、補正予算を組んで対処されると思いますが、必要量の新型コロナウイルスワクチンの配給でさえ不確実な現状では、やはり調整を行い、接種対象者に優先順位を設ける必要性があると考えます。4月12日から始まる国の高齢者対象の新型コロナウイルスワクチン接種でも配給量が少なく、熊本を含む30道府県が県庁所在地等の都市部から開始するとの報道がっております。新型コロナウイルスワクチン接種目的を考慮す

ると、優先接種対象の医療従事者に続いては、市が計画をしているように、高齢者入所者施設が最優先で、次に65歳以上、16歳から64歳の順になると思います。山鹿市への具体的な新型コロナウイルスワクチン入荷予定が示されていない現状では答えにくいとは思いますが、それぞれのグループの開始予定時期と想定対象者数をお尋ねいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

まず、現在判明している山鹿市へのワクチンの供給量は、高齢者向けとして、4月末までに約2000回分、人数分にして1000人分が届く予定でございます。5月以降につきましては、現時点では決まっておりません。

なお、国は6月末までには65歳以上の全ての高齢者が2回接種できる量のワクチンを市町村に供給するとしております。

また、山鹿市のこれまでの感染状況をみますと、2カ所の高齢者施設のクラスターによるものが全体の約4分の3を占めている状況でございます。これらを踏まえ、市としましては、高齢者入所施設の入所者約1000人及び施設の従事者約1500人を先行して4月中に接種を開始したいと考えております。

次に、ワクチンの供給状況にもよりますが、5月中にその他の65歳以上の高齢者約1万8000人の接種を開始したいと考えております。その後、7月以降になりますが、16歳から64歳までの方、約2万1500人の接種が開始となる予定でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

全体的なグループごとのワクチン接種開始予定時期と予定者数を答弁をいただきましたが、現状では1社独占の上、外国からのワクチン輸入に頼っての全国一斉のワクチン接種事業です。国も供給予定を守ることは難しい状況であります。ほかの製薬会社のワクチンが薬事承認されるか、されないかで、ワクチン供給量が左右されることは確かであります。また、全てが初めての試みで、担当職員の皆様は気が休まる暇もないのではと思います。予定は未定にして決定にあらずという言葉もあります。私たち市民もその辺の事情を理解して、落ち着いてワクチン接種の順番が来るのを待ちたいと思います。

次に、接種方法についてお伺いをいたします。接種方法には、個別医療機関による個別接種方法と、山鹿市が設置した施設で行う集団接種方法があり、高齢者入所者施設に関しては各施設の嘱託医が出向いて接種すると伺いました。かかりつけ医と聞くと、市民それぞれがいつも利用している医療機関と思いがちですが、ワクチンの配送や保管、接種内容を考えると、接種できる医療機関は山鹿市から指定される可能性が高いと思います。

そこで、1点目として、個別医療機関による個別接種とはどのような内容なのかと、個別接種の医療機関の数は何カ所ぐらいを予定しているのか。また、集団接種会場の確保はできているのかについてお尋ねをいたします。

ワクチン接種予算のうち、集団接種のための医師・看護師費用が約3100万円に対して、個別接種に係る接種委託費用は約1億円でした。単純に接種の単価が同一だといたしますと、想定人数3万人として、集団接種は約8000人、個別接種は約2万2000人となり、個別接種が集団接種の約3割弱と、個別接種希望者が多いとの想定でございます。確かに多くの人が集まる集団接種会場より、少人数の個別接種が何となく安心感があるのは事実であります。素人考えで申し訳ありませんが、報道でわかるように、ワクチン1瓶から接種量は6回分を標準として、5回若しくは7回分とされております。仮に1瓶5回分としたら、同時に5人に接種し、その後30分経過観察を行うわけですから、医療機関の施設規模にもよりますが、外来患者の診察・治療に支障があるのではとか、1瓶分の人数を同時刻に集める必要性もあり、大変だなと思ったりもします。

そこで、2点目として、安心して円滑に接種ができるような人数、時間設定や作業手順等が確認できるような個別接種及び集団接種の模擬訓練を行う計画があるのかをお尋ねいたします。

最後に、3点目として、接種場所への交通手段を持たない住民に対する対応をお伺いをいたします。高齢者福祉施設の利用者・入所者は、医師の出張で対応できると思いますが、交通手段を持たない交通弱者への対応策を何か計画されているのかお尋ねをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ご質問の1点目、個別接種の内容、実施箇所数及び集団接種会場の確保についてお答えをいたします。

まず、個別接種につきましては、例年実施をしておりますインフルエンザ予防接



種等の予防接種と同じく、市内の病院や診療所等で予診から接種、また接種後の状態観察まで一体的に行っていただくものでございます。現在、鹿本医師会との協議及び個別医療機関の意向調査に基づきまして調整を進めているところでございます。現時点で具体的な実施箇所数は申し上げられませんが、市民の利便性等を考慮し、なるべく多くの医療機関にご協力いただけるよう進めてまいります。

また、集団接種会場につきましては、公共施設や民間施設を含め、候補となる会場を下見し、検討を行っております。その中から会場の広さや駐車場の台数、市民の利便性等を考慮しながら、複数箇所を選定し、決定していきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、模擬訓練の計画についてお答えをします。個別接種と集団接種、どちらにしても事前準備として模擬訓練を行うことが必要であると考えております。特に集団接種につきましては、大人に対する集団の予防接種は、平成7年以来、25年ぶりとなります。複数回の模擬訓練を行い、安全で迅速に接種ができる体制につなげてまいりたいと考えております。

最後に、ご質問の3点目、交通手段を持たない交通弱者への対応策につきましては、先ほどの集団接種の会場の確保とあわせて、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

模擬訓練は必要だと思っておりましたので、よろしく願いをいたしておきます。

また、交通弱者に対する対応は、きのうの北原議員への答弁でも検討するとの答弁にとどまっておりますが、絶対に必要な課題だと考えております。

そこで、答弁は要りませんが、一つの提案でございます。児童生徒の登校終了後から午後の下校準備までの間、それぞれの地域の小中学校に全部で18台の市所有のスクールバスが駐車をしております。教育委員会や保護者会の了解は当然必要だとは思われますが、車内の消毒作業もその都度きちんとやられておりますし、乗車前の手指の消毒、検温等を実施すれば、定員29名ですので、予約で車内の密も避けられますし、何よりも運転手さんが地域の地理に詳しいわけですので、利用しない手はないと考えます。いかがでしょうか。関係部署で検討する際の一考にしてみてください。

それでは、そのスクールバスを含む遠距離通学対策事業に関する質問に移らせ

ていただきます。

先ほどの質疑の答弁で、市内小学校5校及び中学校3校の事業費予算のスクールバス・スクールタクシーの運行管理業務委託費と年間の維持費がわかりました。山鹿市では、業務委託契約も公表することになりましたが、スクールタクシーの結果公表を私は見たことがないので、今回、3小学校で6路線、673万円、3中学校で7路線、1233万円の、合計13路線、1906万円の運行をしていることを知りました。また、その他の金額も判明をし、市が所有し、現在運用するスクールバス18台、小学校14台、中学校4台で、年間維持費は900万円、運行管理業務委託費が年間約4426万円ですので、合計約5326万円となり、1台当たり年間約295万円の運行費となっております。バスの購入費が750万円程度ですから、減価償却期間を仮に10年といたしますと、単純計算では年間約75万円です。これに先ほどの年間295万円の運行費を加えますと、1台当たり年間約370万円の運行費となります。現在、貸し切りバス仕様での運行管理業務委託として発注している路線と比較検討する価値はあると思います。貸し切りバス仕様の運行管理業務委託費は2809万3000円です。令和2年4月時点での予定児童数は、大型バス走行路線が47人、中型バス走行路線35人ですので、単純計算では乗車する児童数が定員29人の小型バスでは4台必要となりますが、370万円掛ける4台で1480万円となり、約半分という答えになります。

そこで、1点目として、過去にスクールバスの補助金制度を加味した市所有バスと貸し切りバスの比較検討をしてあれば、お示しをください。2点目は、維持費には各種の保険料が含まれていると考えますが、市所有バスがもしも運転手さんの過失により事故を起こし、保障や修理が必要となったときは、市の保険を使って対応するのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の市所有スクールバスと貸し切りバスの運行経費の比較についてお答えいたします。なお、対象車両は、市所有スクールバスの大半が小型バスであることから、市所有、貸し切りともに小型バスで比較し、対象年度は貸し切りバスを契約した平成29年度で試算しております。

まず、市所有スクールバスの試算では、購入費は年間維持費50万円を含め1台当たり約800万円となり、運行に係る契約額216万円を合計した年間経費は1016万円となります。

次に、貸し切りバスの運行委託料についてですが、平成29年度に契約した小型貸

し切りバス運行委託料は、1台当たり年間733万3000円でした。

なお、スクールバスの運行には国庫補助があり、所有バスでは購入時に購入額の原則2分の1、貸し切りバスは運行委託料の原則2分の1が5年間に限り補助されます。

これらの国庫補助を含めた上で、貸し切りバスと市所有バス1台分の年間経費の比較をすると、運行開始1年目は、所有バスが年間641万円、貸し切りバスが年間366万7000円を要し、貸し切りバスのほうが274万3000円の負担減となります。2年目になると、所有バスは購入に要する経費が不要となることから、年間266万円、貸し切りバスは前年と同じく年間366万7000円で、所有バスのほうが100万円ほどの負担減となります。2年目から5年目まではこの状態が続き、6年目以降は貸し切りバスの運行費補助がなくなるため、所有バスが年間266万円と同額なのに対し、貸し切りバスは年間733万3000円と負担額が倍増するため、所有バスのほうが年間470万円ほどの負担減になると試算しております。

なお、耐用年数につきましては、国土交通省の資料では小型バスは13年となっておりますが、本市では所有スクールバスの車両更新に関する基本方針を定めており、取得後経過年数16年以上、または総走行距離20万キロ以上のいずれかの基準に達したときを買いかえの目安としているところです。

次に、ご質問の2点目、市所有スクールバスの保険についてお答えいたします。市所有スクールバスは、所有している山鹿市が保険に加入し、運行を委託しているもので、全てのスクールバスに自賠償保険を掛けた上で、任意保険として公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入しており、事故が起こった場合の対物・対人責任額はいずれも無制限となっております。

なお、運転中の事故等による修理費については、原則、市が加入している保険から負担することになりますが、運転者の過失によって生じた損害は契約上の免責事項となることから、協議の上、受注者側の負担になると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

答弁では、平成29年度入札結果の金額を用いて、小型バス1台での検討ですが、2年目から市所有バスが約100万円安く、貸し切りバス運行補助金が終了する6年目以降は、年間1台当たり約470万円安いという試算結果であります。私が行った試算は、貸し切りバス大型・中型・小型、各1台使用での年間委託料2695万円と、

市の所有バス小型5台を購入した場合での比較で、7年目で943万円市所有バスが安くなり、以後、毎年1365万円、市所有バスが安い結果となります。ちなみに、現委託料の貸し切りバス大型・中型車各1台と、市が小型バス4台を新規購入したとして検討いたしますと、6年目で市所有バスが1375万円安くなり、以後、年間1650万円安くなる試算となります。金銭的な面だけではなく、貸し切りバスよりも市所有バスのほうが特段に利便性に優れています。貸し切りバスで運行を始めて5年目の令和3年度で運行補助金が終了いたしますので、次年度からは現在の倍額、1405万円増を支払うこととなります。この試算結果で判断すると、市は小型バスを購入してスクールバスとして、現在の運転業務委託をするほうが経済的であるという結果となります。再度検討をお願いをしておきたいと思えます。

現在、発注方式を価格だけでは安全性が確保できないという理由で、指名型プロポーザル方式で発注をしておりますが、貸し切りバス使用はどの会社が受注をいたしましても、市所有バスと同様の補償内容の保険に加入し、万が一の保障は保険で対応します。ましてや、市所有バスが使用は、市が貸与した車両を運転するのみです。現在も事故等の補償は市が加入した保険で対応しているわけですから、どの会社が受注しても同様の対応ができますので、プロポーザル方式でなくても何ら問題はないと、私は思います。

現在、スクールバスの契約に関して、住民監査請求が出されております。市の監査委員会がどのような判断をされるかは別にいたしまして、国が一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金ついて、安全性も利益もきちんと確保できる、この考え方で運賃及び料金を算出していいですよと通達を出しているにもかかわらず、安く発注できるこの方式を採用せず、あえて高い価格となる方式を採用して発注しても問題はないという考え方はおかしいという住民の普通の感覚での請求であります。住民監査請求の内容に対するコメントは、審査中のためできないと思えますが、発注者として監査請求が提出されたことをどう受けとめておられるのかをお尋ねいたします。

#### ○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

#### ○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問にお答えいたします。

スクールバス運行の契約に関し、疑義が生じたことにつきましては、大変遺憾に思っているところでございます。今後も、児童生徒の安心安全、命を守ることを第一としながらも、先ほど申し上げました運行経費の比較等を精査し、財政負担の軽

減に努めながら事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

貸し切りバスによりますスクールバス運行管理業務の委託が始まってから、この積算基準は過大積算だとして、過去4年間、指摘をさせてもらっております。市の予算の中で見ますと、わずかな金額でございます。でも、とても大事な公金であります。答弁では、財政負担の軽減に努めながらと言われましたけれども、現実には高額積算のままで発注をされております。確かに違法ではありませんが、違法でなければ恣意的な運用もしていいということではないということを指摘しておきます。その金額を、例えば以前にお願いをいたしました米野岳中学校校区の通学路の防犯灯設置など、本当の意味での子供たちの安心安全のために使用していただくことを切にお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 香代君）

以上で、有働議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

○

午前11時13分 開議

○議長（服部 香代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田 昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

皆さん、おはようございます。

議席番号15番、勢田 昭一でございます。

質問をする前に、2011年3月11日、東日本大震災並びに昨年、ことしの新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に、心からのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方、感染された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、この間、感染症対策に対するご尽力をいただいた、また、いただいている医療従事者の皆様を初め、多数の関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。そして一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願っております。

では、発言通告に従い、一般質問を行います。

昨年の流行語大賞は3密が選ばれました。ご案内のとおり、3密とは密閉・密集・密接のことです。今、日本国内には1740、山鹿市のような地方自治体があります。そして、それぞれの自治体が直面する課題がたくさんあります。それは3危機、3つの危機です。1つ目の危機は、人口減少という危機です。2つ目は、異常気象という危機です。3つ目の危機は、ウイルス発生という危機です。各自治体はこの3つの危機にどう対応するか、懸命な施策を講じているはずですが、この山鹿市でも同様に施策を講じていただいているものだと確信しております。

そこで、今回の質問は、3つの危機を基本に据え、1点目はまもる視点で住民監査請求について、2点目はつなぐ視点で、菊鹿ワイナリーについて、3点目は創り出す視点で、地域おこし協力隊について質問させていただきます。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、1点目のまもる視点での質問に移ります。本市における住民監査請求についてであります。先ほど、有働議員からもありましたように、先日、熊本日日新聞に、スクールバスの住民監査請求を提出したという報道がありました。詳細は、先ほど有働議員が述べられたとおりでございます。そのことを踏まえ、全国の自治体でどれだけの住民監査請求件数があるかを調査しました。私の調査結果では、横浜市に例を例えますと、2020年度が7件、2019年度が10件、2018年度が12件とわかりました。

そこで、質問です。1点目、住民監査請求の意義、2点目、本市における過去3年間の住民監査請求の件数を伺います。

**○議長（服部 香代君）**

これより執行部の答弁を求めます。森田監査委員事務局長。

[監査委員事務局長 森田 英美君 登壇]

**○監査委員事務局長（森田 英美君）**

勢田議員の一般質問、住民監査請求の意義と過去3年間の住民監査請求の件数についてお答えをいたします。

まず、住民監査請求の定義は、地方自治法第242条に、住民は地方公共団体の長や職員等について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結若しくは履行等があると認めるとき、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止や是正などの必要な措置を講ずべきことを請求することができるというものです。自治体の財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることを目的としております。

続きまして、平成30年から本年まで過去3年間の山鹿市における住民監査請求の

件数は、本年2月15日に提出された現在監査中のものも含め2件です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

説明のとおり、住民監査請求の意義は、自治体の財政行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ることを目的とすること。また、本市における住民監査請求が2件であるということもわかりました。

ただ、市民目線で見ると、その適正な運営などの内容が具体的に見えてこないという意見が聞かれます。そして、住民全体、市民全体の利益を守ることを目的としている以上、個人的な利益は排除すべきということになるかと思えます。

そこで、次の質問に移ります。住民監査請求の意義と件数についてはわかりました。現在、それを監査される監査委員は、どのような方法で選任されているのか、また専門的な有資格者、例えば公認会計士や税理士等を監査委員に導入する考えはあるのか伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。森田監査委員事務局長。

[監査委員事務局長 森田 英美君 登壇]

○監査委員事務局長（森田 英美君）

現在の監査委員の選任方法及び専門的有資格者の識見の監査委員への選任についてお答えをいたします。まず、ご質問の監査委員の選任方法については、地方自治法第196条に、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任すると規定されております。

次に、専門的知識等を有する者などを識見監査委員とすることについてお答えをいたします。適正な公金の支出や財産の取得等のチェック機能を確保し、日々厳しさを増す自治体の行政運営において、透明性と公平性を高めることにより、住民の利益を守るため、知識をもった実務経験者、会計学等の専門家などの専門的有資格者の方を監査委員として選任することは重要であると思えます。

県内14市の識見の監査委員は、税理士4市、弁護士1市、行政書士1市と各市このような状況でございます。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

選任方法や他の自治体の有資格者等の状況もお答えをいただき、ありがとうございました。

初めに述べましたように、山鹿市においても1つの危機が人口減少であることは否めません。市長、その他執行部の皆さん、それから議員の皆さん、それから市民の皆さんもおわかりだと思います。山鹿市が合併して17年目を迎えます。16年間で約7000名の人口が減少していることがはっきりしております。ですから、年々歳々その減少率は高くなっていくかと危惧をしておる次第でございます。

そういった中で、市民1人当たりの国からの交付金は年間15万円程度だと伺っております。人口の減少、すなわちその交付金は年々減少し、本市の歳入の減少にもつながっております。このような観点からも、住民監査請求の意義を踏まえ、施策の公平性をお願いし、次の質問に移ります。

2点目は、つなぐ視点で、菊鹿ワイナリーについてであります。本市は、戦略創造プロジェクト事業の一環として、菊鹿ワイナリー構想推進事業を展開しております。この事業の概要はご案内のとおりでございますが、再度述べさせていただきますと、本市の菊鹿地域のブドウを原料として作られている菊鹿ワインが高い評価を受けていることから、菊鹿地域に菊鹿ワイナリーを開設する。あわせてワイナリー内に本市の農産物の加工品を販売する6次産業化観光連携推進施設を整備し、農林業者及び観光業者の所得向上を図るとなっております。平成30年（2018年）11月に開業いたしました。

私は、これまでワインブドウの生産者育成や、栽培面積の拡大などを一般質問し、その対策を、行政、菊鹿ワイン、そして菊鹿町葡萄生産振興会の三者のご尽力をいただきました。その成果として、耕作面積で2.4ヘクタールから9.4ヘクタールへ拡大をしております。また、生産者も19人から31人と増加をいたしました。このことに対して、深く感謝を申し上げます。

では、1回目の質問をいたします。菊鹿ワイナリーにある6次産業化施設のアイラッジの入場者の推移と売上げ、また地元農産物の販売計画はあるのか。以上、2点を伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）



ご質問の菊鹿ワイナリー、アイラリッジの経営状況と地元農産物の販売計画についてお答えいたします。

まず、入場者の推移につきましては、平成30年度が平成30年11月の開館から5カ月間で5万6314人、令和元年度は8万7700人、令和2年度は先月までの集計、11カ月間で5万2252人となっております。また、売上げにつきましては、平成30年度が1753万2000円、令和元年度は2523万8000円、令和2年度は1507万1000円でございます。

次に、地元農産物の販売計画についてご説明申し上げます。

議員からお話ございましたように、アイラリッジは農産物の生産・加工・販売を一体化させた6次産業化を促進させることにより、農林業者及び観光事業者の所得向上を目指す目的で設置した施設でございまして、既存の物産館との差別化を図るため、農産物をそのまま販売するのではなく、厳選した山鹿の食材を生かした6次化商品等を開発・販売しております。

しかし、一方ではアイラリッジがこれまで以上に地元住民や生産者との交流を深めていくには、より地元と密着した事業展開も必要であり、集客が見込まれるイベント時においては、地元の農産物を販売するなど、売上げにつながる取り組みを実施しております。

なお、本年4月からは公募による新たな指定管理者が施設を管理、運営していく予定でございますので、これまでとは異なる新たな事業も計画されておりますので、今後も市と指定管理者が地元との交流・連携を図りながら、魅力ある施設づくりを目指すことで、菊鹿ワイナリー全体のさらなる集客につながるよう取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

これまでの入場者の推移では、令和元年度に8万人ほど来られたと、すごい数だと思います。また、売上げについても、年間2500万円の年もあったということでございます。貴重なデータをありがとうございました。

さて、私は永田 紘二議員、有働議員、立山議員とともに、令和元年（2019年）7月10日から11日にかけて、広島県三好市のワイナリーを視察してまいりました。そこでは、地元の農産物やお土産がたくさん陳列され、販売されていたことを思い出します。逆にワインのほうは、全て試飲が用意されておりましたが、なかなかそ

の販売には苦勞されていたようでございます。その点、菊鹿ワイナリーは、先ほどもありましたように、入場者数、あるいはそのワインの販売の売行き等はすごいものがあるわけでございます。ただ、逆に地元の農産物の販売等も含めて、ちょっと疑問が残るところもございましたので、この視察は大変よかったなと思っております。

答弁でもありましたように、地元の農産物等の販売については、今年4月から指定管理者が変わるので、その部分でも力を注いでいきたいという答弁がございました。ぜひお願いをしておきます。

次に、2回目の質問に移ります。次は、菊鹿ワイナリーの出入口の危険度解消についてでございます。先日、ワイナリーのある菊鹿町相良地区の方々とお話をする機会がございました。そのときの話の内容は、次の2点でございます。1点目は、地元農産物の販売をしてほしいと、それからもう一つは、ワイナリーの出入口が危険でありますと、ぜひ改善してほしいとのことでございます。1点目の地元農産物の販売については、先ほどの答弁のとおり、推進をするということで伺いました。ワイナリーの出入口は、地元住民は生活道路として多くの回数、往復をしていますが、ワイナリーのお客さんが出入口で一旦停止をされず、ぐっと出て来られますので、非常に危ないと感じているとのことでございました。

そこで、ワイナリー出入口の危険度解消についての対策を伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問のワイナリーの道路整備についてお答えいたします。

菊鹿ワイナリーの出入口につきましては、道路構造令に基づき設計の段階から警察署などの関係機関と十分な協議を重ね、整備しているところでございます。出入口付近のさらなる安全性を高める手段としましては、菊鹿ワイナリーの敷地内におきまして、出口に向かう車両の徐行や一旦停止の徹底を図るため、施設内に看板を設置するなど、より一層の注意喚起を促してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

設計の段階から、そういった感じできちんとした設計がなされ、施工されたと伺

って、安心をしております。ただ、設計の段階と現状とはやっぱり開きがございますので、再度検証されて、注意喚起をよろしく申し上げ、この質問は終わらせていただきます。

では、最後の質問になります。3点目は創り出す視点で、地域おこし協力隊についてであります。この地域おこし協力隊は、平成12年、西暦2000年3月31日付で制定をされております。その後、6回の一部訂正をしながら現在に至っております。本市でもこの地域おこし協力隊のことを耳にしたり、広報やまがで紹介があり、よく拝読しております。

そこで、1回目の質問です。1点目は地域おこし協力隊の制度や目的、2点目に本市における協力隊員の動向、過去5年間についてお伺いをします。

**○議長（服部 香代君）**

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

**○市民部長（梅崎 康二君）**

ご質問の1回目、地域おこし協力隊の目的と本市における隊員の動向についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移す者を対象に、地域おこし協力隊員として任用し、最長3年間、地域に居住しながら、地域ブランドや地場製品の開発やPR、農林業や観光の振興及び情報発信、地域の行事や活動の応援、住民の生活支援などの地域協力活動を行い、任期満了後もその地域での定住や起業・就業を図ることで、地域外の人材を積極的に受け入れ、地方における地域力の維持・強化を目的とした国の制度でございます。なお、本制度に取り組む自治体へは、隊員の活動に要する経費の一部と、任期満了後の起業等に要する経費の一部が、特別交付税として措置されております。

また、本市では平成26年度から本制度に取り組んでおり、これまで8名の隊員を任用しております。過去5年間の動向といたしましては、平成28年度任用の2名、平成29年度任用の1名につきまして、3年間の任期を満了、満了後も本市に定住し、起業や就業をされております。また、現在3名が現役隊員として活動を行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（服部 香代君）**

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

**○15番（勢田 昭一君）**

本市でも、平成26年度（2014年度）から取り組みが開始されたとのこと、また現在3名の方が現役隊員として活動していることがわかりました。私の地域、集落では、この隊員と一緒に活動したことはありませんが、昨年10月18日、菊鹿町番所地区で棚田ランタンまつりが開催され、そのイベントに参加をいたしました。そして、その風景に感動したことを思い出します。そのイベントの企画・実践をされていたのが、この地域おこし協力隊員だと知りました。

そこで、2回目の質問でございます。地域活性化に向けた地域おこし協力隊の支援内容はどのようなものか伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

ご質問の2回目、地域活性化に向けた地域おこし協力隊の支援内容についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊の支援内容につきましては、本市が抱える地域課題の解決に向けた提案や、地域を活性化させる新たな取り組みの企画など、行政が業務として指示をする活動と、隊員みずからが任期満了後の定住に向けて行う起業・就業の準備活動がございます。

現在、2名の隊員は地域振興及び活性化の取り組みとして、10月に菊鹿で行われました棚田の灯りなどのイベントの協力、地元NPO法人と連携して旧岳間小学校にカフェを開設、地域での買い物支援として鹿央地域の千田郵便局を活用した日用品等の無人販売、山鹿地域の川辺地区や菊鹿地域の7区で行われております地域づくり計画への参画など、地域に密着した活動を行っております。

また、1名の隊員は移住定住を促進するため、山鹿暮らしサポート局を拠点とし、移住希望者の相談対応、空き家バンクの運営、空き家情報の収集など、移住者及び定住者の獲得につながる活動を行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

今の答弁のように、いろんな地域活性化のために活動されているということがわかりました。特にその延長線上に、移住者としてこちらのほうに住まわれるということもお伺いをいたしました。

このように、僕らは長年、地元で育っております。そうすると、往々にしてこれが本当にいいことなのか、素晴らしいことなのかというのがわかりません。そういった点で、地元以外から来られた方が、地域おこし協力隊として来られると、違う目線で今まであったことを新しい発想の中で展開をしていただきます。そういった中では、今後もこの活動をどんどん続けてもらいたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。本市における地域おこし協力隊の今後の方向性を伺います。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

ご質問の3回目、地域おこし協力隊の今後の方向性についてお答えをいたします。人口減少や高齢化が進行する中で、地域における活動やコミュニティーを維持し活性化させていくため、地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携を密にすることは、大変重要なことであると考えております。

その一つの手段として、地域おこし協力隊員が持つ専門的な知識や技術、経験などを生かすことが必要です。これらのことは、隊員みずからが任期満了後も地域に定住し、地域の一員として活動を継続することにもつながります。今後とも地域おこし協力隊の制度を活用することで、地域振興だけでなく、本市が有する豊かな地域資源のさらなる有効活用を図ることができるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

勢田議員。

[15番 勢田 昭一君 登壇]

○15番（勢田 昭一君）

今の答弁にもありましたように、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化が進行する本市において、1つのキーマンだと考えます。ぜひ今後の活動に期待し、市民全体で応援することを確認したいと存じます。

今回の一般質問は、3つの危機を踏まえて、1つの危機、人口減少に焦点を当てて質問をいたしました。その危機を救うのは、まもる、つなぐ、創り出す視点が必要であることを申し上げます。

また、本市にも解決しなければならない喫緊の課題がたくさんあります。

新市長のもと、市民の皆さんに具体的な数字を掲げ、行政も市民も3つの危機を共通認識し、素晴らしいふるさと山鹿にするために、市民・行政が同じ目線で、同

じ目標を持って一緒に頑張っていくことをお願いし、私の一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（服部 香代君）

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後 1 時15分から再開いたします。

午前11時48分 休憩

○

午後 1 時12分 開議

○議長（服部 香代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、松見 真一議員の発言を許します。松見議員。

[11番 松見 真一君 登壇]

○11番（松見 真一君）

こんにちは。

議席番号11番、松見 真一です。

1 都 3 県では、21日までの緊急事態宣言も解除されるという報道がっております。また、国内・県内におきましても、新型コロナワクチン接種は始まってきましたが、1 日も早いコロナの収束を願っております。

それでは、初めての一般質問をさせていただきます。第 2 次山鹿市総合計画についてお尋ねいたします。山鹿市において、2016年度より2025年度まで、第 2 次山鹿市総合計画が策定されておりますが、これは山鹿市民と山鹿市とのマニフェストだと思っております。山鹿市政を行う上で全ての基本方針です。

そこで、第 1 章、目的として、この基本構想は2025年度を目標年度として、長期的な展望のもとに、本市の将来を描き、その達成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、市政運営の基本方針を明らかにすることを目的とします。

そして、第 2 章では、将来都市像として、人輝き飛躍する都市山鹿を将来都市像として定めてあります。

第 3 章では、まちづくりの基本姿勢として、人を創る・経済を創る・住み続けたいまちを創るを、まちづくりの基本姿勢に掲げ、全ての項目の根幹に置きますとあります。

これまでの行政運営の 3 本の柱であった、人を創る・経済を創る・住み続けたいまちを創るの深化と地方創生に向けた取り組みを踏まえて基本とする 5 つの基本目標が定めてあります。目標Ⅰとして、やまがを元気にする人材の育成、目標Ⅱ、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出、目標Ⅲ、住みやすく子育てしやすい環

境の充実、目標Ⅳ、健やかで安心して暮らせる地域の実現、目標Ⅴ、戦略的な行政経営と質の高い行政サービスの提供、そして目標Ⅰに掲げてあるやまがを元気にする人材の育成は、ほかの項目全ての根幹をなすものと考え、中心的な位置づけとす  
るとなっております。

そこで、目標の中心にあるやまがを元気にする人材の育成は、ほかのⅡからⅤの基本目標と連携して、山鹿市民にどのような施策が行われたか、また実績としてどのような効果があったかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問の山鹿を元気にする人材の育成、その取り組みの成果についてお答えいたします。

ご承知のとおり、総合計画とは、従前より自治体における行政運営の最上位計画でございます。中でも基本部分であります基本構想は、地方自治法により自治体に対して策定が義務づけられておりました。その後、平成23年、国の地方分権改革の中において策定義務はなくなりましたが、本市では総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、引き続き最上位計画と位置づけ、第2次山鹿市総合計画を策定したところでございます。

ご質問のやまがを元気にする人材の育成につきましては、まちづくりの基本姿勢、目標の中心に据えております。産業、子育て・教育、医療・福祉分野の各施策を推進する中で、市民がそれぞれの役割を担い参画され、協働のまちづくりを進めることで、地域を支える人材を育成してまいりました。

第2次山鹿市総合計画は、今年度が前期基本計画の最終年度でございます。この間、あらゆる場で市民自らが企画実践した取り組みも始まってきております。一部具体的な事例を申し上げますと、市内高校生が授業で習得した知識や技能を生かし、地域課題の解決へ挑戦する活動が始まっておりますし、山鹿の地に惹かれ就農や起業された移住者の方々が、山鹿の魅力を市外へと発信され、新たな移住にもつながってきております。

また、地域資源を活用した雇用の創出分野では、菊鹿ワイナリーでは28名、山鹿シルク関係では2企業、21名、またジャパンプランド構想、伝統工芸・芸能関係では、平成29年に新たに灯籠師3名が誕生するなど、3つのプロジェクトにおいてそれぞれ起業や地元雇用が促進されてきております。

さらに、創業・開業支援の一環として実施しております空き店舗改修等への取り

組みでは、平成28年からの4年間で44件が新規開業されるなど、創業支援を行ってまいりました。

このように、市民の希望をかなえるまちの魅力をつくる意識が市民の皆様の中に芽生え、山鹿を元気にする活動が着実に広がってきておると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

松見議員。

[11番 松見 真一君 登壇]

○11番（松見 真一君）

ただいま、総務部長に答弁いただきました。市民みずからの企画実践の取り組み、地域資源を活用した雇用の創出として、菊鹿ワイナリー、山鹿シルク、ジャパンプランド、さらに創業・開業支援の一環として、空き店舗改修等の助成事業の実績状況の報告をいただきました。さらに、山鹿を元気にする活動が着実に広がっているとの答弁でした。

そこで、次に早田市長にお尋ねいたします。新市長として、自治体における行政運営の最上位計画である第2次山鹿市総合計画を、引き続き山鹿市運営の最上位計画として遂行されるのでしょうか。それとも、新しい山鹿市総合計画を策定されるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

松見議員のご質問、第2次山鹿市総合計画遂行について申し上げます。

2015年度に策定した本計画は、今年度までの5年間で前期基本計画の推進期間となります。産業、教育・子育て、医療・福祉などの分野において、市民誰もが、地域、職場、家庭において活躍できる協働のまちづくりを進めることで、山鹿を元気にする多くの人材を育成されております。

私は、前中嶋市長が取り組んでこられた、人づくりを中心に据えたまちづくりや、戦略的な行政経営、そして近隣市町との広域連携等といった、まちづくりの根幹となる考え方は、山鹿市の持続的発展のため継承していかなければならないと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会環境は急速に変化しています。山鹿市民の命や安心安全な生活を守るためには、この変化へ柔軟に対応していくことも求められます。



まずは、新型コロナウイルス感染症への対応です。我が国でも深刻な状況にあり、市民生活や地域経済が大きな影響を受けております。感染拡大の防止、市民生活の回復に向けて、関係機関との連携を強化し、早期に対応を図ってまいります。

次に、疲弊した地域経済の回復を目指してまいります。国においては、デジタル改革やグリーン社会の実現、農林水産業の生産基盤・輸出力の強化など、ポストコロナに向けた成長志向の政策運営を強力に推進しています。

本市としては、このような社会の変化を好機と捉え、新しい時代の流れを取り入れ、山鹿のさらなる発展につなげていきます。そのためには、従前の枠組みにとらわれることなく、積極的な経済政策も講じ、人、もの、金、情報を呼び込み、ポストコロナ時代に向け、突破口を切り開きます。さらに、コロナ収束後の将来を見据えた施策も検討してまいります。

例えば、人づくりの分野においては、山鹿市の若者たちと、山鹿から世界、また世界から山鹿を発信している各業界の専門家との交流です。山鹿の地で生まれ育ち学んだ若者たちが、専門家の考え方に触れることで、自身のポテンシャルを引き出し、山鹿市をさらに元気にする人材、経済・文化・スポーツ界等、国内外のあらゆる分野で活躍する人材の育成を目指します。

これまでに根づいた協働のまちづくりの意識や考え方を継承していくとともに、新しい時代の流れを取り入れ進化させていく。今申し上げた私の考えを反映させ、来年度からスタートさせる後期基本計画を策定することとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（服部 香代君）

松見議員。

[11番 松見 真一君 登壇]

○11番（松見 真一君）

まちづくりの根幹となる考え方は継承しつつ、万全なコロナ対策を行った上で、山鹿市をさらに元気にする人材・経済・文化・スポーツ界等、国内外あらゆる分野で活躍する人材育成を目指すと答弁いただき、力強く思います。

山鹿市では、保育園・幼稚園、小学生、中学生、高校生の皆さんの活躍を支援するたくさんの民間団体やNPO法人グループがあります。各学校や八千代座、湯の端公園での活動などによるイベント等が行われております。3月14日には、山鹿市中心でマルシェ街道浪漫、おもてなし子ども公演が開催され、多くの家族連れの方々が訪れ、にぎわいました。コロナ禍での開催に、地元の実行委員会の皆様には大変なご苦労もあったと思います。ありがとうございます。

また、先ほどの部長答弁にもありましたが、地域課題の解決へ挑戦する活動の一

例として、3月8日、山鹿市内の高校生の皆さんが、山鹿市民交流センターにおいて、菊池川流域の活性化を考える高校生サミットが開催され、山鹿市、菊池市、玉名市、和水町の3市1町、8校の生徒さんによる食や観光、情報発信などで取り組んでいるアイデアの発表がありました。山鹿市からも鹿本高校、鹿本農業高校、城北高校の生徒さんたちが参加され、大変すばらしい発表が行われました。どれもすばらしいものばかりでありました。高校生の目線で、自分たちの愛するふるさとをどうにかしたいとの思いがいっぱいでした。

発表の後で、ご参加いただいていた国・県、各市町村の審査担当の方々から、質問や賞賛の声がありました。その中で、実際に体験・経験されましたかとの質問で、いまのところ、経験はありませんという返答があったと思っております。審査担当の方々から、食事や旅館の宿泊体験もぜひ行ってくださいということでしたが、子供たちの育成のためには実際に体験することが一番大事だと思っております。今後、市におかれまして市長が計画されます来年度の事業におきましては、ぜひこの子供さんたちに大変頑張ってくださいと、若者に将来を託すという意味では、十分な支援をいただくことをお願いしまして、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 香代君）

以上で、松見議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、金光 一誠議員の発言を許します。金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

皆さん、こんにちは。

議席番号10番、れいわ創造の金光 一誠です。

最後の質問者となりました。睡魔が襲う時間帯ではありますが、もうしばらくおつき合いをお願いするところでございます。

早速ですが、発言通告のとおり、質疑1件、一般質問2件をお伺いします。

議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）の37ページ、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費について質疑を行います。後でお尋ねします一般質問とも関連しますので、ここでは1点だけお尋ねをいたします。

今回の補正は、委託料、工事請負費合わせまして、4億3211万9000円の減額補正となっています。当初予算と比較しますと、率にして35%超の事業費減となっております。何が要因でこんなに大きな減額補正となったのかお伺いをします。

○議長（服部 香代君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

質疑、現年発生農業用施設災害復旧費についてお答えいたします。

昨年7月の梅雨前線豪雨においては、1000カ所を超える被災報告がございました。お尋ねの災害の予算につきましては、用水路や農道など、営農に支障を来すと思われる緊急性の高い箇所につきましては、連絡後、直ちに現地確認を行っておりますが、基本、行政協力員から提出されました被災報告書をもとに、必要な概算経費を算定し、予算編成を行っております。

その後、報告のあった全カ所について、職員による災害調査を行った結果、農地等災害復旧事業の申請要件に該当しないものや、土砂撤去により対応できたもの、また分担金が高額になることで申請を見送られたものなどにより調整を行った結果、申請箇所数が減少し、減額補正となったものです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

次に、一般質問の1件目、総合計画と山鹿創生について質問をいたします。先ほどの松見議員と重複するところもありますがご了承いただきたいと思います。

市政運営の基本方針となります第2次山鹿市総合計画は2016年度に策定され、長期計画となる基本構想、中期計画となる基本計画、そして短期計画となる実施計画で構成をされております。

この中で、中期計画となる前期基本計画は本年度で終了し、令和3年度から前期基本計画を検証し、新たな後期基本計画の5年間がスタートします。この後期基本計画の策定に当たっては、既に前年から始まり、大枠はでき上がっているものと思っておりますが、市長が新しくなられましたので、調整をした中での計画になるのだろうと推察をするところであります。

また、令和3年度の当初予算は、市長選挙により骨格予算となっており、6月議会で新しい施策に関する市長の説明要旨を伺った上で、一般質問をしたいと思っておりましたが、既に早田丸は出航しており、後援会事務所の討議資料、私なりの政治公約と思っておりますが、この資料を読ませていただき、市長のこれまでの経験と思い描いておられる山鹿創生が積み込まれており、合うものは残し、合わないものは改める、そんな改革が動き始めているのではと考えているところです。

総合計画では、人を創る、経済を創る、住み続けたいまちを創るが、まちづくりの3本柱と示されております。また、第1次総合計画では、将来像にまほろば創生という創生の文言が出てきます。市長が考えておられる山鹿創生と類似しているのではないかと思っていますところでは。

そこで、早田市長にお尋ねをします。今回は、市長が決意されている山鹿創生に対する熱い想いをお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

金光議員の一般質問、山鹿創生に対する私の想いについて申し上げます。

昨今、コロナ禍の影響により、私たちを取り巻く経済や生活環境は不安定な状況であり、ワクチン接種が始まったものの、変異株の発生により、いまだ収束が見通せない状況にあります。また、毎年、日本各地で発生している自然災害の脅威は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

一方で、経済に目を向けますと、新型コロナの影響により、地域経済を担う中小企業等の事業継続が危機的状況にあり、いつまで持ちこたえられるかどうか心配で、心を痛めております。

このような状況を打破すべく、私が先頭に立ち、これまで聞いてきた市民の声、県議会議員として培ってきた行政に関するノウハウ、国と丁々発止で議論した経験を生かし、国・県と連携しながら、この困難に立ち向かってまいります。

その根幹をなすものが山鹿創生であり、山鹿市民の持つポテンシャルを現実のものとし、あちこちに出ずる柔らかい温泉のような山鹿市民の持つやさしさ、進取の気性、連帯感は、歴史上では山鹿灯籠踊りの優雅な舞い、多彩な装飾古墳、強引な検地に立ち向かった山鹿人国衆一揆に見ることができます。今こそ古人に学び、これらを現代につくり変えること、山鹿創生とはこのことです。

山鹿が持つ風土、古代先人が築き上げてきた歴史・文化に学び、市民の意見や子供たちの想いをくみ取り、市政に反映させることで、市民を守る、元気づける、山鹿市を前進させるため、全身全霊で取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（服部 香代君）

金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

市民は、早田市長に変革、経済が発展し、住みやすいまちになることを求めていると思います。コロナ禍の中ではありますが、積極果敢な経済対策を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、2件目の農地・農業用施設災害復旧事業についてお伺いをします。

災害は、自然現象や人為的な原因によって、人命や社会生活に被害が生じることであります。山鹿市全域を見渡しますと中山間地域が多く、特に災害を受けやすい地域であり、近年、線状降水帯などの発生により、災害の規模も依然と比べ甚大になっているような気がしております。今回は、農地農業用施設災害復旧事業について質問をしたいと思いますが、災害全般にかかわることにつきまして、最初にお伺いをしたいと思います。

市長は、選挙公報に縦割り行政の弊害をなくすため、総合戦略室を設けると言われております。災害には、道路や河川、林道、農地、農業用施設、ほかにもいろいろな災害がありますので、国においてはそれぞれの省庁がかかわっており、復旧にかかわる経費もそれぞれの省庁から流れてきます。国の流れはともかく、市の災害申請は市民の立場から見ると、わかりにくいとも聞いているところであります。道路を例に挙げますと、市道、農道、林道の区別ができない人も多くおられます。実際、私も地元の道でさえ、どこまでが市道で、ここからが農道ですと正確に答えることはできません。市長が取り組んでいこうとされている縦割り行政の弊害をなくすこと、このことは災害申請についても言えることだと思います。市民がわかりやすい災害業務の一元化について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

金光議員のご質問、災害業務の一元化についてお答えいたします。

近年、自然災害はより多発化・大規模化・多様化する傾向にあり、県南地域のみならず、本市においても甚大な被害をもたらした昨年の7月豪雨をみましても、これまでの経験則が生かせない災害の発生が今後も危惧されるところでございます。

かかる状況下におきましては、災害発生後、調査から復旧にかけての事務手続の過程において、住民の皆様にしつかりと寄り添った形で進めていくことが重要であり、発災直後における2次災害防止のための応急対策、その後、被災箇所の調査、地域、所有者からの相談や申請等につきまして、これら一連の作業を迅速かつ丁寧に対応してまいります。

実施に当たっては、農地災害担当部署と公共土木災害担当部署が連携し、対応を

してまいります。また、農地災害などの、所有者や地元負担を必要とする復旧工事につきましては、担当部署を含めた関係者間において、しっかりとしたご説明を申し上げ、事業化へ向けての取り組みを進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（服部 香代君）

金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

前向きな考えに敬意を表します。

2回目の質問をします。農地災害は、埋没、流失、畦畔の被災、それから農業用施設災害には、用排水路、農道、ため池など、いろんな災害があります。また、先ほども言いましたが、去年の豪雨災害は、過去に例を見ないくらいの甚大な被害で、被災箇所数、被害額とも、最大ではなかったかと思っております。そして、災害が発生したら、災害査定までに被災箇所の調査、被災報告、測量等、手順に沿った流れがあると思います。

そこで、お尋ねします。被災調査の方法はどのようにされているのか。また農地災害等には受益者が負担します分担金も発生しますので、受益者への対応についてどのように行っているのかお伺いをします。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の被災調査の方法と受益者への対応についてお答えいたします。

災害の調査につきましては、災害発生後、各地域の行政協力員より被災報告書を提出していただき、担当職員による現地調査を行います。調査後に、受益者に対し、復旧事業の概要、分担金の説明を行い、改めて事業を行う確約書の提出をいただき、災害復旧事業に申請を行っております。

なお、申請後、国による災害査定を受け、採択を受けた箇所については、実施設計や各種手続を行った上で、工事に着手する流れとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

次の質問をします。市内全域で多くの災害が発生していますので、見落としと  
ころもあると思います。申請漏れ被災箇所の取り扱いについてどうなっているのか。  
それから、現年発生農業用施設災害復旧費、予算書によりますと、7億9318万7000  
円のうち、単独災害を合わせまして5億7835万円が繰越明許費として上程をされて  
いるところです。今後の復旧計画について、どのように考えているのかお尋ねをし  
ます。

○議長（服部 香代君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の申請漏れ被災箇所の対応と、災害復旧計画についてお答えいたします。

被災報告書の提出が遅くなり、申請に間に合わなかった災害箇所については、国  
への補助申請を行うことは出来ませんが、農道や水路等の農業用施設につきまして  
は、必要に応じて市単独事業等での対応を行っております。なお、農地については、  
現時点で単独事業での対応は行っておりません。

また、復旧計画につきましては、農繁期を考慮しながら、関係者との調整を行い、  
令和2年度の梅雨前線豪雨による災害箇所につきましては、令和3年度内の完了を  
目標とし、計画的に復旧作業を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部 香代君）

金光議員。

[10番 金光 一誠君 登壇]

○10番（金光 一誠君）

受益者は、早期の復旧を望んでおられます。くれぐれも翌年度への繰り越しがな  
きよう、計画的な復旧をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 香代君）

以上で、金光議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて質疑・一般質問を終結いたします。

○

## 日程第2 委員会付託

○議長（服部 香代君）

日程第2、委員会付託を行います。

議案第3号から議案第28号については、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

----- ○ -----

**散 会**

○議長（服部 香代君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時48分 散会

~~~~~



3月25日(木曜日)

# 令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議 事 日 程（第4号）

令和3年3月25日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）  
議案第4号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第5号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第6号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第7号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）  
議案第8号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第10号 山鹿市有機液肥供給施設条例を廃止する条例  
議案第11号 山鹿市バイオマスセンター条例を廃止する条例  
議案第12号 山鹿市上永野活性化施設条例を廃止する条例  
議案第13号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例  
議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算  
議案第15号 令和3年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第16号 令和3年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第17号 令和3年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算  
議案第19号 令和3年度六郷財産区特別会計予算  
議案第20号 令和3年度城北財産区特別会計予算  
議案第21号 令和3年度稲田財産区特別会計予算  
議案第22号 令和3年度山鹿市水道事業会計予算  
議案第23号 令和3年度山鹿市病院事業会計予算  
議案第24号 令和3年度山鹿市下水道事業会計予算  
議案第25号 財産の譲渡について  
議案第26号 財産の貸付けについて  
議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解について  
議案第28号 市道路線の認定について

（委員長報告）

討 論

採 決

- 第 2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第 3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 4 所管事務調査の委員会付託



本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 号 令和 2 年度山鹿市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 4 号 令和 2 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 5 号 令和 2 年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 令和 2 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 号 令和 2 年度山鹿市病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 山鹿市有機液肥供給施設条例を廃止する条例
- 議案第 11 号 山鹿市バイオマスセンター条例を廃止する条例
- 議案第 12 号 山鹿市上永野活性化施設条例を廃止する条例
- 議案第 13 号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 14 号 令和 3 年度山鹿市一般会計予算
- 議案第 15 号 令和 3 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 3 年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 3 年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 3 年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 3 年度六郷財産区特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 3 年度城北財産区特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 3 年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第 23 号 令和 3 年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第 24 号 令和 3 年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第 25 号 財産の譲渡について
- 議案第 26 号 財産の貸付けについて
- 議案第 27 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第 28 号 市道路線の認定について

（委員長報告）

討 論  
採 決

第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第4 所管事務調査の委員会付託

日程追加

第5 議案第29号 副市長の選任について

議案第30号 教育委員会委員の任命について

議案第31号 公平委員会委員の選任について

議案第32号 監査委員の選任について

第6 議案第33号 監査委員の選任について

○

出席議員（20名）

|     |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番  | 関 | 口 | 和 | 良 | 君 |   |
| 2番  | 永 | 田 | 壮 | 拓 | 君 |   |
| 3番  | 深 | 牧 | 大 | 助 | 君 |   |
| 4番  | 原 |   | 芳 | 郎 | 君 |   |
| 5番  | 隈 | 部 | 賢 | 治 | 君 |   |
| 6番  | 高 | 橋 | 龍 | 一 | 君 |   |
| 7番  | 豊 | 田 | 新 | 二 | 郎 | 君 |
| 8番  | 山 | 下 | 誠 | 治 | 君 |   |
| 9番  | 古 | 川 | 和 | 博 | 君 |   |
| 10番 | 金 | 光 | 一 | 誠 | 君 |   |
| 11番 | 松 | 見 | 真 | 一 | 君 |   |
| 12番 | 立 | 山 | 大 | 二 | 郎 | 君 |
| 13番 | 小 | 川 | 榮 | 二 | 君 |   |
| 14番 | 芋 | 生 | よ | し | や | 君 |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭 | 一 | 君 |   |
| 16番 | 有 | 働 | 辰 | 喜 | 君 |   |
| 17番 | 服 | 部 | 香 | 代 | 君 |   |
| 18番 | 富 | 丸 | 洋 | 一 | 郎 | 君 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭 | 三 | 君 |   |
| 20番 | 永 | 田 | 紘 | 二 | 君 |   |

○

説明のため出席した者

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 市 長                 | 早 田 順 一 君   |
| 副 市 長               | 池 田 永 実 君   |
| 教 育 長               | 堀 田 浩 一 郎 君 |
| 総 務 部 長             | 木 下 実 君     |
| 市 民 部 長             | 梅 崎 康 二 君   |
| 福 祉 部 長             | 佐 藤 ア キ 君   |
| 経 済 部 長             | 早 田 順 二 君   |
| 経済部首席審議員            | 大 林 秀 樹 君   |
| 建 設 部 長             | 古 江 光 拓 君   |
| 教 育 部 長             | 瀬 口 慎 哉 君   |
| 市民医療センター<br>事 務 部 長 | 永 田 臣 司 君   |
| 消防本部消防長             | 中 原 茂 昭 君   |
| 福 祉 部 次 長           | 徳 永 謙 吾 君   |
| 建 設 部 次 長           | 松 尾 正 都 君   |
| 会 計 管 理 者           | 野 満 信 男 君   |
| 水 道 局 長             | 池 田 淳 志 君   |
| 教育部首席教育審議員          | 若 杉 幸 生 君   |
| 人 権 啓 発 課 長         | 西 島 靖 雄 君   |
| 鹿北市民センター長           | 鶴 川 浩 一 郎 君 |
| 鹿本市民センター長           | 都 田 英 樹 君   |
| 福 祉 課 長             | 飯 川 浩 一 君   |

○

事務局職員出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 渡 邊 義 明 君 |
| 局長補佐兼議事係長   | 中 村 武 志 君 |
| 書 記         | 高 木 善 彦 君 |

○



議案第20号 令和3年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 令和3年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和3年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 令和3年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 財産の貸付けについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（服部 香代君）

小川市民福祉常任委員長。

[市民福祉常任委員長 小川 榮二君 登壇]

#### ○市民福祉常任委員長（小川 榮二君）

皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案12件であります。去る3月22日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その結果について、ご報告いたします。

議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 令和2年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第4号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和3年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和3年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 令和3年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（服部 香代君）

勢田総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 勢田 昭一君 登壇]

#### ○総務文教常任委員長（勢田 昭一君）

皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会からの報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託された案件は、議案5件であります。

去る3月23日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、財産の譲渡が予定されております上永野活性化施設を現地調査いたしました。

帰庁後、委員会を再開し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。

議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 山鹿市上永野活性化施設条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、順次発言を許します。金光 一誠議員。

〔10番 金光 一誠君 登壇〕

○10番（金光 一誠君）

おはようございます。

議席番号10番、れいわ創造の金光 一誠です。

討論通告により、議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、関係します議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算につきまして、反対討論を行います。

先ほど、小川委員長から報告があったとおり、所管委員会で可決されております。今回の件につきましては、れいわ創造の3名、指摘されることにつきましては真摯に受けとめ、あえて討論をさせていただきます。

議案第9号の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、3年に1度見直す計画的な改正で、介護費用の増減要因もお聞きし、また昨日、担当部長からも介護制度の説明を受け、大卒理解をしたところですが、私の胸に残るものが何かあります。

この改正内容は、第1号被保険者、65歳以上の方でございますが支払う介護保険料を見直すもので、介護保険施行令第38条第1項第1号から第9号まで、段階別に改定案が示され、第1号で4920円、第9号で1万6728円の引き上げとなっております。

また、議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算では、第1号被保険者の介護保険料は前年と比較すると、保険料の改定を見込み8368万9000円の増、介護給付費準備基金から3917万1000円の繰り入れを行った予算編成となっております。そして、基金の現在高は1億6247万4000円となっておりますが、この基金につい

でも残りの2年間で使う計画となっているのも承知しているところでございます。

一方で、山鹿市の介護保険条例の第11条には、徴収の猶予期間が設けられており、第3項に世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業や業務の休止または廃止、そして事業における著しい損失、失業等により著しく減少したときは、6カ月の徴収の猶予期間ができるとあります。これはあくまでも猶予期間のことではあります。が、今まさにそのような状態に山鹿市も陥っているのではないのでしょうか。保険料は年金から自動的に天引きされるもので、余り関係のないことでしょうか。市民への配慮はあったのでしょうか。疑問に思うところです。

国は、コロナ感染症緊急経済対策における税制上の措置として、厳しい状況におかれている納税者に対して緊急的な措置を講ずることにもなっております。山鹿市においても、早田市長はコロナ対策を最優先として取り組んでいくと述べられておりますので、初めからつまづくことになるやもしれません。財源の手当は知恵を絞ってください。介護保険料改定の時期は今じゃないと思います。市民の目線に立ち、コロナ収束の期間まで待つていただくことが肝要であると考えますので、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、反対をします。

これで、私の反対討論を終わります。

○議長（服部 香代君）

以上で、金光議員の討論は終了いたしました。

次の通告順により、有働 辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働 辰喜君 登壇]

○16番（有働 辰喜君）

おはようございます。

議席番号16番、有働 辰喜です。

私は、議案第14号について、反対の立場から討論を行います。

議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算の（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費には、遠距離通学対策事業費7478万円が含まれ、山鹿小学校、菊鹿小学校、鹿北小学校、鹿本小学校、めのだけ小学校の5つの小学校のスクールバス6166万5000円、スクールタクシー672万8000円の運行管理業務委託費と、市所有バスの維持管理費630万円が含まれております。

スクールバス運行全16路線は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で業務委託期間として運行管理業務委託契約が締結されましたが、貸し切りバス使用の2路線、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託費の積算に関しましては、昨年の3月定例会でも市の積算根拠が、国が認めた積算方法よりも高額と

なる積算方法を採用して、上限価格8857万6000円を設定したことにより、無駄な公金支出であるとして反対をいたしました。しかしながら、複数年、いわゆる3年で契約しておりますので、その関係上、見直されることもなく、今年度予算でも昨年と同額の予算が計上をされています。

では、実際にどれだけの運賃の差額があるのかを求めるための条件といたしまして、国が示している車種区別のキロ制運賃及び時間制運賃の上限額を使用し、国が示している点呼点検2時間と最低保証の走行時間3時間を加えた運行時間5時間を用いて求めた運賃を満額で落札したとして算出すると、単年度で1900万円となります。この金額は現在のスクールバス運行管理業務委託費の単年度契約委託費2809万3000円の67.6%で、909万3000円安くなります。何だその程度かと思う方もおられるかもしれませんが、909万3000円は鹿本小学校のスクールバス全4台の年間運行管理業務委託費959万2000円の94.8%であり、50万円の追加で単年度運行管理業務委託費が賄えます。同じく、スクールバス2台ずつを運行する鹿北小学校と菊鹿小学校の2校分も50万円追加で補えます。ほかで例えますならば、山鹿中学校スクールバス全3台分の単年度運行管理業務委託費が賄えて、かつスクールバス2台分の年間維持費100万円も賄えます。また、菊鹿中学校と菊鹿小学校、または菊鹿中学校と鹿北小学校の組み合わせでは、どちらの組み合わせでも単年度の運行管理業務委託費742万8000円と、市所有バス3台の年間維持費150万円を賄い、約16万円残ります。同様に、山鹿小学校と菊鹿小学校、あるいは山鹿小学校と鹿北小学校の組み合わせでは、どちらも単年度の運行管理業務費が賄えて、年間維持費150万円を賄った上に、約40万円残ります。さらに言うと、昨年3月定例会での反対理由の1つとして、私はプロポーザル方式での発注による受注金額が高どまりする点も指摘をいたしました。

高止まりとなっている実例を挙げて説明をいたします。山鹿市は、昨年6月定例会で私の一般質問に対して、運行時間は1日当たり7時間を積算根拠としたと答弁をしています。そこで、先ほどの年間運賃1900万円を求めたのと同じ条件で運行時間のみ、5時間を山鹿市の積算基準である7時間に変えて年間運賃を求めますと、2544万6000円となります。つまり、プロポーザル方式で発注された現在の年間委託契約運賃2809万3000円は、競争入札方式であれば2544万6000円が上限価格となり、落札率100%での受注よりもプロポーザル方式での発注により264万7000円余分に支払っているということになります。

こうした視点で見ると、いかに無駄な公金が支出されているのかを理解していただけたと思います。単年度でこれだけ無駄に税金を支出する遠距離通学対策事業予算を含む議案第14号には反対をいたします。

○議長（服部 香代君）

以上で、有働議員の討論は終了いたしました。

次の通告順により、芋生 よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[14番 芋生 よしや君 登壇]

○14番（芋生 よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生 よしやです。

私は、議案第3号、議案第9号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第3号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第9号）についてです。この中に個人番号カード交付関連事務があります。いわゆるマイナンバーカードですが、この交付枚数は政府広報が今盛んに行われるもとでも、山鹿市で2019年7月、14.3%から、今回23.2%へと8.9%交付は増加したにすぎません。これまでも毎回、私は繰り返し述べていますが、市民は情報漏えいや紛失などの不安を払拭できず、取得の必要性を感じていないからではないでしょうか。先日も、市民の方から、取得をしたが、一度も使っていない、次は更新はしないとの話を聞いたばかりです。

2020年11月13日付、しんぶん赤旗によりますと、我が党の本村伸子衆議院議員の追及により、地方公共団体情報システム機構のマイナンバーカードに関する契約内容が、何と7回も変更され、金額は10倍を超える額になっていたということが明らかとなりました。全国的にも発行枚数は低迷をしている中でのICカードの総発注枚数は8500万枚で、2社が随意契約となり、交付が始まった2016年の58億円から、今回この2社は契約変更を繰り返して664億円まで、10倍を超える契約金額となっています。皆さん、一体何のためのマイナンバーカードなのかがわかる状況ではありませんか。国民、市民の利便性を高めると宣伝しながら、IT公共事業として使われているのではないかと、マイナンバー制度に詳しい自治体情報政策研究所代表の黒田充さんも指摘をしています。

私は、危険で市民が望まないマイナンバー制度は、際限ない税金投入そのものであることから、廃止すべきであると考えます。よって、マイナンバーカード関連費に反対をいたします。

それでは、続きまして、議案第9号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。こちらは先ほど金光議員も反対討論をなさいましたが、私も値上げがされることに関して、この条例改正に反対の立場です。

2000年4月に介護保険はスタートしました。全国どこでも誰でも1割負担で必要なサービスが受けられる、家族介護から社会的介護へのスローガンは、多くの介

護家族が希望を寄せた制度です。しかし、21年間、介護保険は持続可能性の確保の名のもとに、給付削減と負担増が繰り返されてきました。事業者の収入になる介護報酬はマイナス改定が繰り返され、経営難と人手不足が深刻です。大手新聞が介護保険が今後10年、現行のままで維持できるかという設問に、9割の自治体が困難と回答をしています。主な問題点は、人材不足ということです。介護にお金を出不さい国の責任は重大です。

3年ごとの保険料改定で、山鹿市では1市4町合併前は各自治体で算定され、第1期基準料は2600円から2980円と、各自治体で異なっていました。2005年1月合併しましたが、そのときの2006年から2008年の第3期は、自治体ごとの基準がそのまま生かされておりまして。そして、第4期、2009年から4428円に山鹿市は統一されました。第5期には、基準料で872円の値上げが行われ、第6期は310円の値上げ、前回、第7期はわずか50円でしたが、値下げとなり、近隣の大幅値上げと比較され、市民の皆さんからは大変喜ばれました。今回、2021年から2023年の第8期は、基準額5560円が6380円と820円の値上げが提案されています。第8期介護保険事業計画では、さらに国の計画ですね、さらに制度改悪と負担増が狙われております。財務省は、要介護1と2まで保険給付から外し、総合事業に移すことを主張してきましたが、これは介護の家族などからの強い反対にあい、正式には見送られました。利用者負担をめぐり、8月から介護施設に入所する低所得者への食事などの補助、補足給付ですが、見直しが行われます。特別養護老人ホームなど施設に入っている人の食費、居住費を補助する補足給付が改革され、例えば年収120万円超の人は月2万2000円も負担がふえます。さらに、同年収の場合、預貯金が500万円以上あるとなると、補助対象ですらなくなります。まさに、低年金者を狙い撃ちにした負担増と言えます。

この21年間で保険料は2倍以上になりました。値上げは年金生活者にとって致命的という声が高齢者の皆さんから寄せられています。私もさまざまな声を聞いてまいりましたが、年金だけでは暮らせないから働かなくてはならない。ぜひ仕事を紹介してほしいと相談を受けてきました。そういった方たちは、今、コロナの影響を受けて、さらに息をつめて暮らしています。65歳以上の保険料は、年金からいや応なしに引き落とされるのが介護保険料です。市民を助けるどころか、息の根をとめてしまうような今回の値上げは絶対に認められません。

介護保険料は、一般会計からの法定外繰入はできないのだと言われましたが、そうではありません。国の三原則、全面免除はしない、収入だけに着目した一律減免は適当でない、一般財源からの補填はしない、そういう三原則がありますが、保険料に対する厚生労働省の三原則の圧力は、我が党の国会質問の中で、三原則という

のは助言に過ぎず、自治体がそれに従う義務はないということを確認しています。

また、当時、坂口厚生労働大臣、2002年3月19日、参議院厚生労働委員会では坂口大臣が、一般財源の投入であっても、原則を越えて自治体が行うというのなら、その自主性を尊重すると答弁しています。実際、第4期に5保険者、第5期に10保険者が、一般会計からの投入を行っております。自治体は、自治事務である介護保険制度の保険者として工夫して引き下げることができるのです。コロナ禍の中、何よりも市民を守るために全力を尽くすということは、コロナ禍の中で経済的な点でも市民を守るために全力を尽くすべきであり、値上げするべきではありません。

よって、この条例改正には反対といたします。

続きまして、議案第14号 令和3年度山鹿市一般会計予算についてです。今回は、骨格予算となっていますが、何よりも新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守ること、コロナ禍の中で影響を受けたさまざまな苦難の軽減に全力を尽くすことが求められます。ワクチン接種の取り組みには評価ができますが、2カ所の山鹿市クラスター発生に伴い、大きな犠牲が出たことを考えるならば、再び感染者を出さないことに取り組むべきであり、1回切りの高齢者や障害者施設職員に対してのPCR検査ではなく、定期的な検査に取り組み、さらに検査対象者を広げるべきです。子育て世代の支援、自粛ばかりが押しつけられ、補償はなおざりにされている事業所などへの支援策も待ったなしであり、6月での予算措置では遅すぎます。国の施策を待つのではなく、財政調整基金なども活用して、市民の命と暮らし、なりわいを守る一刻も早い手だてをとることを求め、反対といたします。先ほどのマイナンバー、個人番号カード交付関連事務もこの中に入っておりますので、議案第3号と同様の意見で反対をいたします。

続きまして、議案第15号 令和3年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてです。施策概要の中に、未納世帯に対して接触機会をふやすために、短期保険者証や資格証明書の交付及び必要に応じた差し押さえなどの滞納処分の実施、収納率向上に向けた取り組みを適切に実施するものであると書かれていました。これまでも、私は一般質問で取り上げてきましたように、資格証明書の発行を取りやめた自治体もふえています。

さらに、コロナ禍の中で、資格証明書、短期保険者証の発効をやめ、通常の保険証を届け、新型コロナウイルスに感染して重症化することを防ぐためにも、早めの受診を促す取り組みがなされている自治体がある中で、払いたくても払えない国民健康保険の引き下げの検討ではなく、差し押さえの実施を掲げるなど、もってのほかです。子育て支援が必要と国も動き出して、2022年から子供の均等割減免を実施すると方針を出す状況となっています。

市民の一番身近な自治体こそ、市民のおかれている状況がわかっているではありませんか。今こそ、誰もが安心して医療が受けられるように、一般会計からの法定外繰入を復活させ、市民の負担軽減に取り組むことを強く求めます。

続きまして、議案第16号 令和3年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてです。本市の高齢者健診の取り組み、受診率は、県平均を上回り、県内市町村で高順位を維持していることは評価いたします。しかし、そもそも後期高齢者医療制度は年齢で差別し、給付抑制や本人負担をふやす問題のある制度です。また、保険料負担を抑えるために設けられている特例措置が縮小され、負担が押しつけられ、年金は削減されて、高齢者の皆さんの暮らしは大変です。

政府は、75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割にする法案まで、今国会に出しています。日本医師会からも、年収に対する患者一部負担割合は十分に高く、受診控えのおそれがある。受診をしたとしても患者負担が重荷となり、必要な医療を遠慮される懸念があるとの意見を出しているほどです。コロナ禍で重症リスクの高い高齢者の医療費窓口負担を2倍にするなど、血も涙もない冷たい政治だと言わなければなりません。75歳以上の高齢者医療費負担増は、きっぱりと撤回すべきです。誰もが安心して医療が受けられる制度とすることを求めて、この制度自体に反対いたします。

議案第18号 令和3年度山鹿市介護保険事業特別会計予算についてです。先ほども述べました介護保険料の改定がここに含まれております。そして、令和2年度の高齢化率は37.3%で、さらにひとり暮らしや認知症などの複合的な課題を抱える高齢者世帯が増加する。支援を必要とする介護認定者の介護給付は、年々増加が見込まれると議案書の中でも現状分析が行われておりました。制度の枠を超えた重層的な支援体制の整備が必要なこと、高齢者の実態把握と介護予防、日常生活支援事業のサービスにつなぎ、身体的・運動的機能低下を防ぎ、要介護状態にならない取り組みを進めること。利用者の適正なサービスにつながるよう、介護給付費の適正化を図るとともに、増大する給付の抑制に努める必要があるとも述べられておりました。条例改正の討論の中でも述べましたが、介護保険制度の矛盾が深刻となっています。

国の制度改悪については、意見を山鹿市からも上げていくとともに、市民の負担増としないことが今必要です。収納率向上のために納付相談による戸別訪問など、徴収体制の強化を図ると書いてありましたが、そうするのではなく、負担軽減を図ることを求め、反対いたします。

以上、議員の皆さんとともに市民の命と暮らし、なりわいを守る手だてを尽くすことへのご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論いたします。

○議長（服部 香代君）

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。立山 大二朗議員。

[12番 立山 大二朗君 登壇]

○12番（立山 大二朗君）

議席番号12番の立山 大二朗です。

私は、議案第9号について賛成討論をしたいと思います。

3月22日の市民福祉常任委員会におきまして、介護保険条例の一部を改正する条例について審議いたしました。主な内容は、第8期、令和3年度から令和5年度計画期間中の保険料率の改正でしたが、その中で第8期計画期間中の保険料が増加する要因として、1つ、第7期計画期間中における1カ月の1人当たり給付費の増加、2つ、1カ月の1人当たりの受給率の増加、3つ、1年後の介護度の重度化、4つ、施設サービスの増加、5つ、介護報酬の改定に伴う増加、この5点などが挙げられてまして、特に後期高齢者の増加に伴うサービスの増加、1人当たり年間数百万円の費用負担が生じる入所系施設サービスの増加、介護保険制度を支える現役世代の人口減少などの要因があると、そういう説明を受けております。

先ほど、芋生議員からもありましたが、介護保険制度では法定外繰入が認められておらず、本来、赤字が出た場合は、都道府県単位で設置されている財政安定化基金を借り入れる仕組みとなっており、この財政安定化基金を借り入れると、次期、第9期、令和6年度から令和8年度計画期間での償還が必要となり、3年後にはさらなる保険料の増加が見込まれるとのことでした。

そのような状況下にあっては、介護サービスを必要とする高齢者の皆様をしっかりと支えていくためには、今回の条例改正はやむを得ないものと考えますし、その中で適正な運用をお願いしたいと思います。さらに、被保険者が負担する保険料について、必要以上の減免をいたしますと、所得の多い方々の負担がさらにふえることにもつながりますし、仮にその費用を一般財源で市が負担するという、そういう考えもあるんでしょうが、そうすると費用負担の公平性を損なうおそれがあると考えます。

このコロナ禍での保険料引き上げには反対との意見がございますが、むしろコロナ禍の中で介護サービスを必要とされている高齢者の方々に、安定したサービスの提供を行い、またそのご家族にも安心して生活していただくかねばなりません。介護保険制度の適正な運用と、サービスを必要とされている方々をしっかりと支えていくためには、今回の改正はやむを得ないものと思われまますし、高齢者や生活困窮者等



への対策については介護保険制度とは切り離して別の対策、施策を講じていくべきものと考えます。ご負担をお願いすることは心苦しくもありますが、本当に子供たちや若者たちによりよい山鹿市を受け継いでいくためにも、そして将来にわたる健全な財政の実現の観点から、またご高齢の方々が、またそのご家族の皆様が安心して介護サービスをご利用いただく環境構築が本来の我々の責務ではないかと考えます。

よって、今回の条例改正につきましては、賛成するものと考えます。以上です。

○議長（服部 香代君）

以上で、立山議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第3号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号から議案第13号までの4案件を一括採決いたします。議案第10号から議案第13号までの4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、4案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号から議案第24号までの6案件を一括採決いたします。議案第19号から議案第24号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第28号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決  
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

日程第2 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（服部 香代君）

日程第2、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規  
定に基づき、指名推選により行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。  
お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、小島 邦夫さん、江住 昌藏さん、東 栄二郎さん、高  
木 裕子さん、以上4名を、選挙管理委員会補充員に、順位1番、富安 豪さん、  
順位2番、長瀬 洋子さん、順位3番、緒方 浩介さん、順位4番、渡邊 和代さ  
ん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました皆さんを選挙管理委員会委員及び同補  
充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました皆さんが選挙管理委員会  
委員及び同補充員に当選されました。

ただいまの当選人には、会議規則第32条第2項の規定により、文書によって告知  
いたします。

以上で、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終了いたします。

○

日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（服部 香代君）

日程第3、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員には、私、服部を指名いたします。

お諮りいたします。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員には、私、服部を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、私、服部 香代が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

高いところから恐縮でございますが、受諾させていただきます。

以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

○

日程第4 所管事務調査の委員会付託

○議長（服部 香代君）

日程第4、所管事務調査の委員会付託を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、所管事務審査資料収集及び調査を、令和3年度中に実施したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○

○議長（服部 香代君）

ただいま議案5件が提出されました。

書記は、配付してください。

[書記 配付]

○議長（服部 香代君）

お諮りいたします。この際、議案5件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、議案5件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

————— ○ —————

日程第5 議案第29号～議案第32号

○議長（服部 香代君）

日程第5、議案第29号から議案第32号までの4案件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

議案第29号から議案第32号までにつきましてご説明を申し上げます。

議案第29号 副市長の選任につきましては、池田 永実副市長が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに阿蘇品 貴司氏を本市副市長に選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

同氏は、本市の職員として、総務部長、市民部長などを歴任し、豊かな行政経験と幅広い知見を有しておられ、本市の副市長として適任であり、提案するものでございます。

続きまして、議案第30号 教育委員会委員の任命につきましては、現委員、栗川 亮一氏が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに立山 和宏氏を本市教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

同氏は、農業体験を通じて、子供たちへの食育に実践的に取り組まれるなど、子供たちの教育に関し、高い見識と関心を有しておられ、教育委員会委員として適任であり、提案するものでございます。

続きまして、議案第31号 公平委員会委員の選任につきましては、現委員 佐

藤 公俊氏が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、引き続き同氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、これまで長年委員を務められ、その豊富な経験と実績から判断し、公平委員会委員として適任であり、提案するものでございます。

最後に、議案第32号 監査委員の選任につきましては、現委員 角田 英勝氏が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに木村 三洋氏を本市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、国の税務行政を運営する国税局の職員として、豊かな行政経験と財務に関し幅広い知見を有しておられ、本市の監査委員として適任であり、提案するものでございます。

なお、それぞれの方の略歴につきましては、記載のとおりでございます。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 香代君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

○

午前11時14分 開議

○議長（服部 香代君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております4案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第30号について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第32号について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（服部 香代君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

————— ○ —————

日程第6 議案第33号

○議長（服部 香代君）

日程第6、議案第33号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永田 紘二議員におかれましては、除斥願います。

[20番 永田 紘二君 退場]

○議長（服部 香代君）

提案理由の説明を求めます。早田市長。

[市長 早田 順一君 登壇]

○市長（早田 順一君）

議案第33号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。



本案は、議員のうちから選任すべき監査委員について、新たに永田 紘二氏を本市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 香代君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第33号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 香代君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

永田 紘二議員の除斥を解きます。

〔20番 永田 紘二君 入場〕

○

閉 会

○議長（服部 香代君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和3年（第2回）山鹿市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服部香代

山鹿市議会副議長 北原昭三

山鹿市議会議員 原芳郎

山鹿市議会議員 深牧大助